

令和元年度 第1回福祉政策会議

日時：令和元年8月7日（水）

午後3時30分から5時30分

場所：三宮研修センタービル902号室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 市民福祉のインフラストラクチャーについて
- ・市民福祉のインフラストラクチャーの定義
 - ・市民福祉のインフラストラクチャーの構成要素

3. 閉 会

資 料

- 資料1 福祉政策会議 委員名簿
- 資料2 神戸市政について（市長講演「奥行きと深みのある上質な街 神戸へ」より）
- 資料3 神戸市民の福祉をまもる条例
- 資料4 “こうべ”の市民福祉総合計画2020
- 資料5 令和元年度 保健福祉局の主要施策
- 資料6 市民福祉のインフラストラクチャーの構築に向けて
- 参考① 神戸市市民福祉調査委員会条例
- 参考② 神戸市市民福祉調査委員会運営要綱

(令和元年8月7日現在)

市民福祉調査委員会 福祉政策会議 委員名簿

(50音順・敬称省略)

伊藤 嘉余子 大阪府立大学地域保健学域 教授
柏木 登起 NPO法人シミズシーズ 代表理事
嘉名 光市 大阪市立大学大学院工学研究科 教授
茅野 龍馬 WHO神戸センター 医官
岸田 耕二 社会福祉法人すいせい 理事長
鈴木 純 神戸大学大学院経済学研究科 准教授
松原 一郎 関西大学社会学部 教授

【事務局】 保健福祉局政策課

市長講演「奥行きと深みのある 上質な街 神戸へ」より

神戸市

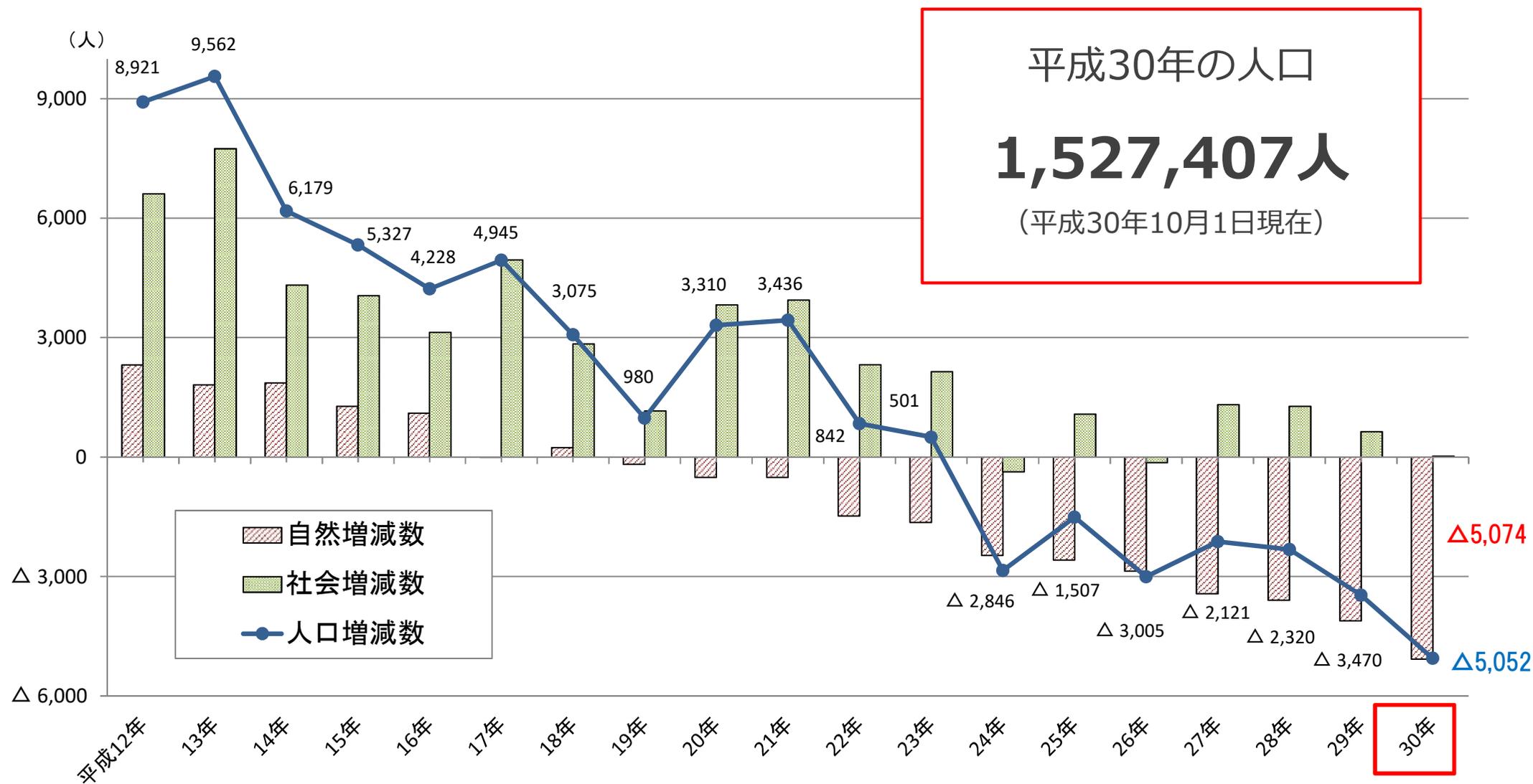
20190807 神戸市市民福祉調査委員会 福祉政策会議



神戸市の人口動態

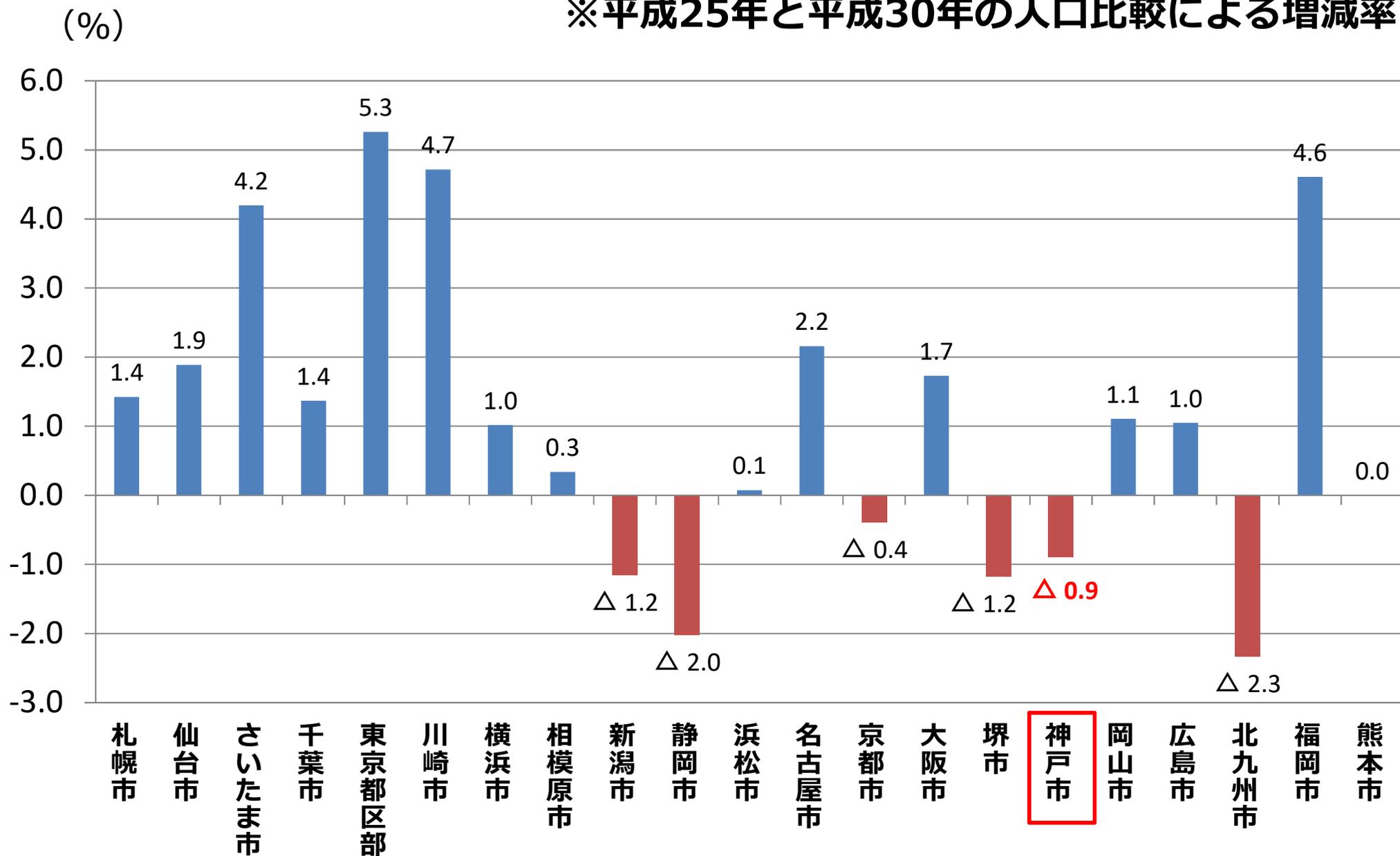


神戸市 人口動態の推移



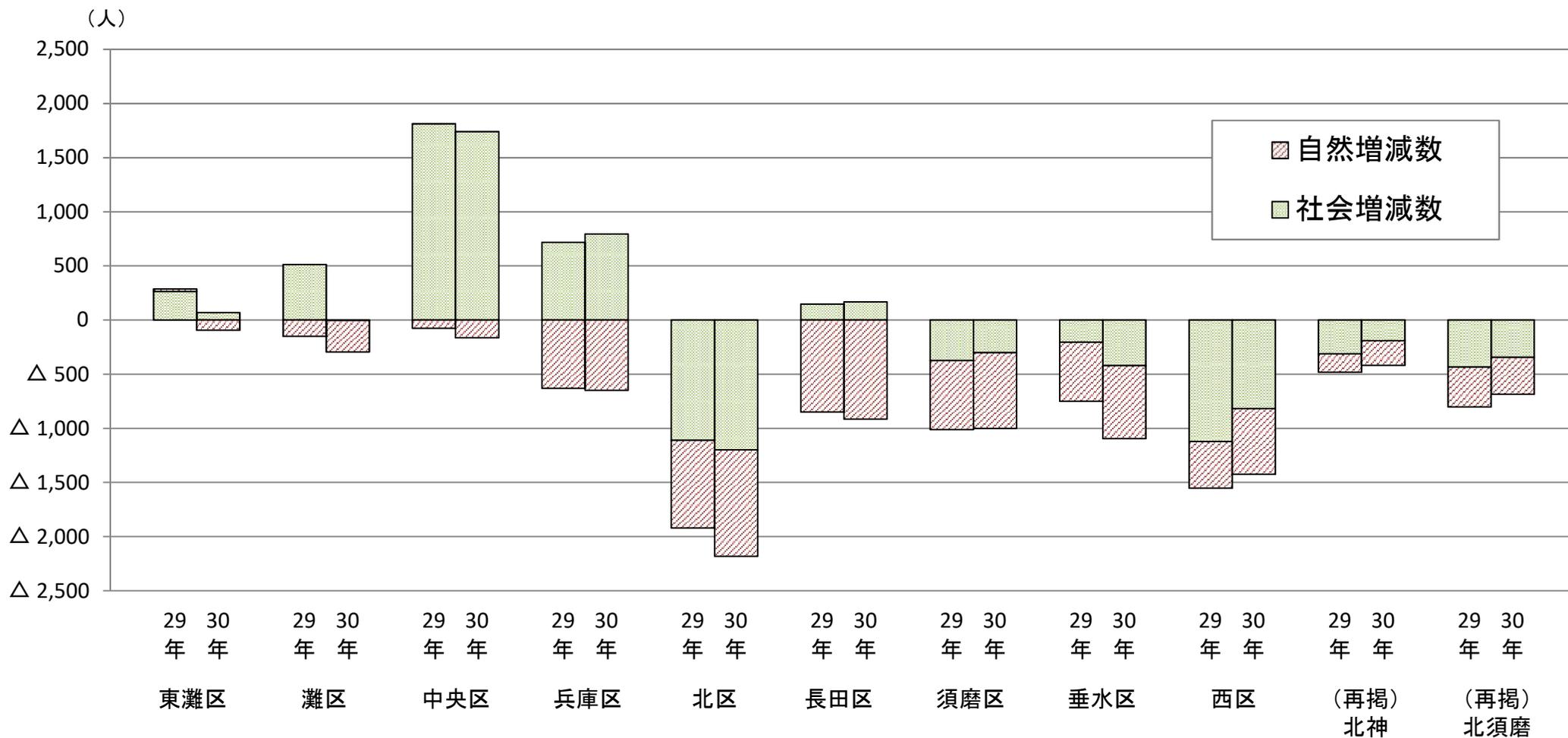
大都市における人口の増減率

※平成25年と平成30年の人口比較による増減率

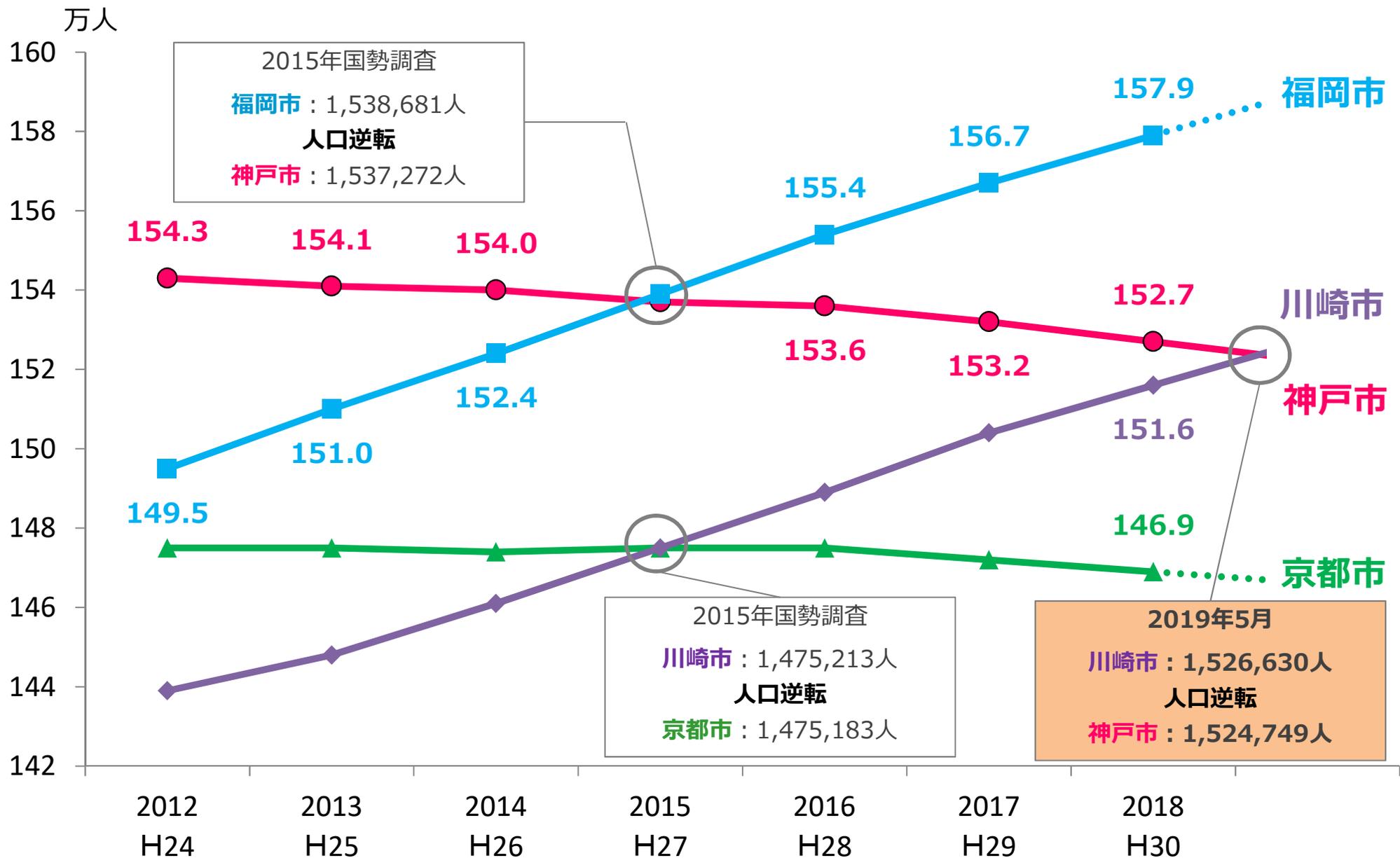


出典 | 各市の推計人口

神戸市 自然増減と社会増減 (区別)

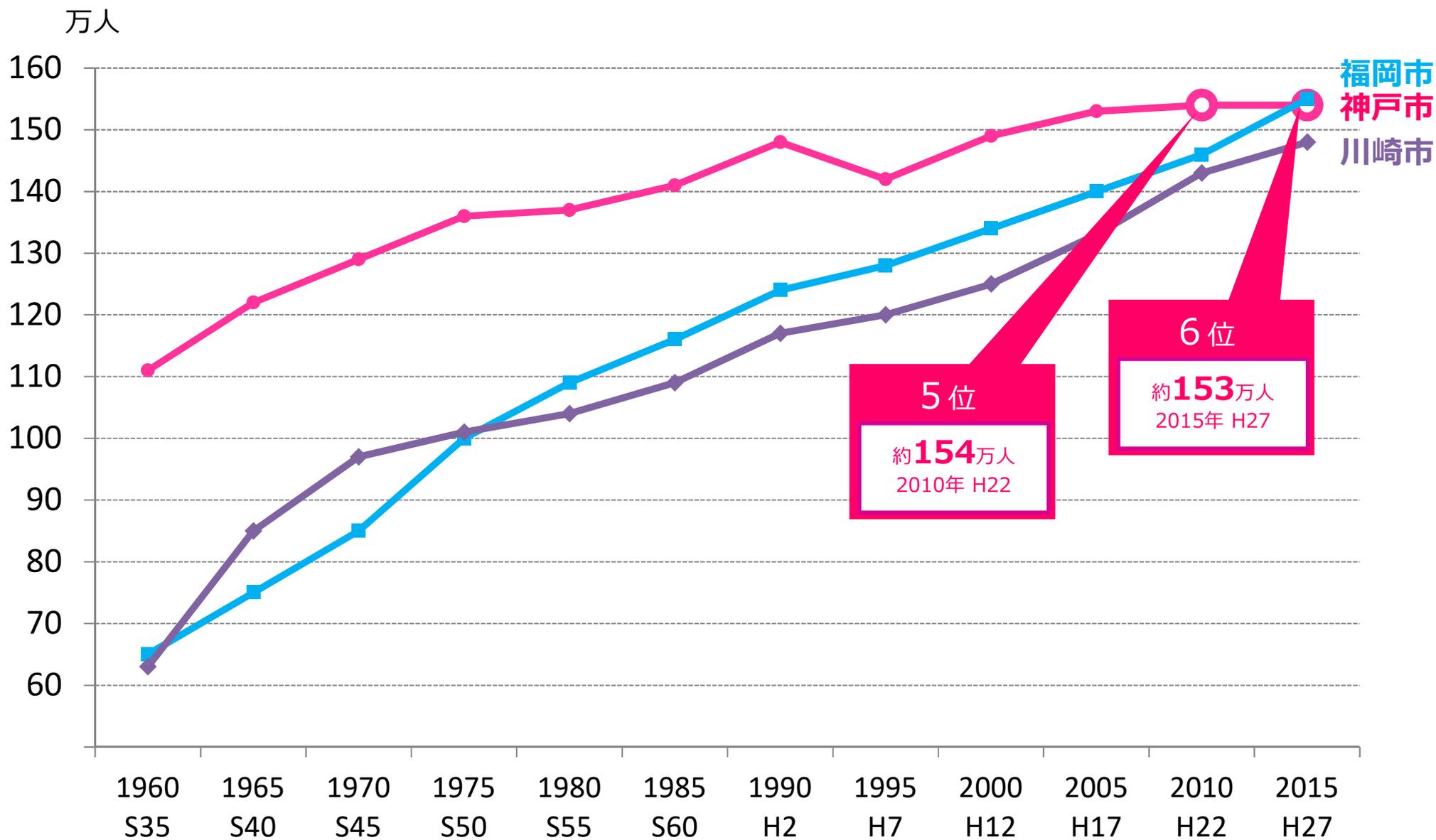


近年の人口推移 (神戸市・福岡市・川崎市)



出典 | 各市の推計人口、及び国勢調査結果

1960年以降の人口推移 (神戸市・福岡市・川崎市) 【国勢調査】



奥行きと深みのある上質な街へ

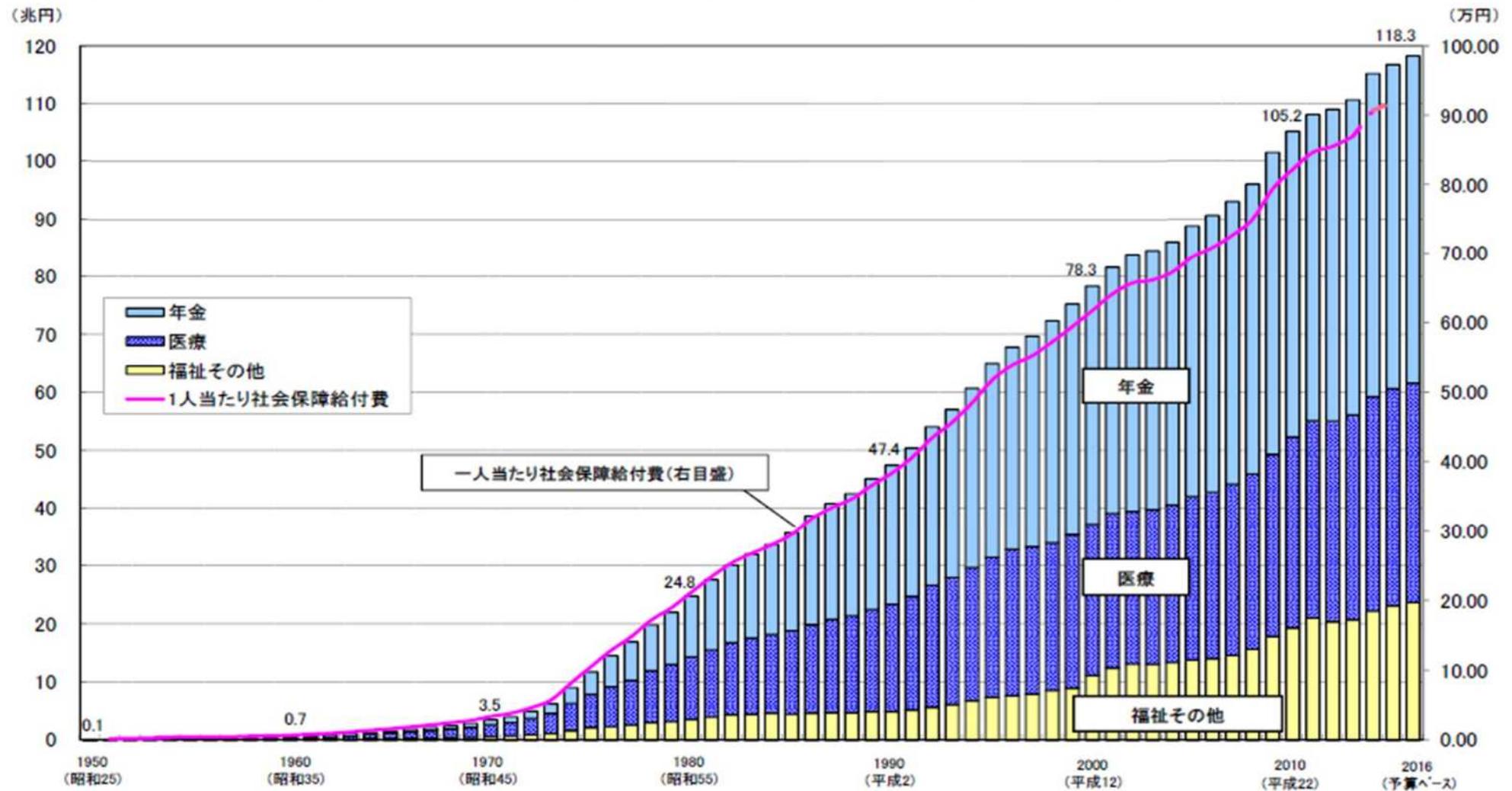
人口規模偏重
からの脱却

1人ひとりの市民の
生活の質を高める

奥行きと深みのある
上質な街へ

そこに住む人たちの
暮らしの質を重視する
「街のたたずまい」や
「景観」「デザイン性」を重視

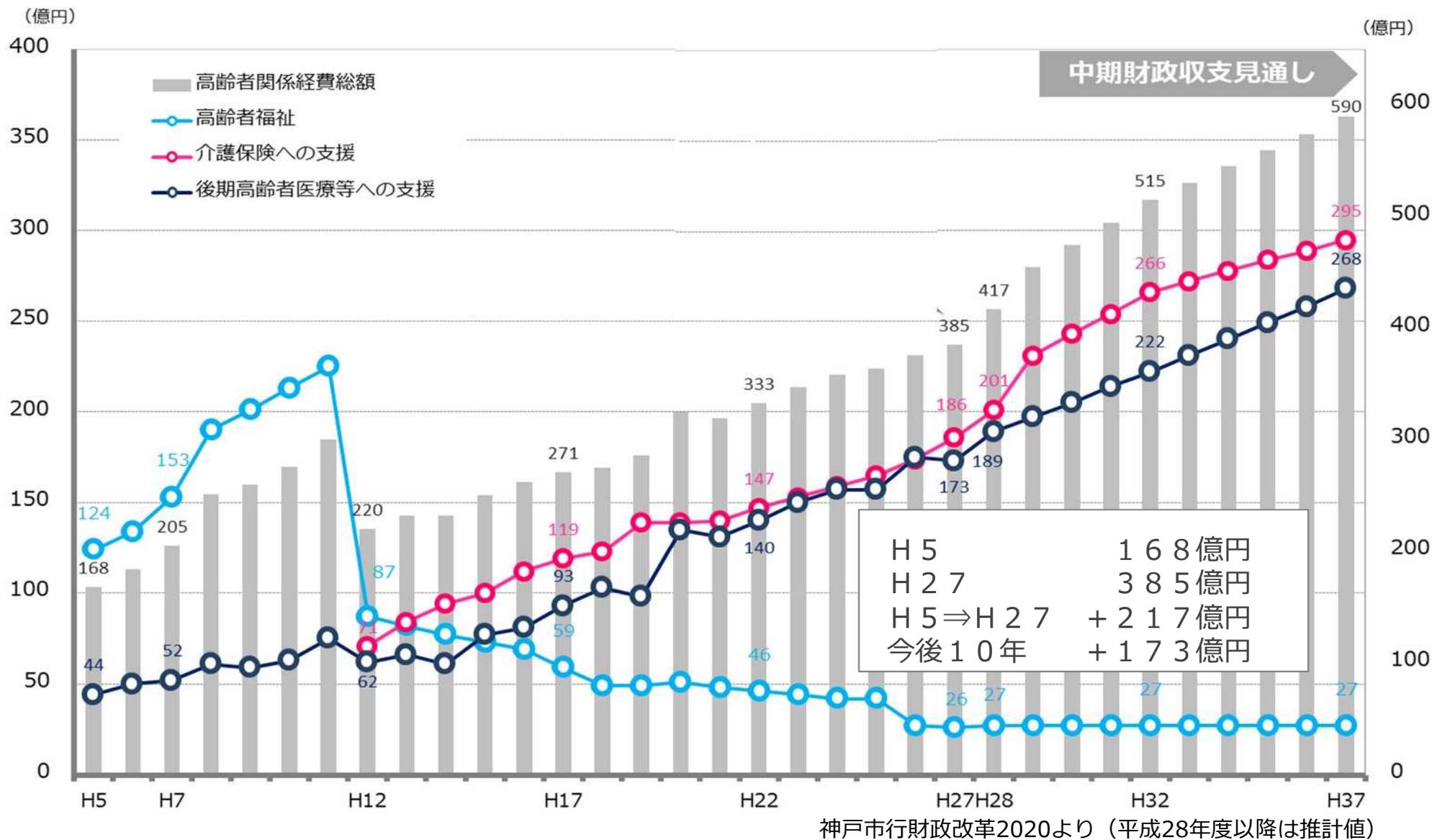
社会保障給付費の推移

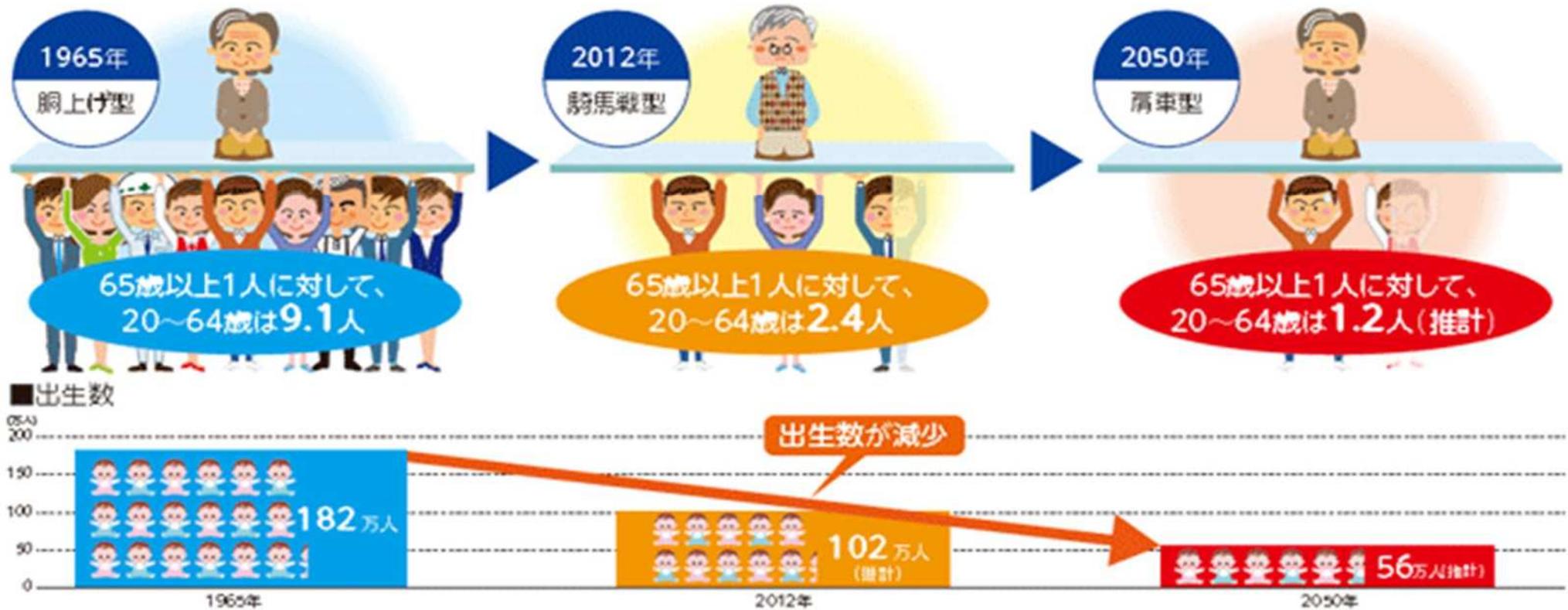


将来の社会保障給付費の見通し



神戸市における高齢者関係経費の推移





※出典：政府広報・内閣官房作成パンフレット「明日の安心 社会保障と税の一体改革を考える」

タワーマンション対策



タワーマンションのあり方に関する研究会

<開催趣旨>

タワーマンションの抱えるリスクと対応策についての調査研究を行い、持続可能なタワーマンションのあり方に関して検討



タワーマンションが立ち並ぶ
武蔵小杉駅周辺の様子
(2017年3月)



武蔵小杉駅の改札口周辺の様子
(2017年10月)

タワーマンションのあり方に関する研究会

<研究会における検討課題>

持続可能性の確保

- 修繕積立金不足
- 将来の保有コスト負担

地域コミュニティとの一体化

- 区分所有者の属性の多様化による合意形成の困難
- 高層階住民の外出行動の減少
- 周辺コミュニティとの関係の希薄化

まちづくりとの調和

- インフラの不足(小中学校の過密化など)
- 都心部への人口集中(市域全体のバランス)

「神戸版タワーマンションマネジメント制度」構築の検討

届出制度

連携

認証制度

インセンティブ施策
【情報提供・支援制度など】

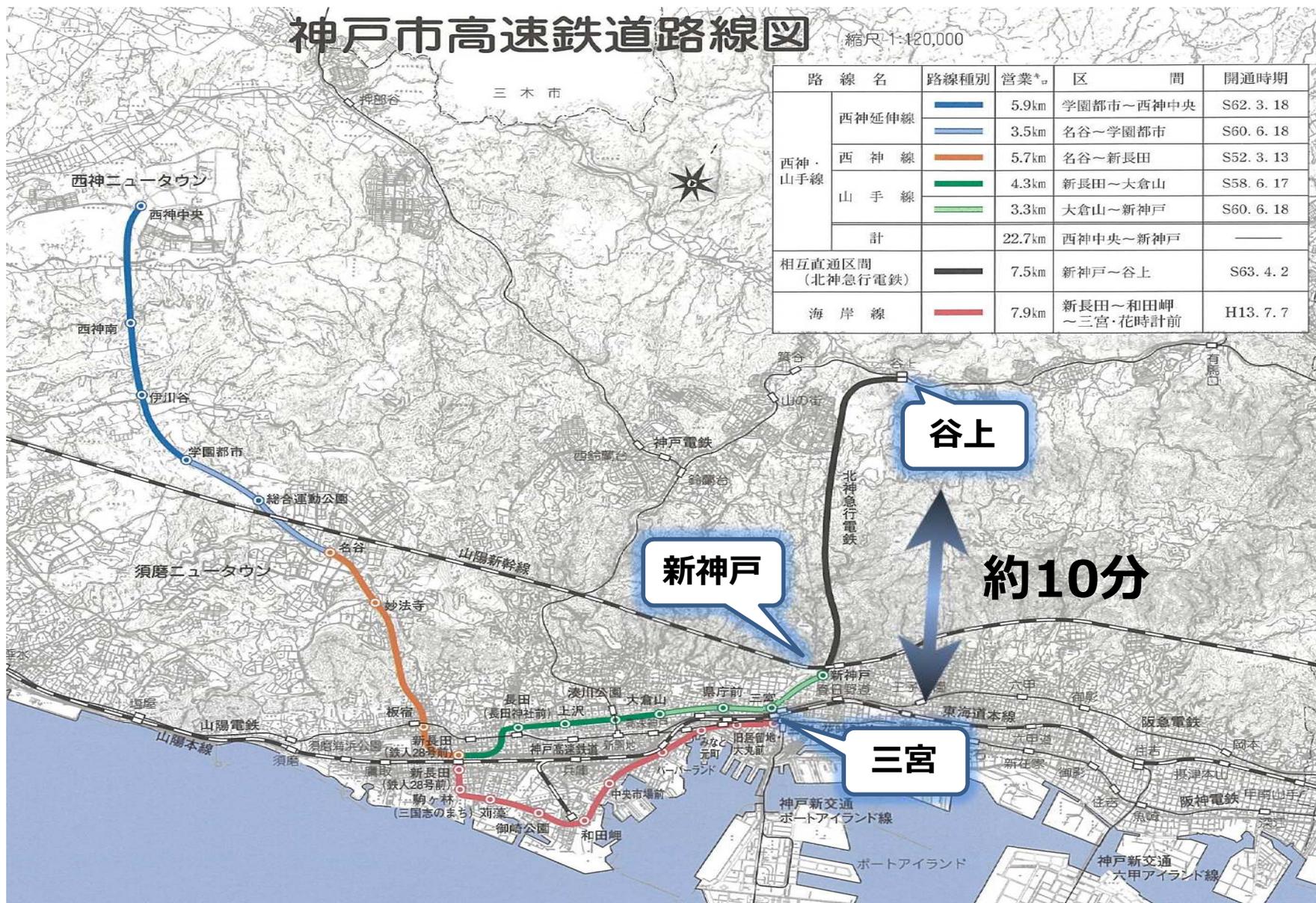
資産価値向上に繋がる施策
【優良マンションの表示など】

地域と共生するクオリティの高い
持続可能なタワーマンションを目指す

北神急行線と市営地下鉄の一体的運行



北神急行線と市営地下鉄の一体的運行の検討



北神急行線と市営地下鉄の一体的運行の検討

〈北神急行に対する関係者支援〉

○ 主要株主による支援 【1992年度～】

無利子・低利融資など

○ 運賃低減助成制度 【1999年度～】

兵庫県・神戸市による運賃低減助成

⇒2014年度からは投資・修繕への補助（国補助制度も活用）



○ 上下分離方式 【2002年度～】

トンネル等資産（下物）を、神戸高速鉄道(株)に売却し、その売却代金で公団借入を一括返済

神戸高速鉄道(株)への資金手当てとして、県市から100億円、阪急から205億円を貸付
（2021年度末まで）

北神急行線と市営地下鉄の一体的運行の検討

〈同程度運賃の他路線比較〉

路線	運賃	区間	距離
市営地下鉄・北神急行	540円	三宮～谷上	8.8km
J R (神戸線)	550円	三ノ宮～新大阪	34.4km
J R (神戸線)	500円	三ノ宮～大久保	28.1km
阪急 (神戸本線・京都線)	530円	神戸三宮～桂	67.9km
阪神・近鉄	560円	神戸三宮～近鉄日本橋	33.2km

⇒運賃低減に向けた検討として、市営地下鉄との一体的運行の可能性について協議を進める

2018年12月27日

北神急行線の運賃低減に向けた検討として、
市営地下鉄との一体的運行（阪急電鉄グループからの資産譲受）
の可能性について、協議を開始。

2019年3月29日

神戸市交通局が北神急行線にかかる資産等の譲渡を受けること
について、阪急電鉄グループと基本合意。

資産等の譲渡条件

● 鉄道事業固定資産

簿価約400億円 ⇒ 198億円（税別）

● 残債務

約650億円 ⇒ 神戸市及び市交通局は引き継がない
（※いずれも2018年3月末時点の金額）



一体的運行実施

- 神戸市交通局における経営努力
- 北神急行線への新たな支援
北神急行線の大幅な運賃低減により北神・北摂地域の魅力向上へ

一体的運行後の運賃

- 三宮駅～谷上駅間（8.8km）
540円⇒280円を目指す

一体的運行の実施日

2020年度中、遅くとも2020年10月1日までの実施を目指す



オープンガバメントが拓く未来 “Urban Innovation KOBE”



数字で見る Urban Innovation KOBE

課題の解決率

75%

業務時間(削減)

2,000人時間 以上

企業数

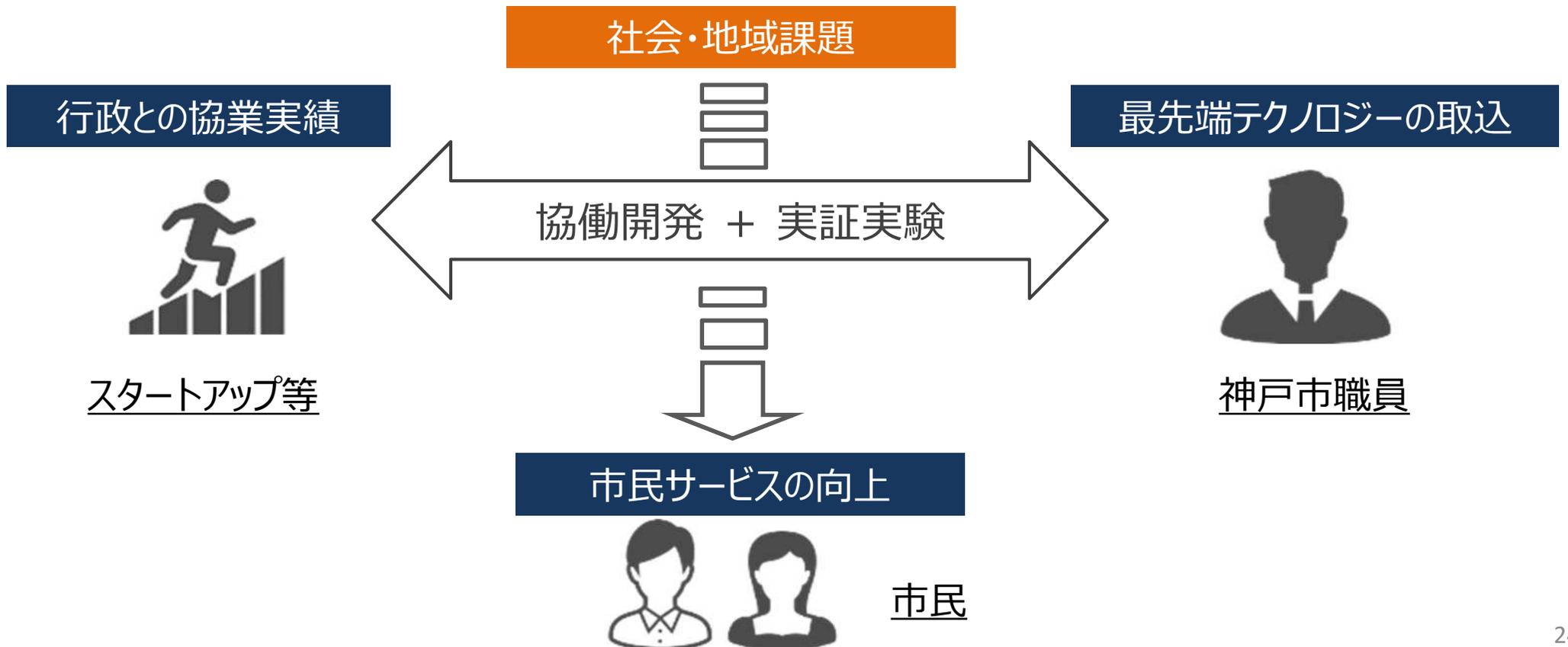
14社/年

開始時期

2018年

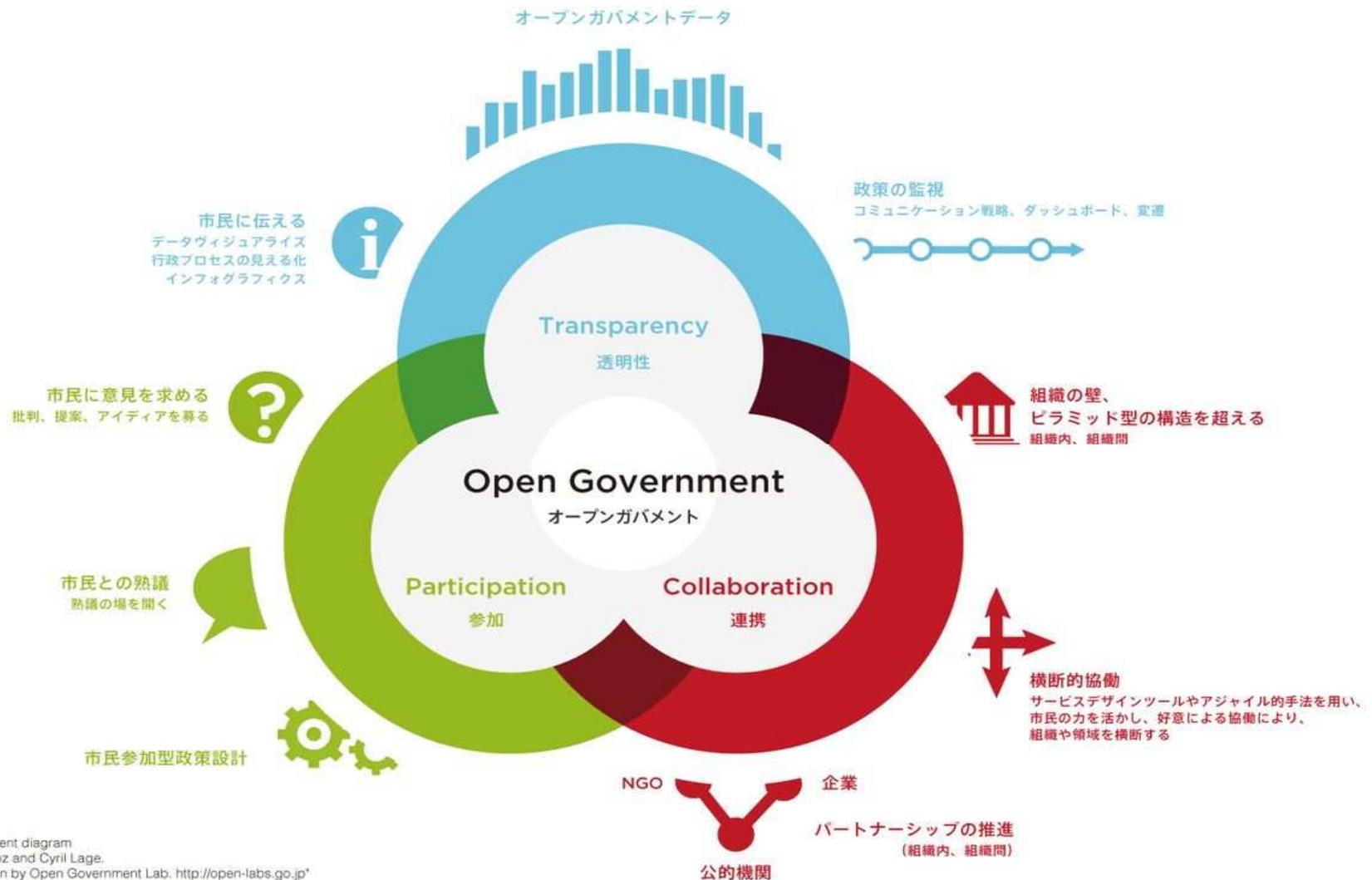
Urban Innovation KOBE とは

柔軟な発想や優れた技術力を持つ**起業家や企業**と
社会・地域課題を詳しく知る**市職員**が、**4ヶ月の協働期間**で
最適な解決手法を見出し、その構築・実証を目指す。
また、実証実験結果に応じ、**予算化**。



Urban Innovation KOBE = オープンガバメント

透明でオープンな政府を実現するため、行政情報の公開・提供と国民の政策決定への参加を促進し、併せて、民間のビジネスを生み出す取組



Open government diagram
by Armel Le Coz and Cyril Lage.
Japanes version by Open Government Lab. <http://open-labs.go.jp>
released under Creative Commons Attribution license

Urban Innovation Kobe (2018年度上期) の取り組み

・6課題中、**4課題で予算化**を達成

課題	部署名	企業名	成果	予算化
①子育てイベント参加アプリの実証開発	長田区 まちづくり課	ためま(株)	専用サイトの導入により、 イベント参加者が4割以上増加	達成
②地域コミュニティ交通の予約システム	住宅都市局 公共交通課	コガソフトウェア(株)	自動音声応答により 運営事業者の 予約管理業務を削減	達成
③行政窓口をスムーズに案内できるツール (区役所UX/UI改善実験)	東灘区 総務課	ACALL(株)	ツールの開発・タブレットの導入により、 平均案内時間を半減、案内ロス件数を1/3に	達成
④毎月手作業で行っているレプトチェックの自動化	保健福祉局 国保年金医療課	(株)エンスター・ラボ	業務フローの整理とITツール活用により、 4割を自動化、年間最大459時間の業務削減	達成
		FlyData(株)	正しい受給者番号を推測するAIモデルを作成 作業時間を1割削減	-
⑤地域統合バスロケの整備 (バスロケのデータ形式の統一)	住宅都市局 公共交通課	(株)トラフィックブレイン	バス×ITの先進人材をコンサルに迎え、 民間6社バスロケのデータ形式を統一	-
⑥革新的プロモーションツール実証実験(三宮再整備)	住宅都市局 都心三宮再整備課	ディグラント(株)	地図アプリを活用した市民参加イベントを実施 700名を超える参加を実現	-

予算化達成)①子育てイベント参加アプリの実証開発

<課題> 子育てイベントの認知度が低く、参加者も少ない



<提案> 紙のチラシを電子化し、イベント情報を共有できるサイトを導入

ためま株式会社



長田区まちづくり課



<実績>

イベントの参加者数 +44%増

⇒平成31年度より長田区役所にて正式導入

<参加者の声>

「ためまっぷながたができてから、毎日どこでやっているか知ることができて本当にうれしい」



予算化達成)②公共交通空白域における、地域コミュニティ交通の予約システムの実証開発

<課題> 予約受付・運行管理・運転を担っているため、運営者の拘束時間が長大



<提案> 音声自動応答・システム導入による、予約・運行管理の自動化

コガソフトウェア株式会社

住宅都市局公共交通課/自治会



<実績>

- ・時間外・運転中の**予約受付・運行管理業務を大幅削減**
⇒**淡河町ゾーンバス(地域コミュニティ交通)への試験導入決定**



予算化達成) ③行政窓口をスムーズに案内できるツール(区役所UX/UI改善実験)

<課題> 紙のマニュアルによる窓口対応の効率化、ノウハウの継承



<提案> 案内初心者でも活用できるタブレットを開発

ACALL株式会社

東灘区総務課

ACALL ×



<実績>

来庁者一人当たり平均案内時間 ▲48.9%

案内できなかった割合 26.7%→8.6%

⇒平成31年より神戸市の全ての区役所に導入



予算化達成) ④毎月手作業で行っているレセプトチェックの自動化実証

<課題> 医療機関からの請求書の誤りを目視でチェック



<提案> 業務フローの分析に基づく**自動化ツールを開発**

株式会社モンスター・ラボ

保健福祉局国保年金医療課

MONSTARLAB



<実績>

手作業の**4割を自動化** → 年間最大**459時間**（**38時間/月**）の業務削減

⇒平成31年度より、正式導入

⑤地域統合バスロケの整備実証実験

<課題> 市内の各バス事業者のバスロケーションシステムの統合についての調査・検討



<提案> 民間事業者とも協議しデータの標準化・オープン化の検討を推進

株式会社トラフィックブレイン

住宅都市局公共交通課

Traffic Brain



<実績>

- 2018年度に標準データ形式(GTFS-RT)に統一することで各事業者とほぼ合意
- 神戸市は、標準データを活用したデジタルサイネージの設置等を2019年度に推進



⑥革新的プロモーションツール実証実験 三宮再整備

<課題> 三宮再整備について、市民の関心が低い



<提案> 地図上に写真やコメントをタイムカプセルのように記録するアプリを使い、まちの未来の姿に関心を持つ仕掛けづくりを行う

ディグランド株式会社

住宅都市局都心三宮再整備課



<実績>

三宮再整備の認知向上イベントを実施
(期間：11/3 ~ 12/2)

→ 761名が再整備スポットを訪問！

Urban Innovation Kobe (2018年度下期) の取り組み (途中経過)

課題	部署名	企業名	成果
①給与関係の届出処理の自動化	教育委員会事務局 総務部 教職員課	(株)エンター・ライブ	通勤手当の申請の受付・精査業務の自動化 により 1,500時間/年の削減・調達決定
②「AI x IoT x 設備」 空調故障検知	住宅都市局 建築技 術部 保全課 こども家庭局 子育て 支援部 振興課	(株)Momo	実証実験中 遅延理由：IoT機器の初期不良の発覚 終了時期：未定
③神戸スイーツ 革新的プロモーション	経済観光局 経済部 ファッション産業課	(株)レポル	実証実験中 遅延理由：資本関係に拠る経営体制の変革 終了時期：8月
④日本初、水災害VRの実証開発	消防局 市民防災総合 センター	(株)理経	日本初の土石流VRの開発により 防災意識が5割向上・調達決定 (TV局/全国紙の掲載多数)
⑤「AI x 自動読み上げ」 災害情報の多言語発信	市長室 広報戦略部 広報課	(株)Spectee	実証実験中 遅延理由：多言語の翻訳精度向上・開発の遅れ 終了時期：7月 中止も視野に検討※
⑥女性の社会参画促進 リカレント教育のニーズ調査	市民参画推進局 参画 推進部 男女活躍勤労 課	(株)Compass	LINE等により 2,500名の大規模調査実施 9割が学習意欲を有することを確認 LINE(1,300名)で継続的に情報発信予定
⑦小学校 管理職向け プログラミン グ教育指導者研修プラン開発	神戸市 総合教育センター	NPO法人 みんなのコード	管理職向け研修を開発・実施 管理職のマインドセットの醸成・140名を超える 指導教員の養成研修申込を達成

※国民保護訓練でのドローン x 自動読上での協力にて、双方便益を得ている。また人事異動により主担当が不在に。

①給与関係の届出処理の自動化

<課題> 教員の通勤手当の支給の際、経路の査定に約5,500時間を要する

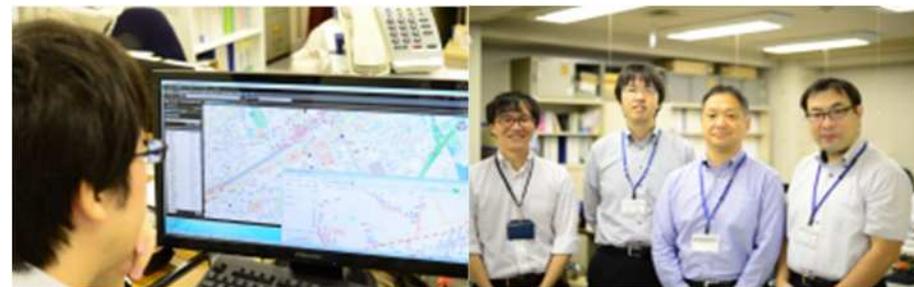


<提案> 査定について、最適経路の検索・判定を自動化し稼働を削減

株式会社モンスター・ラボ

教職員課

MONSTARLAB



<実績>

- ・自動化により、約1,500時間の削減を達成し、大幅な業務改善
- ・引き続き、自動化に取組み2,000時間の削減を目指す
- ・通勤手当以外の査定業務の自動化にも取組む予定
- ・部局横断でプロジェクトを推進し、庁内リソース(産学連携ラボ/GIS)を活用

④日本初、水災害VRの実証開発

<課題> 市民の防災意識が低く、避難勧告に従った迅速な避難が実現できていない



<提案> 全国初となる土石流体験VRを開発し、①話題性による防災研修への興味関心の向上 ②高い没入間による避難意識の向上、を目指す

株式会社理経

市民総合防災センター



<実績>

- ・体験した市民(約100名)の**防災意識の劇的な向上(5割)を達成**
- ・読売テレビ・ABCニュース・Yahooニュース・朝日新聞・共同通信など**多数メディアで放映・掲載**

⑥女性の社会参画促進リカレント教育のニーズ調査

<課題> 市内女性の社会参画、地域での活躍につながる学びのニーズをつかみきれていない



<提案> LINEやWebモニターを通じた、女性向け大規模なアンケート調査

株式会社COMPASS

男女活躍勤労課



<実績>

- ・市内在住・在勤女性のうち、20代～70代の約2,500人がアンケートに回答
- ・学習意欲を有する人が9割(再就職/社会貢献活動は6割)と高い学習意欲が確認された
- ・一方で学習へのハードル(費用・時間・情報不足)があること、市からの継続的情報提供を希望することも確認されたため、今後はLINE(1,300名)を通じた情報発信を計画予定

⑦小学校管理職向けプログラミング教育指導者研修プラン開発

<課題> 2020年に必修化するプログラミング教育を見据え、校長先生・教頭先生のプログラミング教育のリテラシーを向上したい



<提案> 元校長先生による管理職向け研修を開発・提供し、必修化に備える

NPO法人みんなのコード

総合教育センター



<実績>

- ・参加した北区の全21の校長先生において、プログラミング教育の必要性・実現のためのプロセスの理解・プログラミング自体への心理的障壁面で大きな改善
- ・みんなのコードと引き続き必修化に取り組むことで合意し、神戸市提供する教員向け研修(定員82名)に140名もの応募
- ・他、大阪府・福岡県・岡山県・三重県・奈良県など、多数の自治体の本研修の開催を希望

I C Tなど最先端テクノロジー を活用した取り組み



KOBE 電子図書館 by Rakuten OverDrive

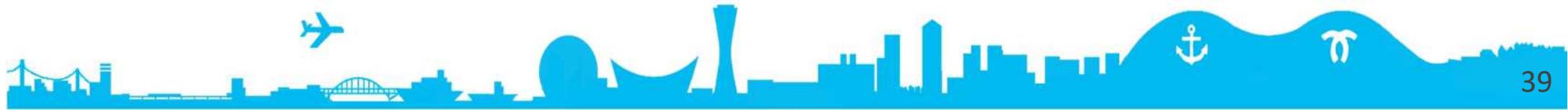
特集コレクション 世界はひろい？ あなたが一番手？まだ借りられていない本 おとなでも子どもでもない層へ エイゴに楽しむ冬にする！ すべてのコレクション...	電子書籍フィクション すべてのフィクション クラシック 文学 ミステリー&スラー もっと見る	電子書籍ノンフィクション すべてのノンフィクション 食べ物&料理 旅行 ヘルス&フィットネス もっと見る
--	--	--

英語読み上げ機能

最新の電子書籍

 変わりつつある健康診断 異常なし？異常あり？ 飯嶋誠	 珍獣ママのフライパンレシピ 後藤麻衣子	 結び方の教科書 知っておきたい結び方... 知っておきたい結び方...	 100円グッズで築き上げる暮らし 坂井きよみ	 あるかしら書店: 本編 ヨシタケンスケ	 かがみの狐城: 本編 辻村深月
 すくい開脚のやり方 藤本陽平	 ちらかるお部屋の片づけアイデアBOOK 坂井きよみ	 できるキッズ 子どもと学ぶ Scratch スクラッチ プログラミング 入門 竹村暁	 時短の王道 ショートカット 全事典 株式会社インサイト... 285	 世界の絶景 ひとりでも行ける世界 笠倉出版社	 収納・インテリア DIY ひとり・賃貸でもこころ 坂井きよみ

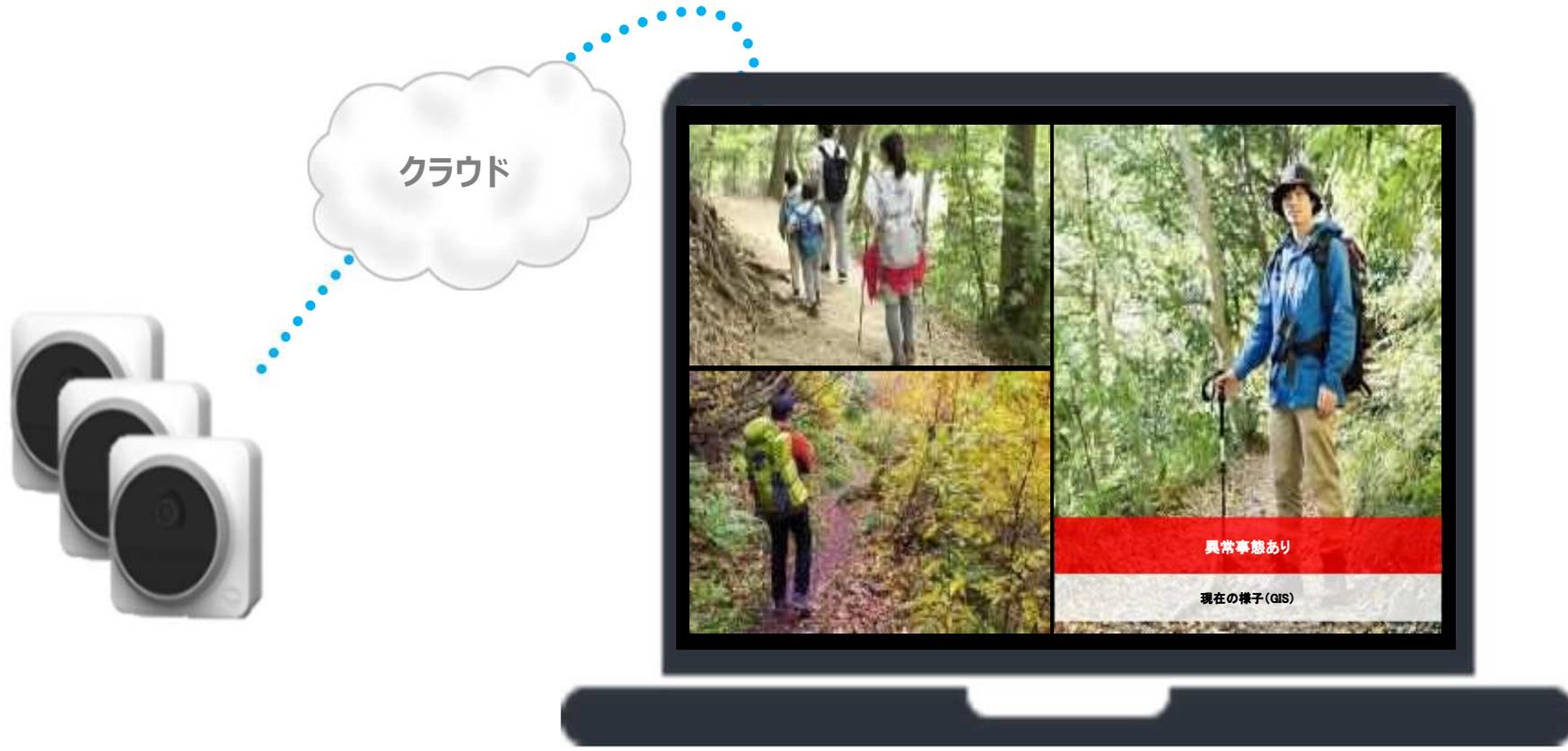
窓口案内の自動化



キャッシュレス決済の導入



省電カワイヤレスカメラ



六甲山系の登山道に簡易カメラを設置し**要救助者の早期発見**を模索

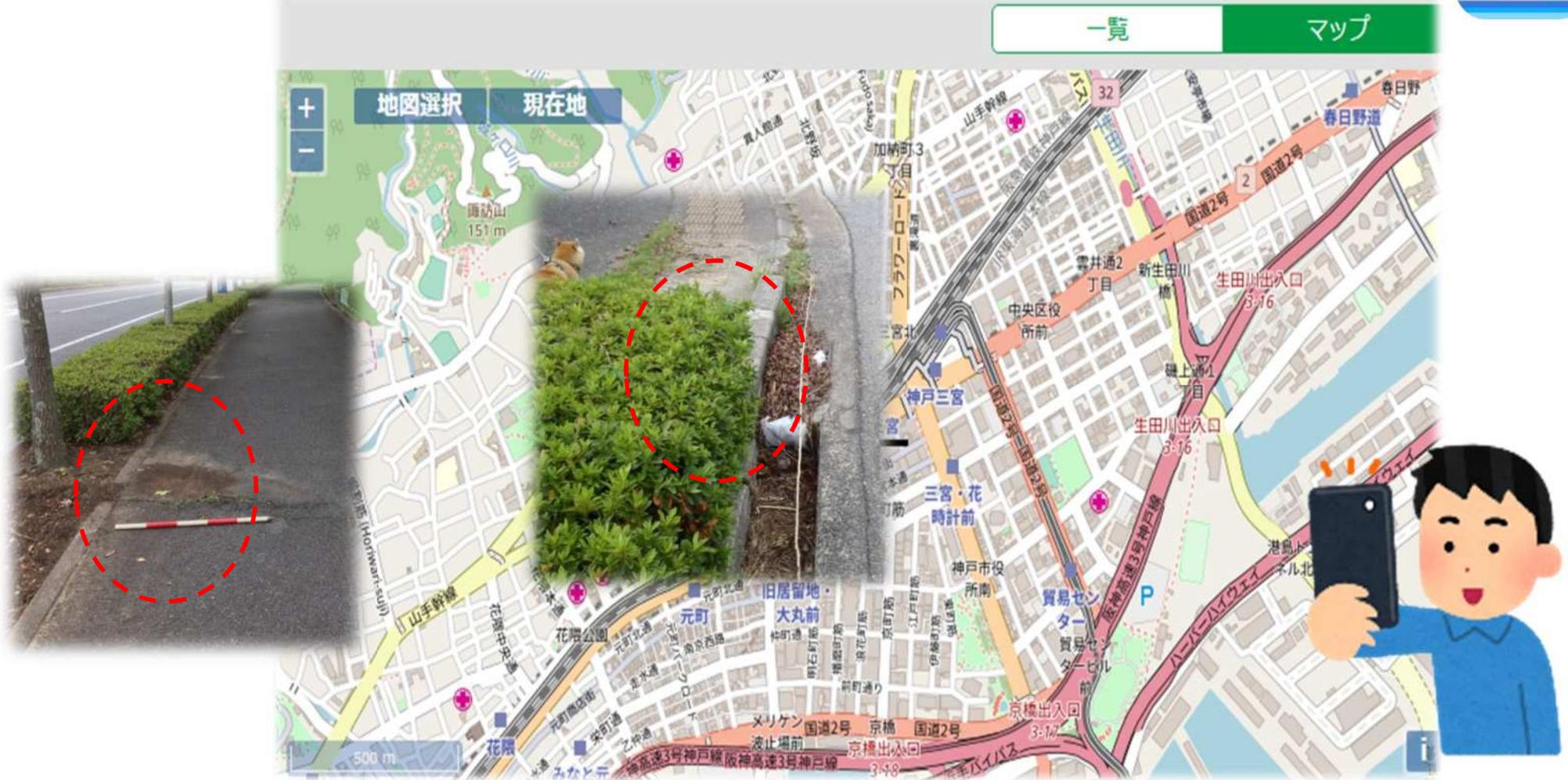




1人暮らしなどの高齢者の状態を遠隔確認し、異常事態を早期発見



■ 情報共有アプリ「KOBEぽすと」



写真投稿により市民と神戸市が地域課題を共有するアプリ。道路のひび割れや公園遊具の故障、劣化した案内板等、市の施設の不具合を受付。



■自治体初！ モバイルバッテリーシェアリングサービス 「Charge SPOT（チャージ スポット）」の設置

【バッテリースタンド】



【充電器】



バッテリースタンドとともに、デジタルサイネージ機能が備わり、
市政情報や観光・イベント情報の発信等に活用。



認知症 神戸モデル



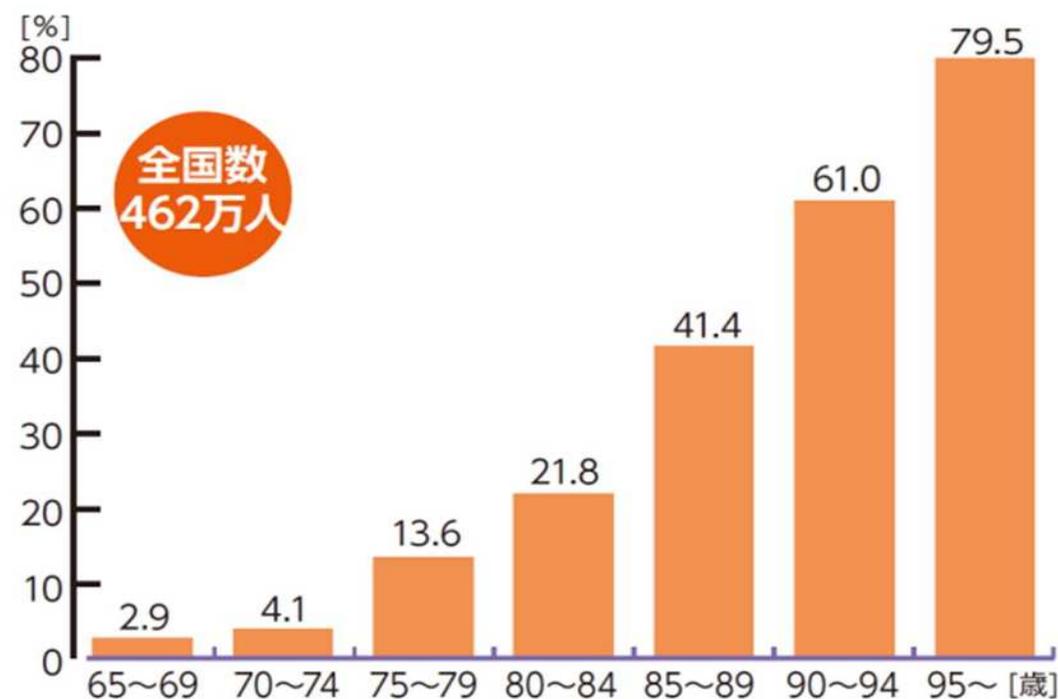
1. 神戸市における認知症高齢者の現状

認知症高齢者（神戸市での推計値）

	H31.3
高齢者人口	42.8万人
認知症高齢者数	6.4万人
MCI (軽度認知障害)	5.6万人

※2015年厚生労働省調べより算出
認知症の全国有病率推計値 15%
MCIの全国有病率推計値 13%

認知症高齢者割合（全国）



2013年厚生労働省研究班推計より

○平成28年9月、神戸市でG7保健大臣会合が開催。

※ 「神戸宣言」として、認知症対策をより推進していくことが盛り込まれた。



○認知症の人やそのご家族を社会全体で支えていくまちづくりを推進するため、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定。

※ 平成30年4月施行

※ 認知症対策に特化した条例は政令市初

予防及び早期介入

- WHO、神戸医療産業都市、大学、研究機関等との連携による取り組み

治療及び介護の提供

- **早期診断体制の確立**
- 認知症初期集中支援チームの全区実施
- 認知症疾患医療センターの拡充

事故の救済及び予防

- **認知症と診断された人による事故に関する救済制度の創設**
- 認知症の疑いがある人の運転免許自主返納推進
- 移動手段の確保等、地域での生活支援

地域の力を豊かにしていくこと

- 交流できる環境や社会参加の場の整備
- 中学校区単位での認知症高齢者等への声かけ訓練の実施
- **行方不明高齢者早期発見事業**の実施
- 市民への啓発、児童、生徒への教育の推進

3. 全国初の「神戸モデル」

認知症になっても**安心**して暮らしていけるまちへ

神戸市では、全国初となる認知症対策の「神戸モデル」の実現に向けて取り組んでいます！

全国初「神戸モデル」4つのポイント

① 65歳以上は、自己負担ゼロで医療機関における2段階方式の認知症診断が受診可能

② 認知症と診断された方は、市が賠償責任保険(最高2億円)に加入するなど手厚い支援を提供

③ 神戸市民が認知症の方が起こした事故に遭われた場合、見舞金(最高3千万円)を支給

④ これらの費用負担を将来世代へと先送りすることなく、市民のうすく広いご負担で賄う仕組み

3. 全国初の「神戸モデル」

認知症になっても安心してお暮らしいただけるまちへ

65歳以上は、自己負担ゼロで医療機関における2段階方式の認知症診断が受診可能

自己チェックだけに頼らず、医療機関での早期受診を促進

医療機関での早期受診を支援

認知機能
検診

地域の医療機関で
認知症の疑いが
「ある」か「ない」かを
診るための検診です。

認知機能
精密検査

認知症の疑いが「ある」
方は、専門の医療機関で
精密検査を受けてくださ
い。
認知症かどうかと、病名
の診断を行います。

Q どうして医療機関での早期受診が
必要なの？

A 認知症には、アルツハイマー型認知
症、血管性認知症、レビー小体型認知
症、前頭側頭型認知症などがあり、
対応方法がそれぞれ異なります。
医療機関での早期受診によって病名
を確定させることで、それぞれに必要な
投薬、治療、支援が可能となります。

精密検査を含めた市民の自己負担ゼロは、神戸モデルだけ

3. 全国初の「神戸モデル」

認知症になっても安心して暮らしていけるまちへ

認知症と診断された方は、市が賠償責任保険に加入するなど手厚い支援を提供

認知症と診断された方は以下の支援が受けられます

①賠償責任保険に市が加入

- ◆ 認知症と診断後、事前登録された方の保険料を市が負担します。
- ◆ 認知症と診断された方（ご家族が監督責任を負った場合も含みます）が事故で損害賠償責任を負った場合、最高2億円（予定）を支給します。
※自動車事故は対象外

②事故があれば、24時間365日相談

- ◆ 24時間365日対応のコールセンターを設置し、事故がおこった際、迅速に相談に応じます。

③所在が分からなくなったら、かけつけます

- ◆ 事故を未然に防止するため、日常生活を見守り、非常時のかけつけ（検索）サービスを含むGPS（衛星利用測位システム）の導入費用を負担します。
※ 月額利用料金（2,000円程度を予定）は別途発生します

医療機関で
認知症診断
を受ける
メリットを
明確化

認知症診断
の早期受診
を促進

3. 全国初の「神戸モデル」

認知症になっても安心してお暮らしいただけるまちへ

神戸市民が認知症の方が起こした事故に遭われた場合、見舞金(最高3千万円)を支給

事故にあわれた市民に見舞金を支給

全市民を対象にした見舞金制度は全国初

- ◆ 認知症の人が起こした火災や傷害などの事故に遭われた方に対し、見舞金(給付金)を支給します。
- ◆ この制度は事前登録の必要は一切なく、すべての神戸市民を対象としています。

<案>

外出中の事故※などで死亡された場合	最高3千万円
入院された場合	最高10万円
持ち物が壊れた場合	最高10万円
火事の場合	最高40万円

※自動車事故は対象外

市民の事前登録は一切不要

Q どうして市民を対象にした見舞金制度が必要なの？

A 認知症の人が火災や傷害などの事故を起こされた場合、賠償責任の有無の判断が難しいケースがあります。

こうした場合、被害を受けた方の損失が早期に補償されないことが想定されますが、神戸市の制度では、市が最高3千万円の見舞金を速やかに支給する仕組みにしています。

3. 全国初の「神戸モデル」

認知症になっても安心してお暮らしいただけるまち

「神戸モデル」に係る費用負担を将来世代へと先送りすることなく、
市民のうすく広いご負担で賄う仕組み

福祉サービス等に要する神戸市の経常的経費は、今の世代の負担で賄っておらず、既に将来世代の負担へ先送りされています



全国初となる認知症対策「神戸モデル」に係る費用は、将来世代へと先送りすることなく、市民のうすく広いご負担（月当たり約34円）で賄う



認知症神戸モデル<概要イメージ>

診断助成制度

65歳以上の市民

第1段階 ※地域の医療機関
認知機能検診

認知症の疑いの有無を診る

疑いのある方

第2段階 ※専門の医療機関
認知機能精密検査

認知症かどうかと病名の診断を行う

認知症の診断

認知症の人

自己負担ゼロ
〈市が助成〉

賠償責任保険等に参加

事故救済制度

認知症の人が起こした事故

②最高2億円

①最高3千万円

賠償責任保険

保険料を市が負担

賠償責任があれば支給

・所在がわからなくなったら
かけつけ
(GPS安心かけつけサービス)

見舞金(給付金)
〈全市民対象〉

賠償責任の有無にかかわらず支給

2階建て方式

- ①見舞金は、賠償責任の有無にかかわらず支払い(被害者救済のために、速やかに支払い)
- ②その後、賠償責任があれば賠償責任保険より支払い(その場合①の額は控除)

これらにかかる費用は市民のみなさまのご負担(個人市民税均等割1人あたり年間400円)でまかなう

空き家空き地対策



空き家・空き地対策

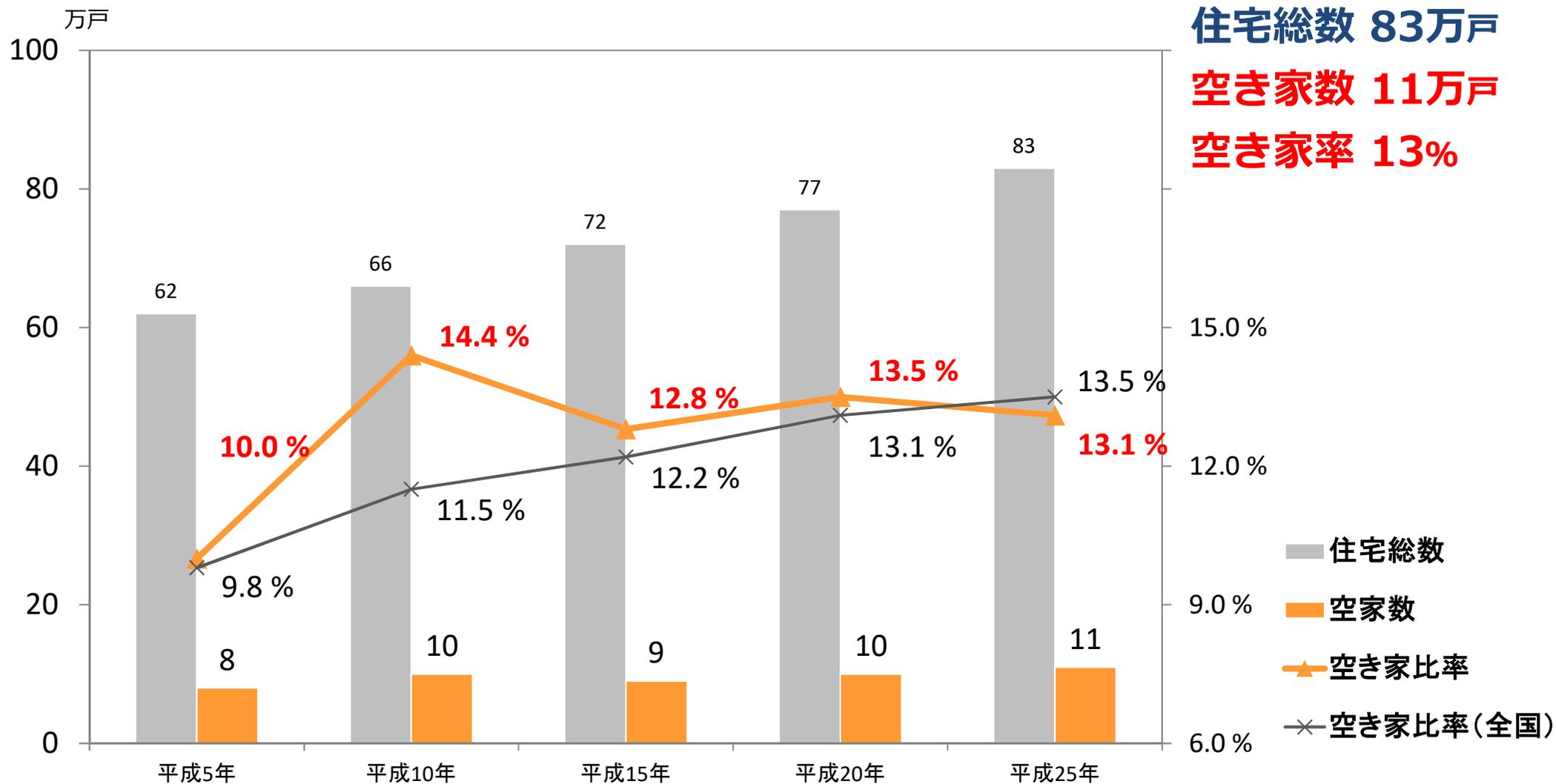
〈神戸市の空き家の状況〉



除却前の空き家

空き家・空き地対策

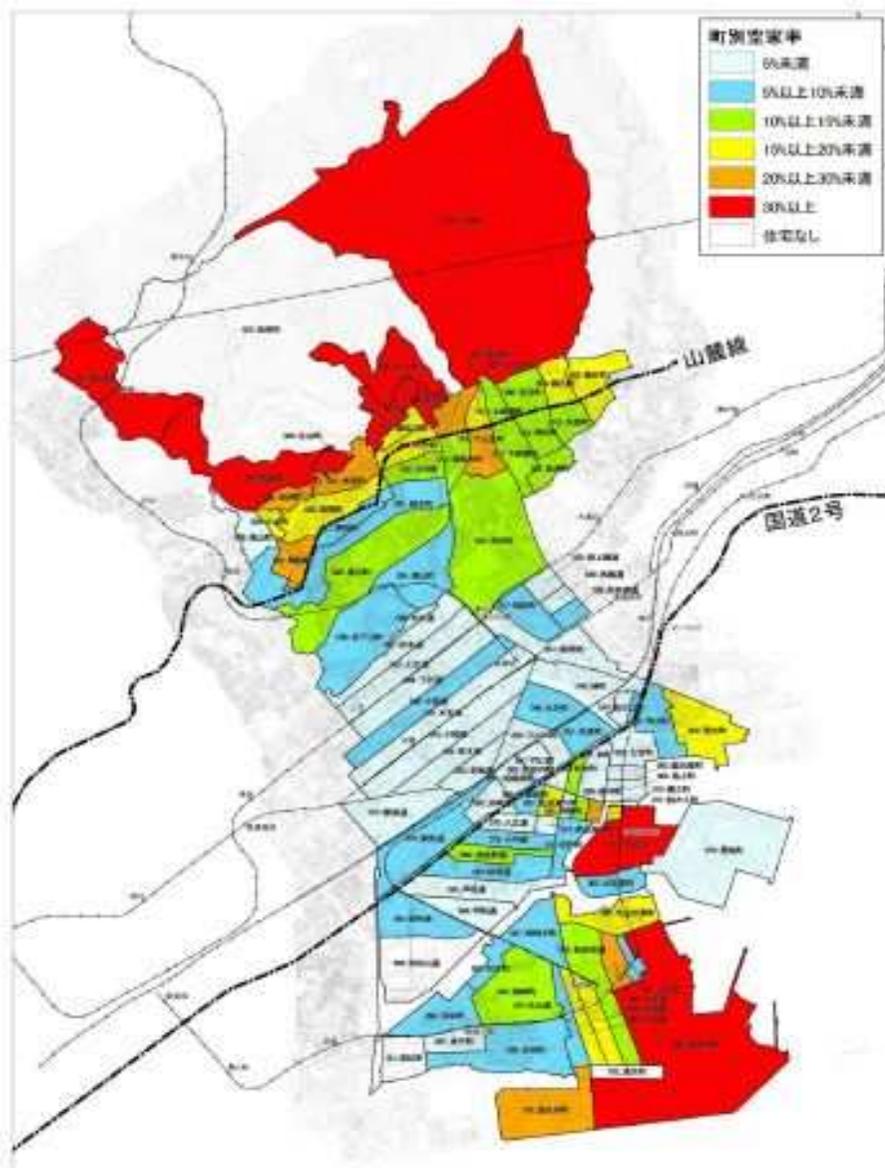
〈神戸市の空き家の状況〉



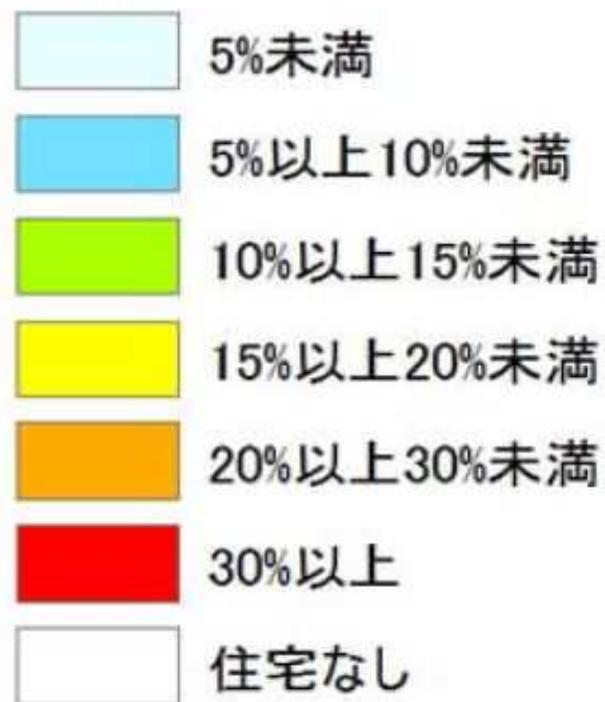
住宅・土地統計調査による

空き家・空き地対策

〈兵庫区の空き家分布〉



町別空家率

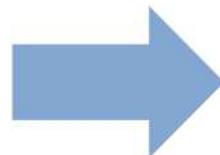


「H27 兵庫区における空家・空地等実態調査」より

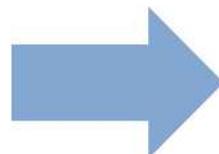
空き家・空き地対策

〈取り組み事例〉

〈事例①〉法、条例に基づく改善指導（所有者自らが改善）



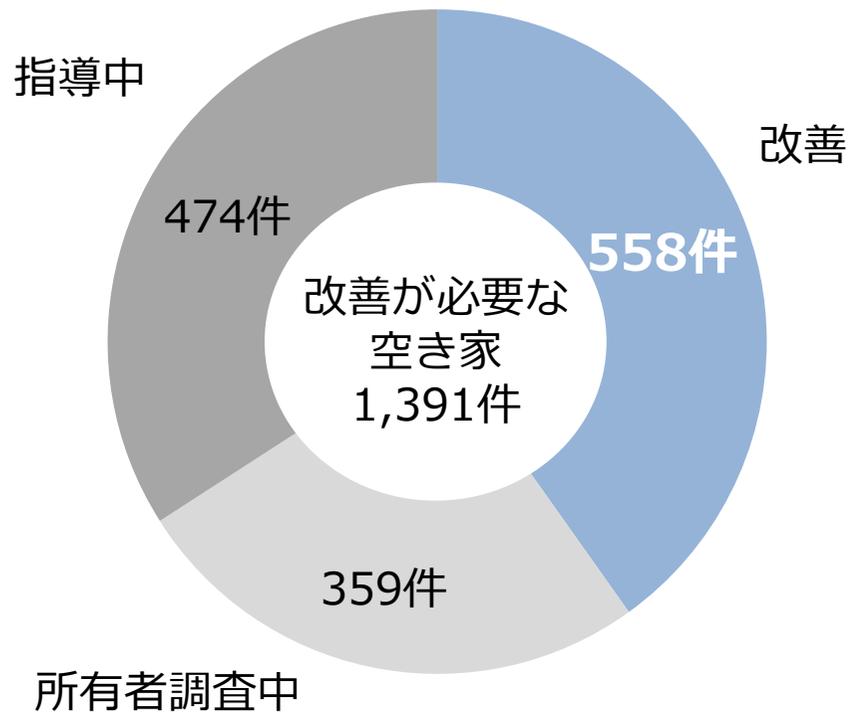
〈事例②〉ふるさと納税を活用した空き地管理



これまでの取り組み成果

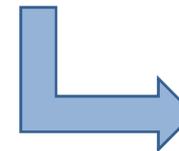
空家等対策の推進に関する特別措置法や 空家空地対策の推進に関する条例による取り組みの状況（H28～）

（平成31年3月末現在）



所有者を特定した案件の改善率

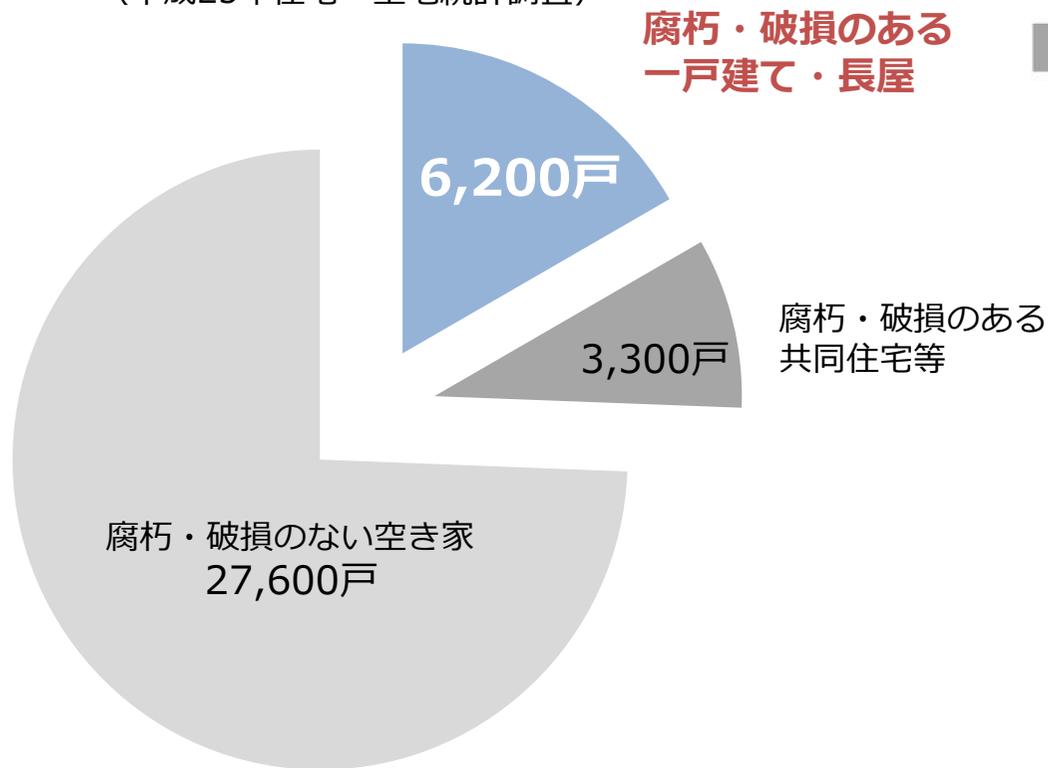
$$\text{約}54\% = \frac{558\text{件}}{558\text{件} + 474\text{件}}$$



市内の流通していない空き家

市場に流通していない 空き家（37,100戸）の内訳

（平成25年住宅・土地統計調査）



放置される理由

- ・「物置として必要だから」
- ・「解体費用をかけたくないから」
- ・「特に困っていないから」・・・

(H26空家実態調査・国土交通省)

地域の荒廃の進行・・・
STOP!



自主解体を促す
補助制度の創設

空き家・空き地対策

新 老朽空家等解体補助

昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の

- ① 一部腐朽・破損のある老朽空家
- ② 狭あい道路に接する土地 若しくは

狭小土地の上に建つ老朽家屋

に対して解体工事費用を助成

迷惑空家とその予備軍の
早期解体を促進するため

年間500件

解体費用の

1 / 3 以内
かつ **上限50万円**



拡 保安上危険な空家に対する対策の強化

著しく保安上危険な空家に対して解体工事費用を助成（解体費の1/2→2/3以内かつ上限60万円→80万円）

一部腐朽・破損の例



狭あいな道の例



空き家・空き地対策

④ 空き家リフォーム推進事業

空き家の地域利用に対して、改修費用を補助

⑤ 後片付け家財整理補助

空き家・空き地地域利用バンクへの登録を条件に家財処理費用の一部補助

⑥ クラウドファンディングを活用した空き家・空き地の再生

クラウドファンディングを通じた資金調達の仕組みづくりを支援



継続事業

3つの新たな取り組み(H30.10~)

- ① 空き家等活用相談窓口
- ② 空き家・空き地地域利用バンク
- ③ 住環境改善支援制度（隣地統合）

空き家・空き地の市場流通、地域利用を推進

ストリートピアノ



ストリートピアノの設置



デュオこうべ浜の手 デュオドーム
(神戸市中央区)



メトロこうべ 中央広場 (星の広場)
(神戸市中央区)

ストリートピアノの設置



神戸市営地下鉄 新神戸駅



鈴蘭台駅前駅前
すずらん広場



神戸市営地下鉄 西神中央駅

BE KOBE



(参考資料)

湾岸道路西伸部の整備促進



湾岸道路西伸部の整備促進



湾岸道路西伸部の整備促進



神戸空港

全国7都市へ、30往復便が就航

〈2019年6月現在〉

就航航空会社

全日本空輸 (ANA)
スカイマーク
ソラシドエア
AIRDO (エア・ドゥ)



長崎 | 3往復

所要時間 約70分



鹿児島 | 2往復

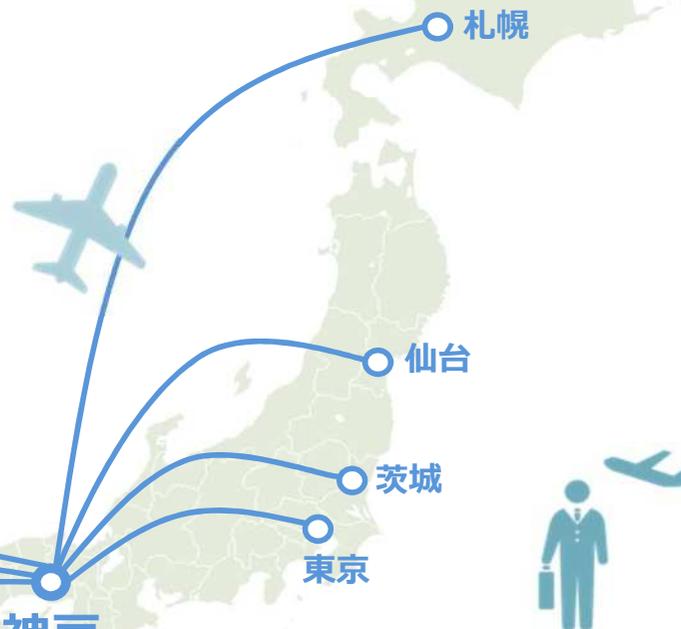
所要時間 約70分



沖縄 | 6往復

所要時間 約120分

那覇
石垣
宮古



札幌 | 6往復

所要時間 約120分



仙台 | 2往復

所要時間 約80分



羽田 | 9往復

所要時間 約70分



茨城 | 2往復

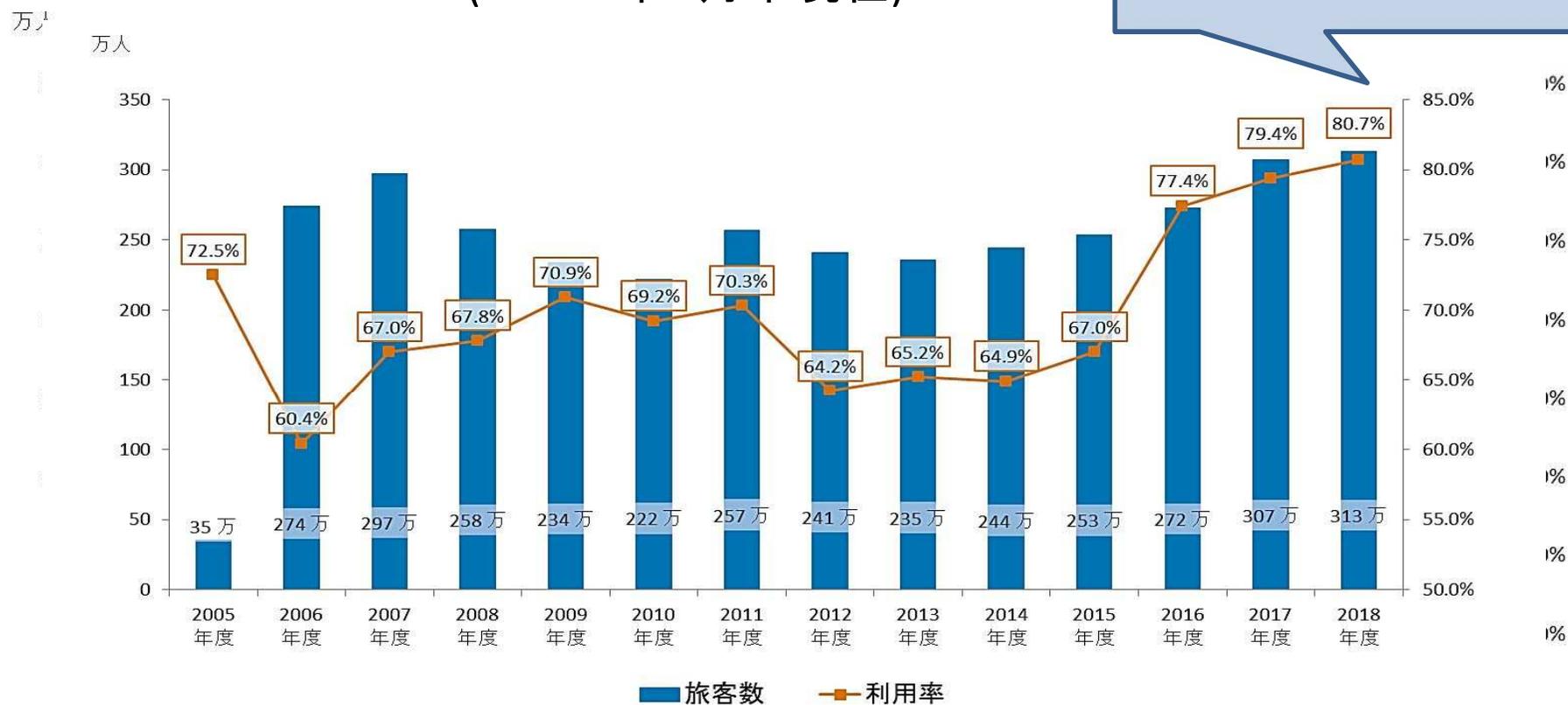
所要時間 約75分

神戸空港

〈旅客数・搭乗率の推移〉

開港～累計約3,467万人を記録
(2019年4月末現在)

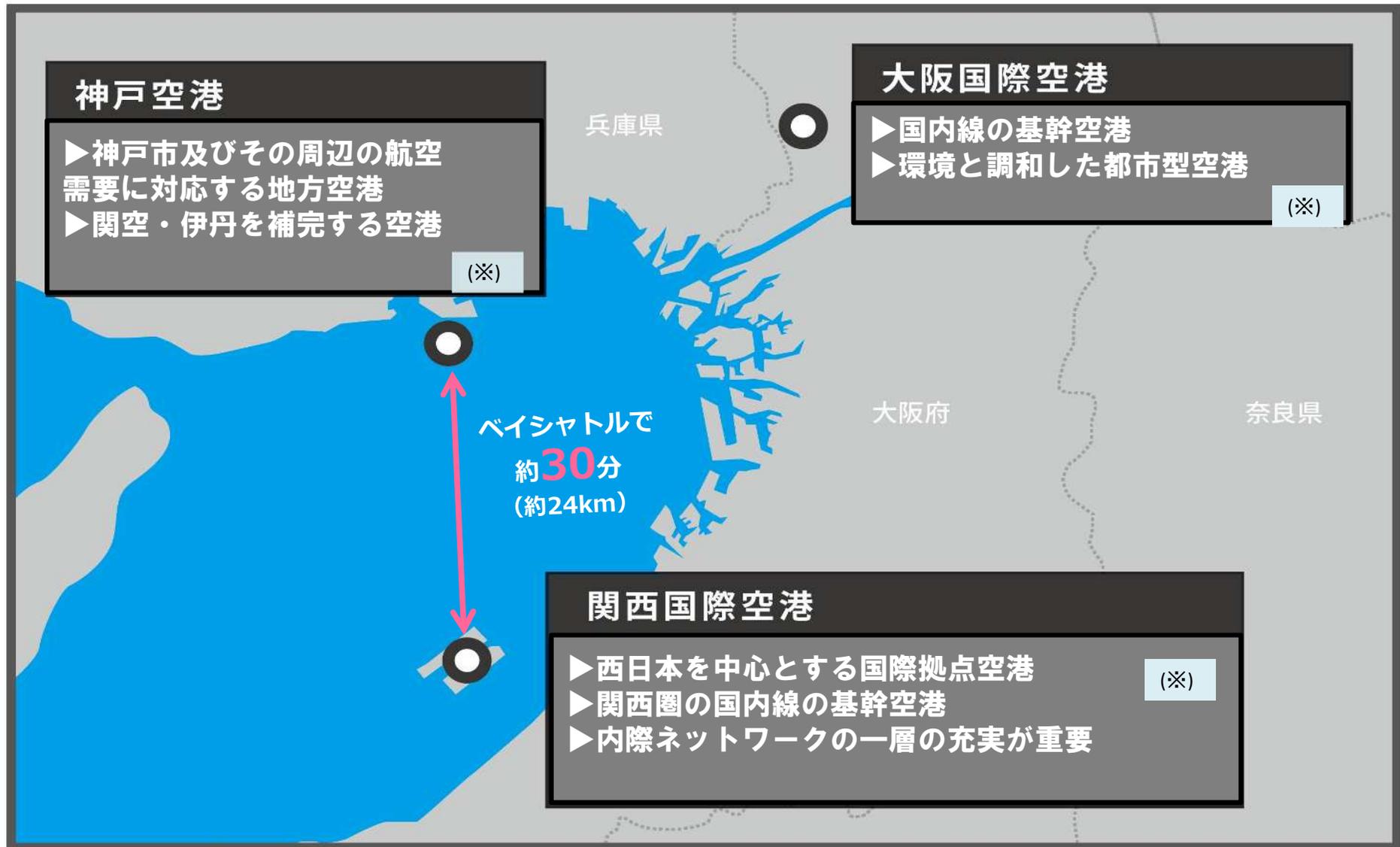
旅客数313万人（過去最高）過去
最高の旅客数・搭乗率



神戸空港

〈関西3空港の位置・役割関係〉

※ 関西3空港懇談会合意内容(R01・5月)



〈第9回 関西3空港懇談会 取りまとめ内容〉

神戸空港分のみ抜粋 令和元年5月11日（土）開催

✈ 2021年頃までの短期の視点に立った取組

◆関空・伊丹を補完し関西の航空需要に適切に対応するため、神戸市及びその周辺とこれを結ぶ地域の航空需要と航空上の安全性を踏まえた国内線発着枠、運用時間の段階的拡大

当面、最大発着回数60回⇒80回／日
運用時間を22時⇒23時まで延長

- ◆空港アクセス強化の検討
- ◆プライベートジェットの受入推進
(CIQ関係省庁への協力要請等)



✈ 2025年頃までの中期の視点に立った取組

◆関空・伊丹を補完する観点から、国際化を含む空港機能のあり方の検討



都心三宮は“新しい姿”へ



都心・三宮の再整備

行政施設、阪急建替え

阪急電鉄東館建替工事

平成33年度春 供用開始

市役所 3号館跡地

- ・新中央区役所
- ・新たな文化施設（会議室など）
- ・約18,000m²
（現況と同規模）

平成31年度 解体着工
平成33年度以降供用開始

東遊園地

フジフジ
ロード

新たな中・長距離 バスターミナル

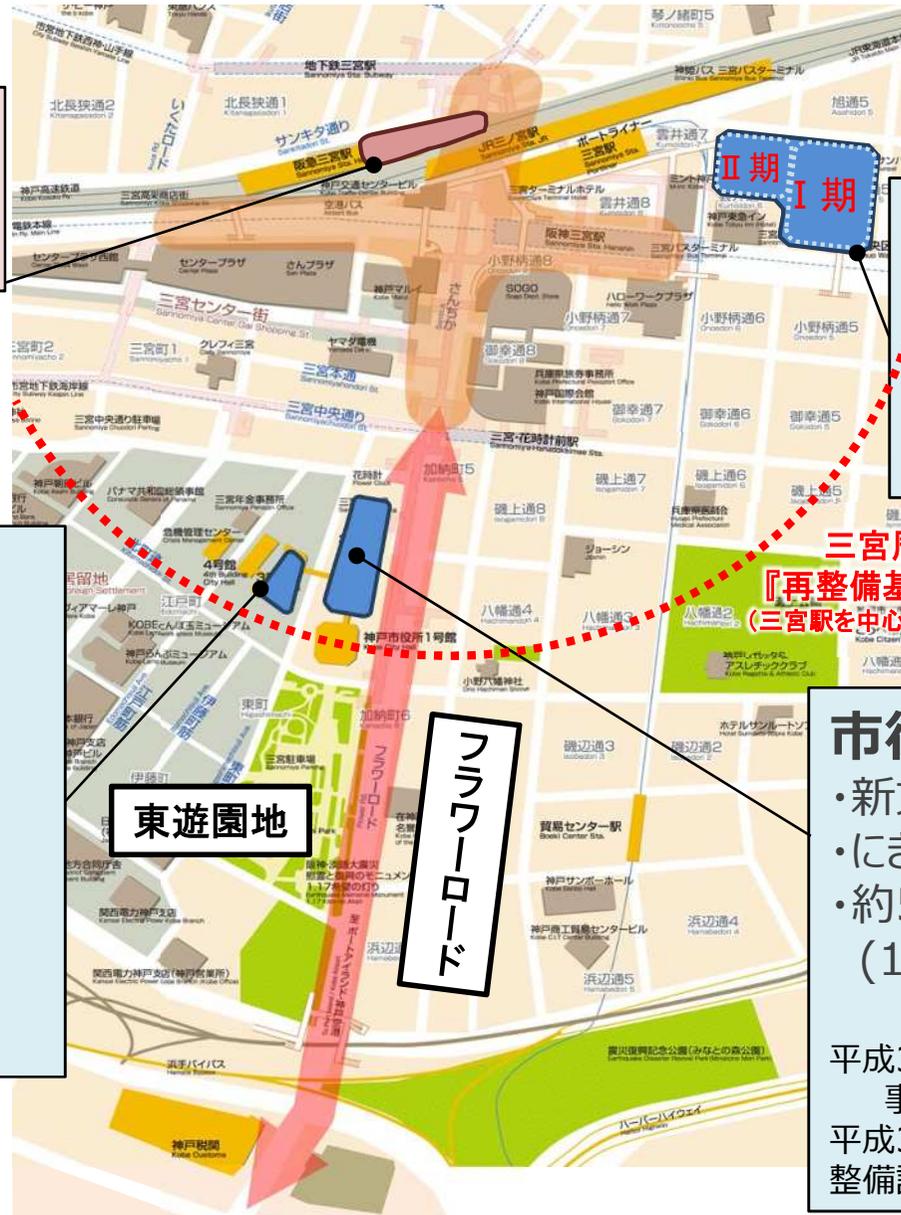
- ・新文化ホール（大ホール）
- ・新たな文化施設（ホール）
- ・三宮図書館

三宮周辺地区の
『再整備基本構想』エリア
（三宮駅を中心とした半径500m程度）

市役所 新2号館

- ・新文化ホール（中ホール）
- ・にぎわい機能
- ・約50,000m²
（1号館と同規模）

平成31～33年度
事業手法・実施方針の公表、事業者の選定
平成34～37年度以降
整備計画の策定、整備工事の実施

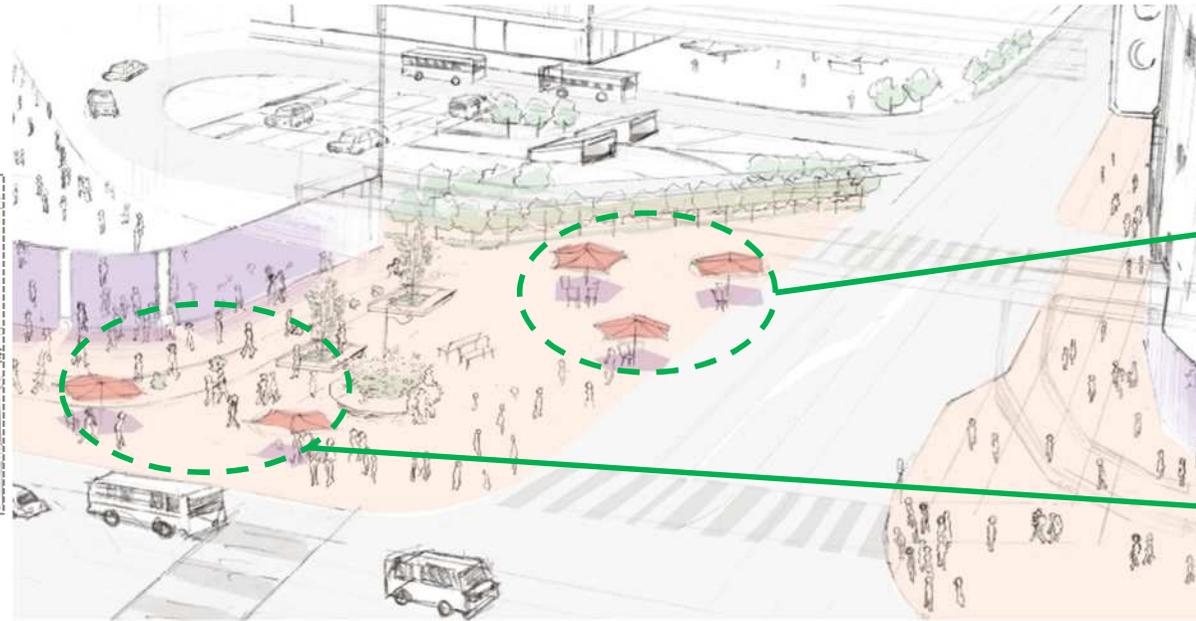


都心・三宮の再整備

三宮クロススクエア（段階整備）

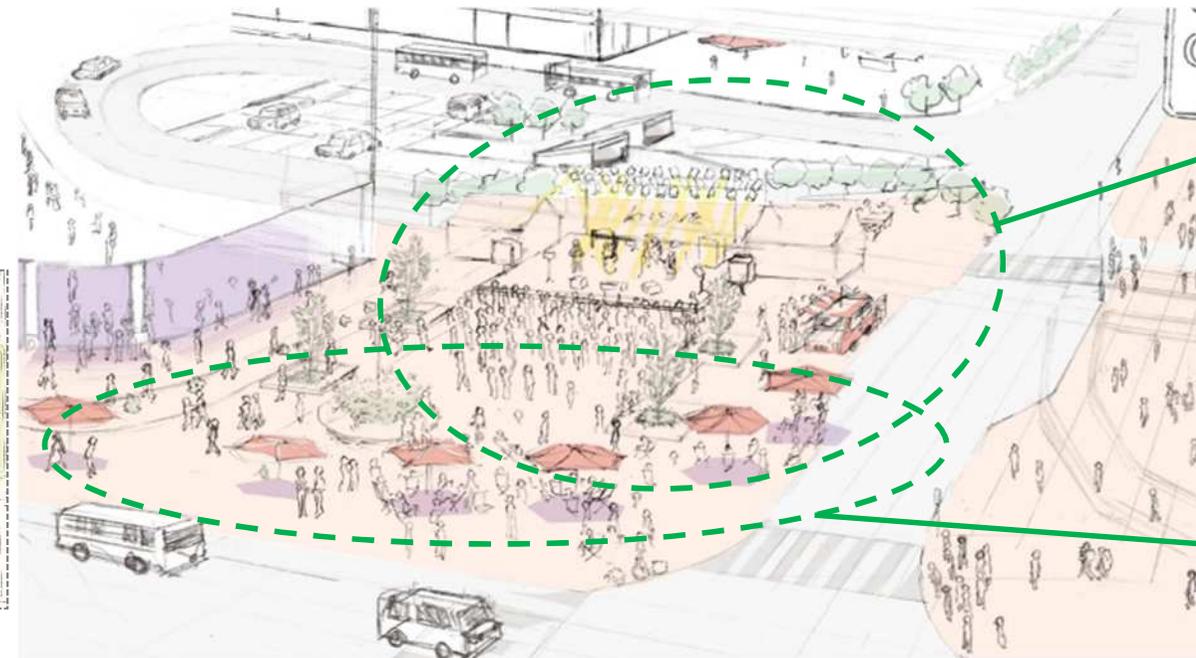
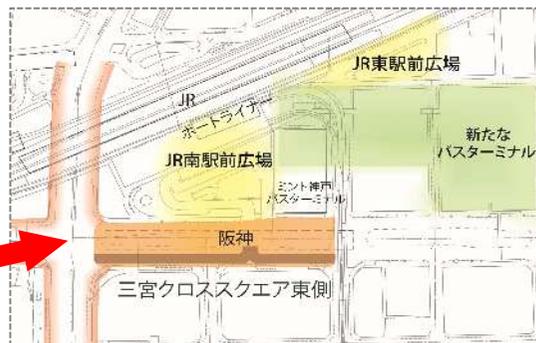
第1段階

バスターミナル I 期完成後
(平成37年頃)



第2段階

バスターミナル II 期完成後
大阪湾岸道路西伸部供用後
(平成42年頃)



都心・三宮の再整備

新たなバスターミナルの整備



都心・三宮の再整備

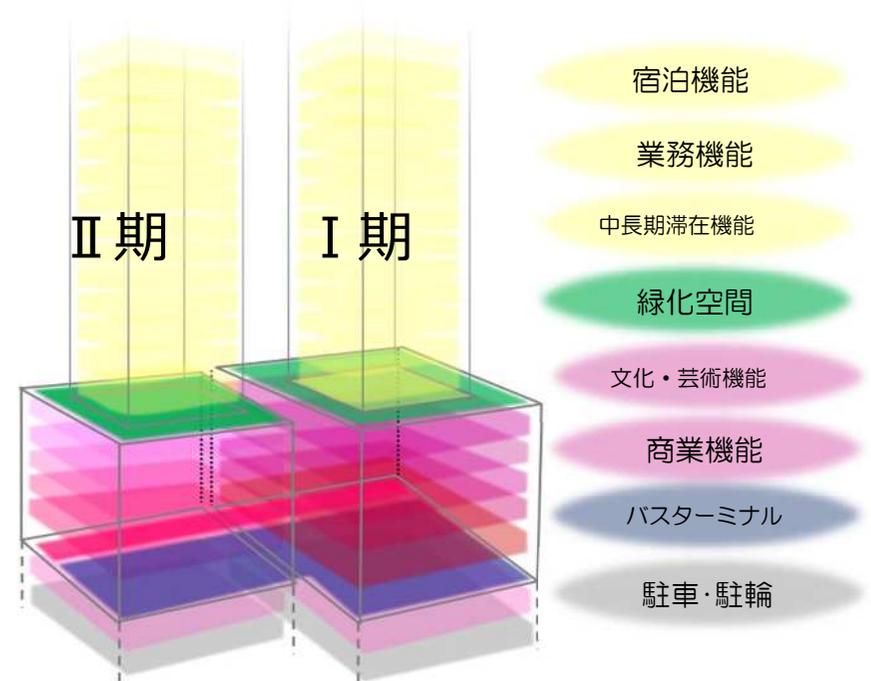
新たなバスターミナルの整備



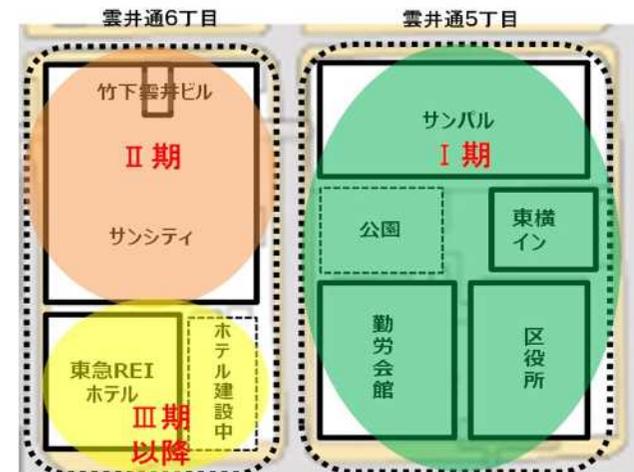
新たなバスターミナルのイメージ



待合空間イメージ



再整備ビルの構成イメージ



	II期エリア	I期エリア
敷地	5,700㎡	8,300㎡
公共施設	バスターミナル	
	未定	新文化ホール（大ホール）・図書館など
予定	2025年度 着工 2029年度 供用	2020年度 着工 2025年度 供用

新長田駅



回遊性・賑わいを生む 駅周辺エリアへ

- 「駅前広場の再整備」検討に着手
- 「大橋地下道」のリニューアル（国道2号地下）
- 駅から庁舎周辺エリアへの「案内サイン」整備

新長田合同庁舎 いよいよ完成へ！！

- 合同庁舎には約1,050人の職員が働き、年間 約30万人の来庁見込
- アスタくにつか地区への飲食系をはじめとしたテナントの入居も進む
- 子育て支援施設など新たな業種も進出

2019

駅前広場の検討
(バス-列-等)

6月末

新長田合同庁舎
完成予定

10月

新長田合同庁舎
全体業務開始

新長田駅南地区再開発エリアへの 兵庫県・神戸市関係機関の共同移転 「新長田合同庁舎」完成式典の開催



完成式典プログラム

日時：令和元年7月6日（土） 13：00～14：00

場所：新長田合同庁舎1階 神戸生活創造センター 多目的フリースペース

【第1部】 完成式典（13：00～13：30）

式辞、来賓祝辞、ムービー上映、テープカット、
神戸野田高等学校によるパフォーマンス

【第2部】 佐渡裕氏指揮による記念演奏会（13：30～14：00）

スーパーキッズ・オーケストラ及び神戸市混声合唱団による演奏・合唱



神戸生活創造センター内観イメージ

＜同日実施＞

- ・周辺商店街を中心としたイベント
- ・大橋地下道のリニューアルイベント



大橋地下道リニューアルイメージ



施設の構成・業務開始日

8F	(一財)神戸すまいまちづくり公社	9/17(火)
7F	神戸県民センター県民交流室 兵庫県住宅供給公社神戸事務所	8/5(月) 9/24(火)
6F	神戸県民センター神戸県税事務所	9/9(月)
5F	神戸市行財政局税務部 市民税・法人関係税 固定資産税・収納管理 関連	8/13(火) 19(月) 26(月)
4F		
3F		
2F		
1F	神戸生活創造センター	9/24(火)

西神中央駅



魅力的で快適な駅前

- 西区新庁舎の整備（2021年開設予定）
- 文化・芸術ホール、新西図書館整備
- 駅からの主要動線の検討
- 駅前「プレンティ広場」リニューアル検討

子育てしやすいまちに

- 「乳幼児一時預かり施設」の整備

若者が住みやすいまちに

- 官民が連携した住替え促進

2019年

西区新庁舎
各施設の
設計・検討

2020年

順次工事
リニューアルへ

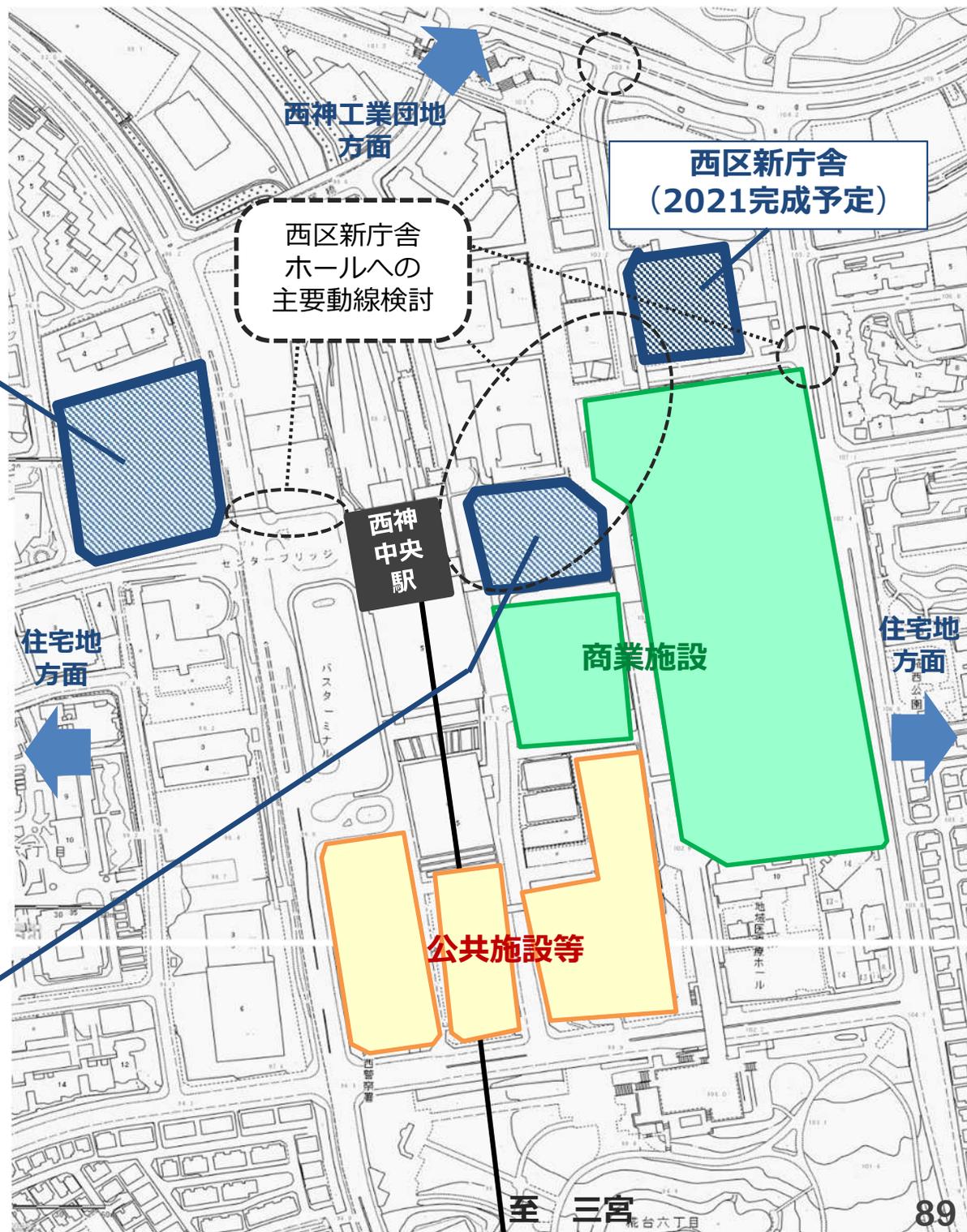
2021年

西区新庁舎
開設予定

文化・芸術ホール、新西図書館の整備



プレティ広場のリニューアル検討



名谷駅



魅力的で快適な駅前

- 「駅前の再整備」計画策定へ
- 駅周辺や駅舎のリニューアル検討に着手
- 駅前の舗装のリニューアル

子育てしやすいまちに

- あおぞら幼稚園（閉園）を活用した子育て世帯の「働く場」「地域活性化の場」づくり
- 駅ビルへの魅力的な「子育て支援機能」を検討・導入へ

若者が住みやすいまちに

- 官民が連携した住替え促進

2019年

一部工事着手
検討開始

順次
リニューアル

2027年

(名谷駅開業
50周年)

垂水駅



公共・公益施設の再配置

- 「**体育館**」の集約・整備
垂水体育館と垂水勤労市民センター体育室を集約し、新体育館整備へ
- 「**中核的医療機関**」の整備検討
垂水体育館・旧垂水養護学校跡での整備検討
- 「**垂水小学校**」校舎建替の設計
児童数の増加に対応した建て替え

2019年

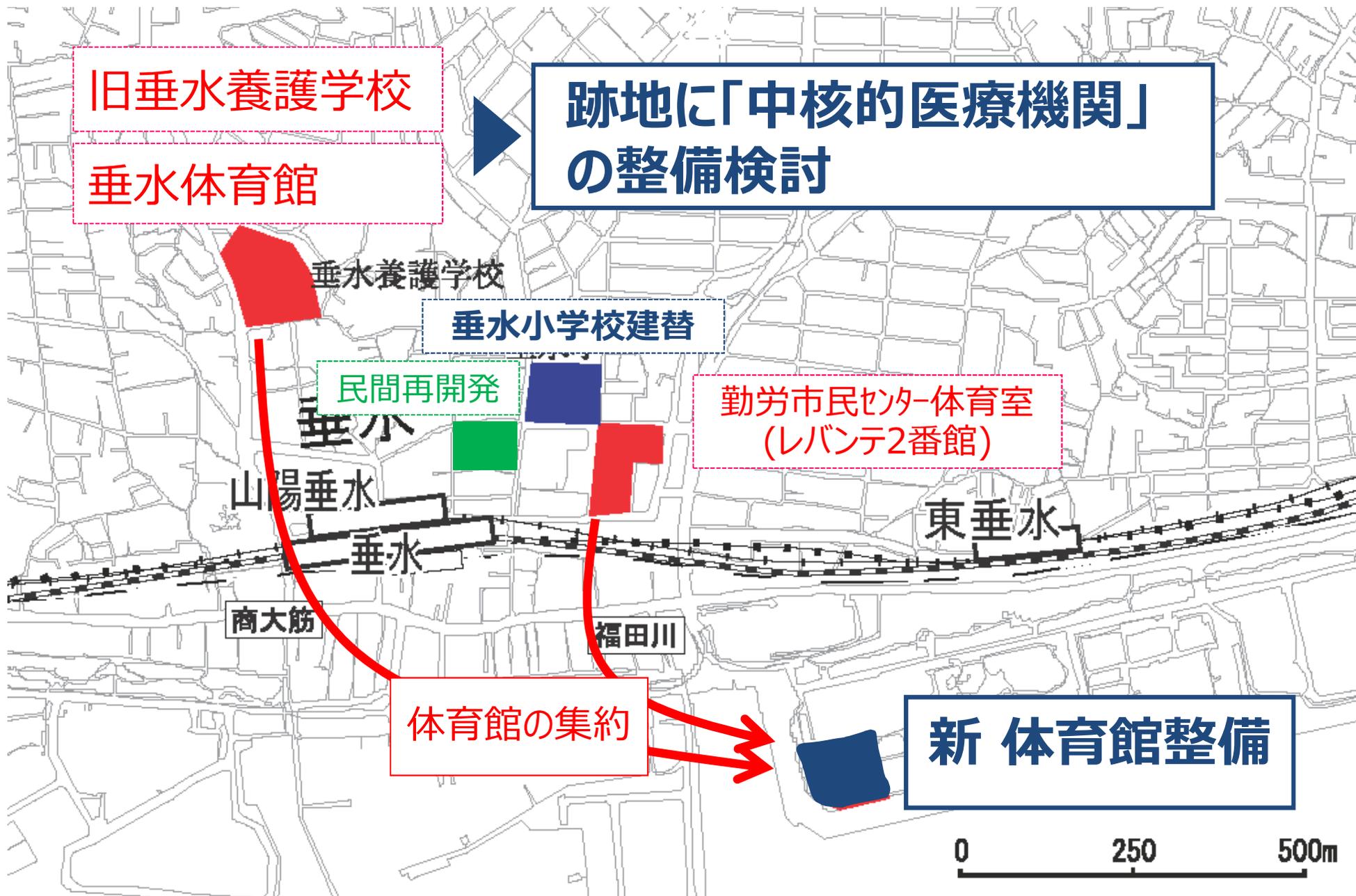
一部設計
・検討開始

順次工事

2022年度

新体育館OPEN

垂水駅周辺の公共・公益施設の再配置



新神戸駅



着々と進む 賑わいづくり

- H28 地下鉄新神戸駅リニューアル
- H30 駅から布引の滝への明るい空間づくり
(ガラス導光板の設置)
- H31 米国大手外資系企業の世界3番目のラーニングセンター開設
県による神戸ビーフ館整備へ(予定)



神戸の玄関口の再整備へ !!

- 「駅前広場の再整備」の設計着手
 - ・にぎわい空間の創出、案内サインの整備
 - ・駅前の歩行者動線の改善等、使いやすい駅前広場へ

2018年

- ・駅前広場再整備検討
- ・JRと協議

2019年

駅前広場再整備設計着手

順次整備

2023年度

供用開始目標

地域の“玄関口”をもっと快適に、もっと魅力的に

◆地域特性に応じた駅前空間の創出へ・・・

西鈴蘭台駅



駅前再整備検討

谷上駅



にぎわい創出検討

◆市内の駅のポテンシャルを高め、周辺をもっと魅力的に

- 駅前周辺環境整備（神戸電鉄・山陽電鉄）
- 駅施設等への美装化に対する支援

○神戸市民の福祉をまもる条例

昭和52年 1 月 10 日

条例第62号

改正 平成11年 3 月 30日 条例第50号

(附則)

平成12年 3 月 31日 条例第101号

(附則)

平成12年 4 月 17日 条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則

第 1 節 通則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 節 市の責務及び施策の基本方針 (第 3 条—第 6 条)

第 3 節 事業者の責務 (第 7 条・第 8 条)

第 4 節 市民の権利及び責務 (第 9 条—第11条)

第 2 章 市民福祉の向上

第 1 節 健康の確保 (第12条—第14条)

第 2 節 教育機会の確保 (第15条—第17条)

第 3 節 労働福祉の充実及び社会参加の促進 (第18条—第22条)

第 4 節 住宅の確保 (第23条—第28条)

第 5 節 家庭福祉の充実及び地域福祉の向上 (第29条—第34条)

第 6 節 都市施設の整備 (第35条—第39条)

第 3 章 社会福祉施設の設置及び経営 (第40条—第44条)

第 4 章 市民福祉の推進体制

第 1 節 福祉教育の推進 (第45条—第47条)

第 2 節 市民の福祉活動の推進 (第48条—第51条)

第 3 節 市民福祉振興のための組織及び基金 (第52条・第53条)

第 4 節 福祉協定 (第54条)

第 5 章 補則 (第55条—第57条)

附則

すべての市民が、その所得、医療及び住宅を保障され、教育、雇用等の機会を確保されるとともに、不屈の自立の精神を堅持することによつて、人間としての尊厳を守り、人格の自由な発展を期することのできる社会こそ福祉社会といわなければならない。

市民の福祉は、権利と義務、社会的保障と自助、社会連帯と自己責任の望ましい調和、結合によつて達成されるものである。それは、市民のひとりひとりが手をこまぬいていて他から与えられるものではなく、ひとりひとりの努力だけで獲得できるものでもない。

また、市民の福祉は、単に社会的な環境や条件を整備するだけでは達成され得ない。それは、みずからの生活をみずからの英知と創意と努力とによつて高めるといふ、主体的、内面的な心がまえと姿勢がなければ実現されないものである。

さらに、市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が地域社会の一員としての自覚と相互の連帯を強め、また、事業者にあつても地域社会と密接な関係にあることを認識し、一体となつて市民福祉の向上に寄与するよう応分の努力をすることによつてもたらされるものである。

このような認識に立つて、福祉都市を実現することは、今日に生きるわたしたち市民のためのみならず、明日に生きる後代の市民のためにも、わたしたち市民が果たさなければならない責務であると確信する。ここに、わたしたち市民は、ともに力を合わせて、この愛する郷土に誇り高き福祉都市を建設することを決意し、市民の総意に基づき、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となる事項を定め、もつて福祉都市づくりの総合的推進を図ることを目的とする。

(市民福祉の基本理念)

第2条 すべて市民は、健康、所得、教育、労働、住宅等生活の基礎的条件が安定的に確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展とがひとしく保障されなければならない。

2 市、事業者及び市民は、市民福祉の基盤が家庭及び地域社会にあることにかんがみ、家庭機能の尊重及び保持並びに良好な地域社会の形成に努めなければならない。

3 市、事業者及び市民は、市民福祉が社会的な連帯により実現することを認識し、それぞれの有する役割と責務を一体となつて果たすよう努めなければならない。

第2節 市の責務及び施策の基本方針

(市の基本的責務)

第3条 市は、前条の基本理念に基づき、市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市民福祉施策の基本方針)

第4条 市民福祉に関するすべての施策は、次の各号に掲げる基本方針に従い策定され、及び実施されなければならない。

(1) 予防、援護、治療、啓発等すべての領域を含み、かつ、有機的な連携が保たれること。

(2) 社会的経済的情勢の変化及び市民意識の科学的な把握に基づく適正な福祉需要に対応すること。

(3) 家庭及び地域社会と密接な関係を保持し、これらの機能を維持し、及び助長するよう配慮されること。

(市民福祉の理解及び福祉活動のための条件整備)

第5条 市は、市民及び事業者が市民福祉に関する正しい理解を深め、又は福祉活動(市民福祉の向上のため、みずからすすんで自己の労力、知識、財産等の提供を行うことをいう。以下同じ。)を行うために必要な条件の整備に努めなければならない。

(制度の改善等に関する国、県への要請)

第6条 市は、社会保障制度、雇用政策等主として国又は県の所管に属する事項

について市民生活の実情をは握し、必要に応じてそれらの制度又は施策の改善及び充実を国又は県に要請し、その促進に努めるものとする。

第3節 事業者の責務

(勤労者及び家族の福祉増進)

第7条 事業者は、その雇用する勤労者の労働条件の向上及び福利厚生の実施に努めることにより、その雇用する勤労者及びその家族の福祉を増進しなければならない。

(市民福祉向上への協力)

第8条 事業者は、みずからも地域社会の構成員であること及びその事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、福祉活動に努め、市民福祉の向上に協力しなければならない。

第4節 市民の権利及び責務

(権利及び負担の分任義務)

第9条 すべて市民は、第2条の基本理念に基づき実施される市民福祉に関する役務又は給付を、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、ひとしく受ける権利を有し、それに伴う負担を分任する義務を負う。

(生活の自立及び家庭生活の維持向上)

第10条 市民は、みずからすすんで生活の自立と能力の発揮に努め、家庭生活の維持及び向上を図らなければならない。

(福祉意識の高揚及び福祉活動の推進)

第11条 市民は、市民福祉について正しい理解を深め、福祉意識の高揚を図るとともに、福祉活動に努めなければならない。

第2章 市民福祉の向上

第1節 健康の確保

(健康の保持増進)

第12条 市民の健康は、市民ひとりひとりの健康に対する自覚をもとにして、保健医療体制の確立及び良好な環境の維持により、保持され、かつ、増進されなければならない。

2 市民は、健康に関する認識を高め、みずからの健康の保持及び増進、疾病の

予防及び早期回復に努めなければならない。

(健康等に対する事業者の協力)

第13条 事業者は、その雇用する勤労者の健康を保持し、かつ、増進することに努めなければならない。

2 事業者は、地域の保健活動への参加等を通じて地域保健の向上に協力しなければならない。

(健康施策の実施)

第14条 市長は、市民がすすんで健康の増進を図ることができるよう健康教育の実施、健康増進施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、市民の疾病の予防を図るため、性、年齢、地域の特性等に応じた保健指導、健康診断体制の整備等を行うものとする。

3 市長は、市民の医療の機会均等を確保するため、公的及び私的医療機関の有機かつ計画的な整備に努めるものとする。

4 市長は、市民の急病、事故等に対して迅速かつ適切な医療を確保するため、救急医療体制の整備充実に努めるものとする。

第2節 教育機会の確保

(生涯教育の推進)

第15条 すべて市民は、人格の完成をめざし、社会人としての自覚を養うとともに、みずからその能力を開発し、生活の向上を図るため、生涯のそれぞれの時期に応じて教育を受ける機会が与えられるよう配慮されなければならない。

(教育諸条件の整備)

第16条 市長及び教育委員会は、市民の教育機会の確保を図るため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市民が生涯のそれぞれの時期に応じて教育を受けることのできる施設の整備に関すること。
- (2) 発達が遅れた児童及び障害のある児童の療育及び就学促進に関すること。
- (3) 市民の自主的な教育活動の奨励に関すること。
- (4) 地域社会における指導者の養成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯教育の推進に必要と認められる事項に

関すること。

(就学のための便宜供与)

第17条 事業者は、その雇用する勤労者がすすんで学校教育を受けることができるよう必要な便宜の供与に努めなければならない。

第3節 労働福祉の充実及び社会参加の促進

(労働福祉の理念)

第18条 すべて勤労者は、安定した雇用関係のもとに生きがいある労働生活が営めるよう必要な条件が整備されなければならない。

(勤労者の主体性の確立等)

第19条 勤労者は、勤労者としての主体性の確立並びにその能力の開発及び発揮に努めるとともに、労働条件の向上、職場環境の改善、福利厚生の実施等みずからの福祉向上を図らなければならない。

(雇用関係の安定等)

第20条 事業者は、労働の場の提供及び雇用関係の安定に努めるとともに、育児に関する便宜の供与、勤労者福祉に関する共済制度の実施、福利厚生施設の設置その他勤労者の福祉向上に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(勤労者福祉施策の実施)

第21条 市長は、勤労者の福祉向上に資するため、勤労者福祉に関する共済制度の育成、勤労者の生活に必要な資金の貸付け、勤労者のための福祉施設の設置等必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の社会参加のための協力等)

第22条 市長は、高齢者、障害者その他就職が特に困難な者（以下「高齢者等」という。）が労働生活を通じて社会参加ができるよう関係行政機関及び事業者と緊密に連絡し、及び協力するとともに、事業者に対しその促進のための啓発を行うものとする。

第4節 住宅の確保

(住宅確保の理念)

第23条 すべて市民は、その能力に応じた適正な負担のもとに、良好な環境を備えた良質な住宅を確保するために必要な条件が整備されなければならない。

(居住水準の設定及び住宅建設計画の策定等)

第24条 市長は、市民が安全で快適な住生活を確保するために必要な居住水準を定めるものとする。

2 市長は、前項の居住水準を定めた場合は、これを公表するものとする。

3 市長は、第1項の居住水準に基づき、住宅建設に関する計画を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(公営住宅の供給等)

第25条 市長は、住宅に困窮する低額所得者の生活の安定及び福祉の増進を図るため、公営住宅の供給に努めるものとする。

2 市長は、前項の場合において、高齢者、障害者その他これらに類する者の属する世帯に公営住宅を供給するときは、住宅の構造及び設備について適切な配慮を加えなければならない。

(住宅資金の貸付け等)

第26条 市長は、市民の住宅の取得を容易にするため、必要な情報の提供、相談及び資金の貸付けを行い、並びに勤労者の住宅に関する財産形成の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(住宅供給業者の責務)

第27条 住宅の供給を業として行う者は、住宅の建設にあたっては、地域の環境を十分に配慮し、第24条第1項の規定により市長の定めた居住水準に適合する住宅の供給に努めなければならない。

2 第25条第2項の規定は、住宅の供給を業として行う者が住宅を供給する場合について準用する。

(勤労者への住宅供給等)

第28条 事業者は、その雇用する勤労者の住宅の確保に資するため、住宅の供給、住宅の取得を容易にするための資金の助成等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5節 家庭福祉の充実及び地域福祉の向上

(家庭生活の維持向上)

第29条 市民は、家庭生活における家族員相互の理解と協力により、良好な家庭

生活を維持し、及び向上するよう努めなければならない。

(家庭福祉施策の実施)

第30条 市長は、市民の良好な家庭生活を維持するため、家庭福祉に関する相談その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(家庭機能の補完等)

第31条 市長は、保育に欠ける児童に対する必要な措置、援護を要する高齢者又は障害者が在宅する家庭に対する訪問介護員の派遣その他の援助措置等家庭機能を補完し、又は維持するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、家庭での養護に欠ける者を養護するために必要な施設及び制度を整備し、及び充実するものとする。

(地域福祉活動への参加及び地域社会の形成)

第32条 市民は、地域社会の一員であることを自覚し、相互の連帯を強め、地域の福祉活動に参加するとともに、良好な地域社会の形成に努めなければならない。

(人材又は資力の提供等による協力)

第33条 事業者は、その地域社会において、市民福祉の向上のために果たす役割を十分認識し、その有する人材若しくは資力又はその所有し、若しくは管理する福利厚生施設の地域への提供等により地域における市民福祉の向上に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域福祉施設の整備等)

第34条 市長は、地域における市民福祉の向上を図るため、規則で定めるところにより、市民の自主的な活動に対し必要な援助を行い、又は当該活動に必要な施設を整備し、若しくは当該施設の建設に対する助成を行うよう努めるものとする。

第6節 都市施設の整備

(都市施設の理念)

第35条 道路、公園その他の公共施設及び教育施設、購買施設その他の公益的施設(以下「都市施設」という。)は、高齢者及び障害者をはじめ、すべての市民が安全かつ快適に利用できるよう配慮されなければならない。

第36条及び第37条 削除

(都市施設の整備に関する情報の提供等)

第38条 市長は、都市施設を設置し、又は管理する者に対し、都市施設の整備に関する情報を提供し、及び都市施設の整備に関して必要な助言又は指導を行うものとする。

(都市施設の整備への協力)

第39条 市民及び事業者は、都市施設が高齢者、障害者等への配慮のもとに整備されることについて理解し、必要な協力を行わなければならない。

第3章 社会福祉施設の設置及び経営

(施設経営の準則)

第40条 社会福祉施設（社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設をいう。以下「施設」という。）は、施設利用者の個性を尊重し、及び施設利用者と地域社会との密接な関係が維持されるよう経営されなければならない。

(施設の整備及び施設従事者の研修等)

第41条 市長は、福祉需要に応じた体系的な施設の整備に関する計画を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市長は、施設従事者の資質の向上を図るため、必要な研修及び訓練を行うものとする。

(私立施設経営者に対する援助)

第42条 市長は、公立施設（国又は地方公共団体その他の公共団体が設置する施設をいう。）及び私立施設（公立施設以外の施設をいう。）がその特性を生かしつつ調和ある発展を期することができるよう、私立施設を経営する社会福祉法人等（以下「私立施設経営者」という。）に対し、その経営する施設の整備、施設従事者の福利厚生又は施設利用者の処遇の向上につき必要な援助を行うものとする。

(私立施設経営者の責務)

第43条 私立施設経営者は、施設の公共性を自覚し、その経営する施設を整備し、及びその経営の向上に努めなければならない。

(施設設置等に対する協力)

第44条 市民及び事業者は、施設の役割を十分理解し、その設置又は運営に協力しなければならない。

第4章 市民福祉の推進体制

第1節 福祉教育の推進

(福祉教育の理念)

第45条 福祉教育は、第2条に規定する市民福祉の基本理念並びに福祉に関する制度及び実情を正しく理解し、福祉意識を高めるとともに、市民みずから市民福祉を充実するための実践的な方法を身につけることをめざして推進されなければならない。

(市長等による福祉教育の推進)

第46条 市長及び教育委員会は、すべての市民に対し、生涯のあらゆる教育の場を通じて福祉教育を行うよう努めるものとする。

2 市民福祉の向上を目的とする団体（以下「福祉団体」という。）及び施設を経営する者は、その活動の場を通じて福祉教育を実施するよう努めなければならない。

3 市長及び教育委員会は、必要と認めるときは、福祉団体又は施設を経営する者の行う福祉教育に対し、助言又は専門技術的指導を行うことができる。

(市民の福祉学習及び福祉教育への参加)

第47条 市民は、福祉を理解し、及び福祉活動を実践するための自主的学習を行うとともに、福祉教育に積極的に参加するよう努めなければならない。

第2節 市民の福祉活動の推進

(市民の福祉活動等)

第48条 市民は、社会連帯の理念に基づき福祉活動を行うとともに、それに必要な知識及び技術の修習に努めなければならない。

(福祉活動への便宜供与)

第49条 事業者は、その雇用する勤労者が福祉活動を行うときは、その活動を援助するため、その業務の遂行に支障がないと認める範囲において必要な便宜を図るよう努めなければならない。

(施設経営者の配慮)

第50条 施設を経営する者は、その施設において市民の福祉活動が円滑に行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(福祉活動の助長)

第51条 市長は、市民の福祉活動を助長するため、福祉活動に関する情報を提供し、及び必要な助言又は指導を行うことができる。

第3節 市民福祉振興のための組織及び基金

(市民福祉を振興するための組織への協力)

第52条 市長は、市民が事業者及び市と一体となつて人材、資力その他の福祉資源を開発し、又は活用し、次に掲げる事業を推進するための組織を設けた場合において必要と認めるときは、その組織の運営及び事業の推進に必要な協力を行うことができる。

- (1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長
 - (2) 施設の設置及び運営又は施設への助成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民福祉を振興するための事業
- (市民福祉のための基金の設置)

第53条 市民福祉の向上を目的とする事業を推進するため、別に条例で定めるところにより、基金を設けるものとする。

第4節 福祉協定

(福祉協定の締結)

第54条 市長は、市民福祉の向上を図るため、事業者の理解及び協力を得て、次に掲げる事項に関し、事業者と市民福祉に関する協定(以下「福祉協定」という。)を締結するよう努めるものとする。

- (1) 事業者の所有し、又は管理する体育施設、保養施設その他の福利厚生施設の提供に関すること。
- (2) 高齢者等の雇用の促進に関すること。
- (3) 施設に関する人材又は資力の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民福祉の向上に必要ながあると認められる事項に関すること。

2 市長は、福祉協定を締結した場合は、その円滑な履行及び促進を図るため、当該事業者に対して必要な援助を行うことができる。

第5章 補則

(市民福祉調査委員会)

第55条 市長及び教育委員会の附属機関として、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別に条例で定めるもののほか、次に掲げる事項について調査審議し、又は必要な意見を具申することができる。

(1) 第3条の市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策の策定に関すること。

(2) 第4条第2号の市民意識の科学的な把握に関すること。

(3) 第6条の市民生活の実情の把握に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。

(業績の公表等)

第56条 市長は、市民又は事業者が市民福祉の向上に著しく貢献したと認める場合においては、その業績を公表し、かつ、その功績を表彰するものとする。

(施行の細目)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和52年1月25日／市／教委／規則第1号により昭和52年1月25日から施行（第34条から第39条までの規定並びに第52条、第53条、第55条及び第56条の規定を除く。）)

(昭和52年4月1日／市／教委／規則第1号により第55条の規定は、昭和52年4月1日から施行)

(昭和52年9月22日規則第87号により第52条及び第53条の規定は、昭和52年9月24日から施行)

(昭和53年11月25日規則第96号により第35条から第39条までの規定は、昭和54年4月1日から施行)

(昭和54年5月25日規則第8号により第56条の規定は，昭和54年6月1日から施行)

附 則 (平成11年3月30日条例第50号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は，平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第101号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は，平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月17日条例第6号)

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第35条の改正規定（「老人，心身障害者をはじめすべての」を「高齢者及び障害者をはじめ，すべての」に改める部分を除く。）及び第36条から第38条までの改正規定は，平成12年10月1日から施行する。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020

～つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現～

2020 Comprehensive Plan for Community Care in Kobe

概要版



平成28年3月
神戸市



はじめに

神戸市では、昭和 52 年(1977 年)に、全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」(以下「市民福祉条例」という)を制定しました。

「市民福祉条例」では、福祉は、市民・事業者・行政が相互に主体となり、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。

この市民福祉条例に基づき、これまで時代に合った市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による先駆的取組みを行ってきました。

本格的な人口減少社会の到来と超高齢社会の進行に加え、安定した雇用の減少による生活の不安定化、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、市民を取り巻く状況は大きく変化しています。

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」は、このような社会情勢の変化に伴い生じている市民福祉の諸課題に対応するための、新たな施策や重点化すべき施策についてとりまとめられたものであり、全ての市民の生活の質向上のため、広範囲にわたる市民福祉の総合的・体系的な推進を図るとともに、市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く「地域福祉推進」のための計画です。

I.

計画の基本理念

つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現(ソーシャル・インクルージョン)を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「※ローカルガバナンス」(自律と分権に基づく協治)を具現化していきます。

※ ローカルガバナンスとは

自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。

この理念の実現に向け、
4つの方向性に基づき
方策を進めていきます。

1. フォーマルサービスの安定的供給

2. 市民の能動的参画の促進

3. 地域福祉のプラットフォームの構築

4. 「しごと」と生活の安定

II.

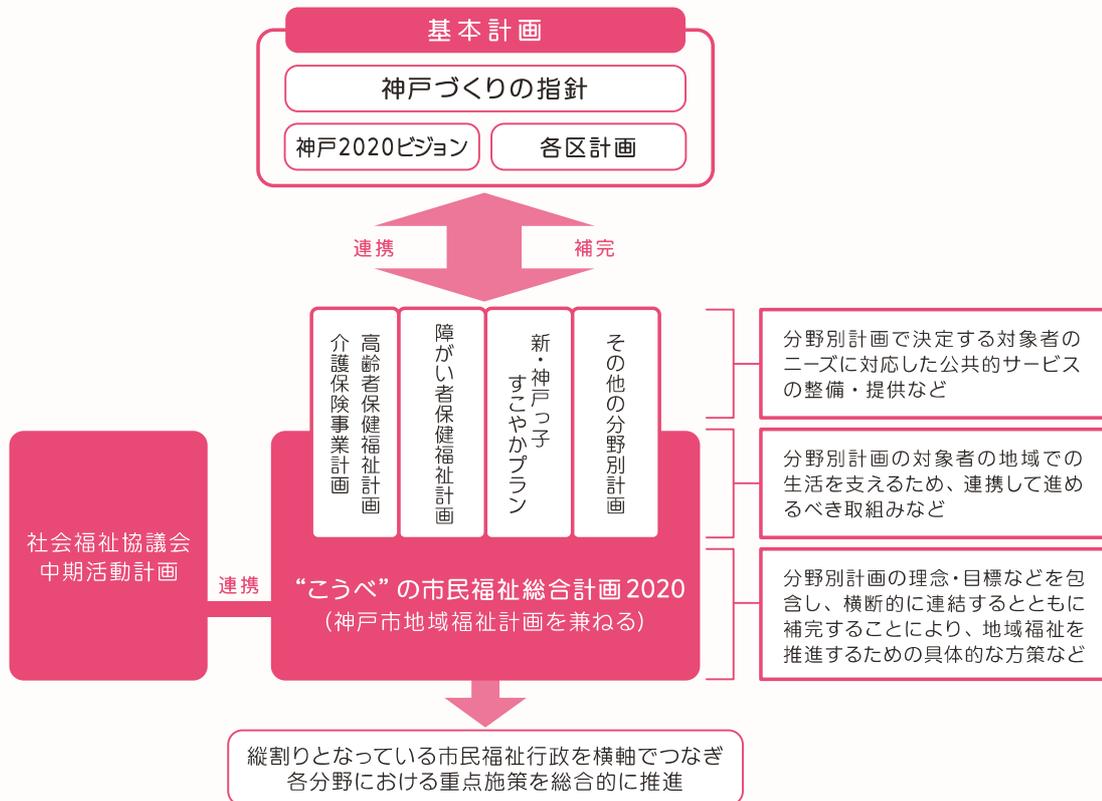
計画の位置づけ

本計画は、「市民福祉条例」に基づき策定される第 11 次 (昭和 52 年～) の市民福祉の総合計画であるとともに、「社会福祉法」に位置づけられる「市町村地域福祉計画」を兼ねています。

保健福祉分野の総合計画として、第 5 次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」及び「神戸 2020 ビジョン」と相互に連携・補完するとともに、地域における、高齢者・障がい者・子どもなどの各分野の施策を横断的につなぎ、総合的に推進するための役割を果たしています。

また、神戸市社会福祉協議会が策定する「“こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画 2020」と連携しながら、本計画を推進していきます。

計画期間は、平成 28 年度 (2016 年度) から 32 年度 (2020 年度) までの 5 年間とします。



(分野別計画 抜粋)

計画名称	計画期間
1. 第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画 「老人福祉法」に基づき、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画 (高齢者保健福祉計画) と、「介護保険法」に基づき、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定める計画 (介護保険事業計画) を、一体的に策定したものの。	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度
2. 神戸市障がい者保健福祉計画 2020 「障害者基本法」に基づく、市の福祉・保健・医療など障がいのある人の基本的な施策に関する市町村障がい者計画	平成 28 年度 ～ 平成 32 年度
3. 新・神戸っ子すこやかプラン 「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間延長されたことにより、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に進めていくために策定されたもの	平成 28 年度 ～ 平成 31 年度

Ⅲ.

基本理念を実現するための “ともに取り組む” 具体的方策

1

市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 フォーマルサービスの安定的供給

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民の安全で安心な暮らしが保障されなければなりません。公的サービスが安定的に供給されること、その人らしさが尊重され、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

[1] 福祉サービスの充実と包括的な供給

① 福祉サービスの充実

国や県、地域の動向を踏まえながら、計画等の目標に応じたサービス基盤の整備を進めます。また、事業者等に対する各種研修の充実など人材育成の支援を行うとともに、人材の確保に取り組みます。すべての市民が適切に福祉サービスを利用できるように、多面的な福祉情報の提供に努めます。

② 包括的な相談支援体制の整備

個別の専門機関・相談窓口だけでは十分な対応ができない多様化・複雑化する課題に対応し、また、社会的に孤立している人など、支援を行う側が地域に出向き早期に支援することができる仕組みや体制を構築していきます。

③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化

適切な福祉サービスの提供や地域福祉の推進のために、個人情報の保護と利用のバランスを考慮した情報共有のあり方について検討していきます。

④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止

「くらし支援窓口」や地域福祉ネットワークをはじめとした関係機関の連携により、課題を抱えて地域から孤立している生活困窮者を早期に発見し支援につなげます。また、庁内の関係部局間の連携を強化し、貧困の世代間連鎖の防止を総合的に推進します。

[2] その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保

① 権利擁護／虐待防止の取組み

一人暮らしの認知症高齢者や障がい者のさらなる増加が予想されるなか、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の理解を深めるための広報・啓発、申立の支援などを進めていきます。また、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する実態把握と、その防止や早期発見、早期対応を図るため、迅速かつ的確な対応のできる体制づくりに努めます。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい・人がやさしい」ユニバーサル社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインの普及・啓発や心のバリアフリーの推進、障がい者の差別解消、マイノリティの理解促進とともに、建築物等のバリアフリー化を進めます。

③ 地域での居住の安定確保への支援

誰もが安全・安心に住まうことができるよう、また、自分にあった住まい・住まい方を選択できるよう、高齢者等の住宅のバリアフリー化、ニーズにあった住まいを選べる住み替えなどの仕組みづくり、子育てに適した住宅供給の支援、住宅セーフティネットの充実、地域等と連携した住情報の提供などに取り組みます。

④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開

同じ場所に子どもから高齢者、障がい者まで幅広い市民がともに集うことは、お互いにケアし合う効果や、地域社会とのつながりを実感できる効果があります。地域の資源・拠点を多機能に展開でき、住み慣れた地域でともに暮らす、共生ケアの取組みが進むよう支援策を検討していきます。



2

市民が地域福祉の主役になるために 市民の能動的参画の促進

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれます。市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていくとともに、市民が担い手として参加するだけでなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

[1] 市民が参画できる仕組みづくり

① 市民が参画しやすい環境整備

市民が地域福祉に参画するために、まずは、地域の実情や課題を共有することが必要です。地域に関するデータを分かりやすく提供していくとともに、専門家の派遣などによる、地域の合意形成に対する支援を行います。

[2] 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策

① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり

高齢者が見守りなどの地域活動に参加し、社会的役割を持つことは、健康づくりにもつながります。この意識啓発を行うとともに、高齢者が能力と意欲を発揮し、地域福祉の重要な担い手となるような活躍の場を創出し、担い手と活動をマッチングする仕組みをつくっていきます。

② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり

若者や、働く世代の様々な活動を契機とし、地域福祉活動への参加に切れ目なくつながるよう、開かれた地域づくりを支援していきます。また、小中学生など次世代を対象とし、地域とのつながりの大切さへの理解など、福祉学習の推進に取り組みます。

③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人による地域社会への貢献が制度化され、施設等の強みを生かし、地域と連携してインフォーマルサービスの充実に寄与することが期待されます。行政も地域団体、NPO等とも連携し、制度の狭間への対応など様々な地域福祉課題に取り組んでいきます。

3

市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり 地域福祉のプラットフォームの構築

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に結びつけるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

[1] 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築 （区単位のネットワーク）

① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応

地域福祉課題を解決する新たな仕組みや取組みを、多様な主体の話し合いを通じて施策に反映するための協議の場（地域福祉のプラットフォーム）が必要です。区社会福祉協議会がこのプラットフォームの中核的な役割を果たせるよう支援していきます。

② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり

複雑・多様化する地域課題に対応していくために、区域における多職種・多団体でつながるネットワークの一層の充実が求められています。区社会福祉協議会により多くの情報が集まるための仕組みづくりや、円滑で柔軟な支援ができる体制づくりを行います。

[2] 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 （身近な地域におけるネットワーク）

① 地域における多様な主体による協議の場づくり

地域の支え合い活動等で把握した課題の対応策を検討する、身近な地域における協議の場づくりを、区社会福祉協議会のコーディネーターが中心となって行います。地域課題を関係者で共有し、早期発見・早期解決できる支援策を検討するとともに、必要に応じて区単位の協議の場につなげます。

② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携

ふれあいのまちづくり協議会による地域の福祉・交流活動を通じ、支援を必要とする人の早期発見や様々な課題の把握が期待されます。福祉に関する困りごとを相談できる場づくりなど、お互いが助け合う仕組みづくりの取組みを支援していきます。

③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

民生委員は、住民からの相談や訪問活動などをはじめとした様々な活動を行っており、地域福祉の推進において重要な役割を果たしています。民生委員が、地域住民に寄り添いながら、その役割を最大限に発揮できるように、活動を支援していきます。

④ 医療・福祉の幅広い連携

子どもから高齢者、障がい者まで、地域（在宅）で医療・福祉サービスを必要とする人が増加する中、市民一人ひとりの生活の質を保つために、地域の医療・介護関係者の連携強化を図ります。また、それらの専門職と地域住民組織等との連携を進め、在宅医療・看護・リハビリ・福祉サービス・見守り・支え合い活動等のさらなる充実につなげていきます。

[3] プラットホームを活用した福祉課題への取組み

① 「地域支え合い活動」の充実

地域で援助を必要としている人を住民同士で見守り支え合える地域づくりが求められています。この「地域支え合い活動」の充実を図るとともに、市民・事業者・行政の協働により、実態に即した見守り・支え合い活動を検討し、活動の過程でつけた地域福祉課題を新たな支援の仕組みづくりにつなげていきます。

② 災害時における要援護者への支援体制の整備

地域における災害時要援護者支援体制づくりを地域の实情に応じて支援するとともに、要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、当事者の参画のもと、避難所等での配慮のあり方の検討や拠点的機能をもつ福祉避難所の充実など災害対応力の強化を図ります。



4

市民が地域社会でいきがいを感ずるために 「しごと」と生活の安定

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも大切です。誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

[1] 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり

① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開

市民の支え合いによるサービスが提供される仕組みであるコミュニティビジネスを推進し、また、ニーズが高まる生活支援サービスの充実を図ることにより、地域に雇用、または必ずしも雇用契約に基づく一般的な就労に限らない多様な「しごと」を創出していきます。

② 多様な働き方の確保

各分野別に行う就労支援による就業機会の拡大をはじめ、企業・NPO・社会福祉法人等との協力のもと、一般的な就労が困難な人に対する働く場、訓練の場である「中間的就労」の展開や、子育てや介護等と就労を両立できる環境整備、社会参加への対価が得られる「しごと」の創出など、多様な働き方の確保に取り組みます。

IV. 計画の進行管理

計画の進捗状況を確認するため、*市民福祉調査委員会のもとに、さらに個別・具体的な事項を議論する場を設け、市民・事業者・行政がともに参加することにより計画の検証・評価及び見直しを行い、さらに情勢の変化を踏まえた新たな協働の取組み方策の企画・立案を図っていきます。

* 市民福祉調査委員会とは・・・

市民代表、事業者、学識経験者等から構成され、市民生活の実情や市民意識の科学的把握を行うとともに市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策の策定等について調査・審議するために設置された市長と教育委員会の附属機関です。

平成 28 年 3 月発行
神戸市保健福祉局総務部計画調整課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
電話 (078) 322-5198

神戸市広報印刷物登録平成 27 年度第 757 号
(広報印刷物規格 A-6 類)

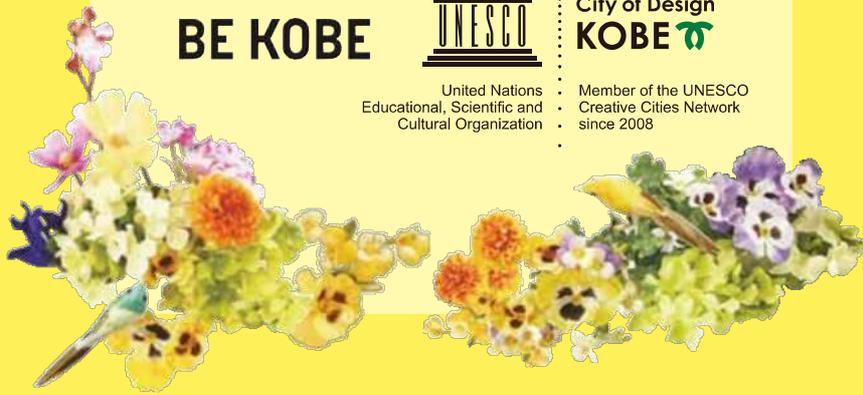
BE KOBE



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008



令和元年度 保健福祉局の主要施策

【健康創造都市 KOBE の推進】

ICT を活用した健康創造都市 KOBE の推進 [84, 197 千円]

「健康創造都市 KOBE 推進会議」の議論を踏まえ、平成 30 年度に構築した、個人の健康関連データ（健診、運動、栄養データなど）を集約・結合する「市民 PHR システム」(MY CONDITION KOBE) を活用し、健康状態の見える化を図り、新たな健康づくり事業・サービスを展開していきます。

平成 31 年度は、個人の健康行動に対して付与する「健康ポイント」や、フレイル予防につながり、高齢者の地域の担い手としての活動に対して付与する「フレイル予防ポイント」の運用を行い、市民の健康づくりや、高齢者の社会参加等を積極的に支援します。

さらに、国民健康保険の被保険者のうち特定健診の結果より生活習慣改善が必要な方に対して、これまで対面を中心に行っていた保健指導に加えて、健康アプリを活用した効率的・効果的な保健指導を実施します。



【シニア世代にやさしいまちづくりの推進】

1. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

(1) 神戸モデルの推進 [204, 788 千円]

認知症の早期診断・早期発見を推進するため、65 歳以上の市民を対象に無料で、認知機能検診と認知機能精密検査による 2 段階方式の診断を行うとともに、制度の利用促進を図るため、75 歳以上の市民に対して認知機能検診の無料受診券を送付します。また、認知症と診断された方を対象に、①賠償責任保険に市が加入し、②コールセンターにおける 24 時間 365 日の相談対応や③非常時のかけつけ（検索）サービスを実施するとともに、④認知症の人が起こした事故に遭われた全ての市民を対象に見舞金（給付金）を支給する 4 つの安心を柱とする事故救済制度を創設します。

■認知症高齢者（神戸市での推計値）

高齢者人口 (H31.3)	42.8万人
認知症高齢者数	6.4万人
MCI (軽度認知障害)	5.6万人

〔2015年厚生労働省調べより算出
認知症の全国有病率推計値 15%
MCIの全国有病率推計値 13%〕

■認知症高齢者割合（全国）



2013年厚生労働省研究班推計より

(2) 認知症の人とその家族への支援 [144,976千円]

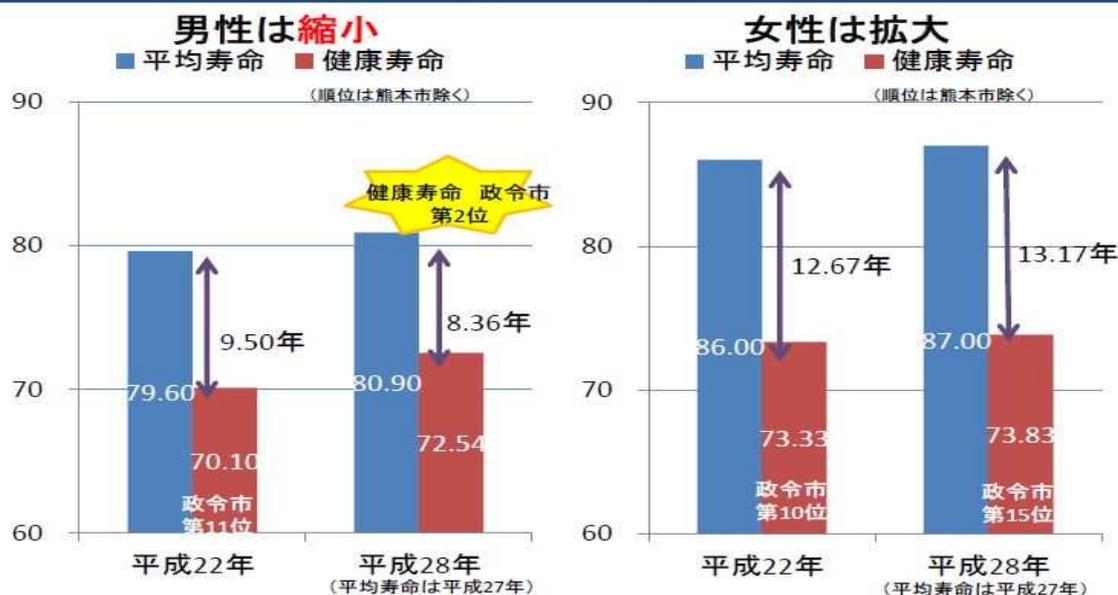
認知症の人やその家族が、安心して暮らしていけるよう、平成29年度末より全区配置している認知症初期集中支援チームの円滑な運営により早期診断・早期対応に努めるとともに、認知症に関する総合的な相談窓口としてオレンジダイヤルを新たに開設します。また、市内の認知症疾患医療センターにおいて専門医療相談窓口や認知症サロンを開設するとともに、通院介助や生活援助などを行う見守りヘルパーを派遣するなど、認知症と診断された後も切れ目のない継続的な支援を推進します。

2. シニア世代の健康・しごとづくり

(1) フレイル予防による健康寿命の延伸 [81,742千円]

心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルの早期発見・生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、特定健診会場や薬局において、65歳および前年度にフレイルチェックを受けた66歳の国民健康保険加入者を対象に実施します。また、65歳以上の方を対象とするフレイル予防のための講話等を実施する介護予防事業や、要支援者等を対象とするフレイル改善のための運動・栄養等のプログラムを行う通所型サービスを引き続き実施するとともに、平成31年度からは新たに、高齢者の社会参加促進によるフレイル予防を図るため、高齢者の地域の担い手としての活動に対して付与する「フレイル予防ポイント」の運用を開始するなど、フレイル予防・改善による健康寿命の延伸に取り組みます。

神戸市の健康寿命



(2) シルバーパワーによる地域の担い手づくり [195, 583 千円]

地域の高齢者が地域の高齢者等を支えるモデル事業として、各区ボランティアセンターで、高齢者への生活支援業務の紹介を行い、認知症の方等の金銭管理ニーズへの対応の充実をはかるとともに、シルバーパワーによる地域の担い手づくりを進めます。

3. 介護人材確保対策 [18, 111 千円]

平成 31 年度より、新たに正規職員を採用した際に法人が負担する住宅手当の一部を兵庫県との連携により補助するほか、「神戸市高齢者介護士認定制度」を通じた介護人材のキャリアアップ支援を図るため、同制度合格者に対して、引き続き同じ事務所で介護福祉士の資格を取得するための支援金を支給するとともに、事業所に対して、職員が制度を受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費を補助します。

また、平成 29 年度から訪問看護師・介護士の安全確保・離職防止対策として、複数訪問が必要なケースで介護報酬加算が受けられない場合に加算相当額の一部を補助する制度を県市協調により実施しており、利用促進を図ります。

【参考】2025 年度の神戸市における介護職員需要ギャップは約 5,900 人
(H30.5 厚生労働省が発表した全国の数字から割り戻した数字)

【障害者の方への支援】

1. 障害者の新たなしごとの創出 [49, 450 千円]

垂水駅前地区をモデル地区として、東京大学先端科学技術研究センター、社会福祉法人、垂水食品衛生協会等と連携して 30 年度より進めている週 20 時間未満の超短時間雇用の導入について、体制を強化したプロジェクトチームを設置し、アウトレットとの協働によるまちのにぎわいづくりも視野に入れながら、さらなる促進につとめます。さらに、超短時間雇用の導入を検討しているしあわせの村での取り組みも踏まえ、総合的な検証を行い、全市展開に向けた検討を進めます。

2. 親なき後対策の強化

障害者支援センターの設置 [737, 789 千円]

障害者の相談支援や見守り体制を構築する拠点として、障害者支援センターの全区設置に取り組みます。平成 30 年度に開設を進めている 4 区（灘区・兵庫区・垂水区・西区）に続き、平成 31 年度は、新たに 3 区（中央区・須磨区・北区）に開設するとともに、東灘区では、平成 32 年度の開設に向け、必要な施設改修に着手します。さらに長田区でも、平成 31 年度中に設置場所を決定し、平成 32 年度中の開設をめざします。

また、障害者支援センターに障害者見守り支援員を配置し、障害者の見守り支援を行うとともに、地域の関係機関とのネットワークを構築しながら、緊急時の短期入所の受け入れ調整や日中活動の場の提供等を行うコーディネート事業を実施します。

○障害者手帳の交付状況

	H26	H27	H28	H29	H30
身体	80, 425	80, 728	80, 407	79, 627	79, 270
知的	12, 869	13, 491	14, 167	14, 898	15, 800
精神	13, 666	14, 454	15, 690	16, 146	17, 561
計	106, 960	108, 673	110, 264	110, 671	112, 631



【貧困の連鎖防止】

生活困窮者学習支援事業及び家計改善支援事業の充実 [80,382千円]

平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、各区役所に暮らし支援窓口を設置、区社会福祉協議会に地域福祉ネットワーク配置し、生活困窮者の自立支援事業に取り組んでいます。

平成31年度は、学習支援事業において高校生世代への学習支援等を拡充し高校の中退予防をはかるとともに、家計改善支援事業において対象を生活保護受給者に拡大して実施します。

【くらしの安全を守る】

1. 見守り体制の再構築

(1) 要援護者支援センターの運営 [94,500千円]

大規模災害時に要援護者の初動受入を行う「基幹福祉避難所」としての機能を持つ市内21か所の要援護者支援センターにおいて、地域団体と連携しながら避難所開設訓練を継続して実施するとともに、平時より地域団体と顔の見える関係づくりを進めることにより、要援護者の受入体制の充実に取り組みます。

(2) 災害時における重度障害児者対応の強化 [12,667千円]

災害時に、医療的ケアの必要な在宅重症心身障害児・者が円滑に避難できるよう、市に診療状況等の医療情報を登録している方を対象に、個別災害時避難計画の作成を進めます。

2. 斎場・墓園の再整備 [710,747千円]

斎場については、老朽化した施設のリニューアルを行うほか、今後の火葬需要の増加に対応するため、民間委託を含めた西神斎場再整備のための火葬炉更新にかかる調査・検討を行います。

墓園については、老朽化したインフラ（舗装・水道）の再整備や危険法面の対策工事を実施するなど、市民が安全・安心して墓参できる環境を整備します。

【火葬需要予測】

年度	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
火葬件数	15,651	17,832	19,853	21,221	22,291	23,082	22,038	21,066
2017年比	100%	114%	127%	136%	142%	147%	141%	135%



市民福祉のインフラストラクチャーの構築に向けて

1. 市民福祉のインフラストラクチャーの定義

「市民福祉を持続させ、さらに向上を可能にするために不可欠なサービスや仕組みを供給する相互に関連するシステムの基本となる構造」

2. 構成要素

人材、財源、情報、意思決定の仕組み、住民自治 など

3. 第2回目以降の福祉政策会議の進め方

ニーズキャッチ、関係者のヒアリング など

4. スケジュール

- ・令和元年度内に4回程度開催（予定）

○神戸市市民福祉調査委員会条例

平成 12 年 3 月 31 日
条例第 101 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 2 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、神戸市市民福祉調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、社会福祉に関する事項について調査審議し、又は必要な意見を具申することができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 40 人(精神保健福祉法第 9 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関(以下「精神保健福祉に関する機関」という。)に係る委員にあっては、20 人)以内で組織する。

2 委員は、知識又は経験のある者のうちから、市長又は教育委員会(社会福祉に関して知識又は経験のある者にあっては、市長。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。

3 第 1 項に規定する委員のほか、市長又は教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員(精神保健福祉に関する機関に係る委員を除く。)の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員総数の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があるときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、委員の総数の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、及び議決をする場合は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局又は教育委員会事務局(社会福祉に関する事項に係る庶務にあっては、保健福祉局)において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(精神保健福祉審議会条例の廃止)
- 2 神戸市精神保健福祉審議会条例(平成8年3月条例第71号)は、廃止する。
(精神保健福祉審議会条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の神戸市精神保健福祉審議会条例第1条に規定する神戸市精神保健福祉審議会の委員は、その時においてその職を失うものとする。

附 則(平成12年10月12日条例第24号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱

平成 12 年 4 月 18 日

委 員 会 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会条例（平成 12 年 3 月条例第 101 号）第 8 条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(会議)

第 2 条 委員会に、次の会議を設置する。

- (1) 計画策定・検証会議 定数 15 名以内
- (2) 福祉政策会議 定数 15 名以内

- 2 前項に掲げる会議の所掌事務は、別表 1 に掲げるとおりとする。
- 3 会議に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。ただし、委員長が互選されるまでの間、会議の運営上支障がある場合、会議に属すべき委員又は臨時委員の指名については、市長が行う。なお、その際は、委員長決定時に、改めてその承認をとるものとする。
- 4 会議に会長を置き、又必要があるときは副会長を置くことができる。
- 5 会長及び副会長は、会議に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 6 会長は、その会議の会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又はあらかじめ会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 8 会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選されるまでの間、保健福祉局長が召集する。
- 9 会議は、会議に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門分科会)

第 3 条 委員会に、次の専門分科会を設置する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 定数 10 名以内
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 定数 15 名以内
- (3) 児童福祉専門分科会 定数 30 名以内
- (4) 精神保健福祉専門分科会 定数 20 名以内
- (5) 市民福祉顕彰選考専門分科会 定数 15 名以内

(6) 介護保険専門分科会 定数 35 名以内

(7) 成年後見専門分科会 定数 10 名以内

2 第 2 条（同条第 1 項を除く。）の規定は，専門分科会について準用する。この場合において，「会議」とあるのを「専門分科会」と，「会長」とあるのを「分科会長」と，「副会長」とあるのを「副分科会長」とそれぞれ読み替える。

3 第 1 項の各号に掲げる専門分科会の委任事務は，別表 2 に掲げるとおりとする。

4 専門分科会の議事は，出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，分科会長の決するところによる。

5 専門分科会で決議された事項は，委員会の決議とみなす。

6 専門分科会には，必要に応じて部会を置くことができる。

（会議等の公開）

第 4 条 会議は，これを公開する。ただし，委員会の決議により公開しないことができる。

2 前項の規定により会議を公開するときは，開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。

3 公開・非公開の会議に関わらず，会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という）を作成する。

4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。ただし，個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。

5 前 4 項の規定は，第 2 条に定める会議及び第 3 条に定める専門分科会に準用する。

（関係者の出席）

第 5 条 委員長は，必要があると認めるときは，委員会への関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定は，会議及び専門分科会に準用する。この場合，「委員長」とあるのを「会長」又は「分科会長」と読み替える。

（参与）

第 6 条 委員会に参与を置く。

2 参与は，市職員のうちから委員長が指名する。

3 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(代表幹事及び幹事)

第7条 委員会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、委員会等の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉局又は教育委員会において処理する。

2 専門分科会の庶務は、保健福祉局又はこども家庭局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び専門分科会の運営に関し必要な事項は、会議及び専門分科会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 (平成13年1月9日委員会決定)

別表は、平成13年1月9日改正。但し、平成12年6月7日より施行する。

附 則 (平成13年7月18日委員会決定)

別表は、平成13年7月18日改正。同日施行。

附 則 (平成15年7月29日委員会決定)

別表は、平成15年7月29日改正。同日施行。

附 則 (平成17年4月21日委員会決定)

別表は、平成17年4月21日改正。但し、平成17年4月1日より施行する。

附 則 (平成18年10月20日委員会決定)

(施行期日)

1 別表は、平成18年10月20日改正。但し、別表2 ②及び3 ②は平成18年4月1日、その他は平成18年10月1日より施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法附則第48条の規定による精神障害者社会復帰施設については、改正前の別表の4 ②の規定の適用があるものとする。

附 則 (平成21年1月28日委員会決定)

別表は、平成21年1月28日改正。同日施行。

附 則（平成24年8月6日委員会決定）
この要綱は，平成24年8月6日より施行する。

附 則（平成26年2月7日委員会決定）
この要綱は，平成26年2月7日より施行する。

附 則（平成27年12月21日委員会決定）
この要綱は，平成27年12月21日より施行する。

附 則（平成31年1月16日委員会決定）
この要綱は，平成31年1月16日より施行する。

別 表 1 （第 2 条 関 係）

会 議 の 所 掌 事 務

1 . 計 画 策 定 ・ 検 証 会 議

- ① 市 民 福 祉 総 合 計 画 の 策 定 に 関 す る 事 項 。
- ② 市 民 福 祉 総 合 計 画 の 進 行 及 び 成 果 の 検 証 ・ 評 価 に 関 す る 事 項 。

2 . 福 祉 政 策 会 議

- ① 市 民 福 祉 の 推 進 に 必 要 な 施 策 の 企 画 ・ 調 査 に 関 す る 事 項 。

別 表 2 （第 3 条 関 係）

専 門 分 科 会 へ の 委 任 事 務

1. 民 生 委 員 審 査 専 門 分 科 会

① 民 生 委 員 の 適 否 の 審 査 に 関 す る こ と 。

（ 社 会 福 祉 法 第 11 条 第 1 項 ）

2. 身 体 障 害 者 福 祉 専 門 分 科 会 （ 社 会 福 祉 法 第 11 条 第 1 項 ）

① 身 体 障 害 者 手 帳 の 交 付 申 請 に 必 要 な 診 断 書 を 作 成 で き る 医 師 の 指 定 の 審 議 に 関 す る こ と 。

（ 身 体 障 害 者 福 祉 法 第 15 条 第 2 項 ）

② 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 （ 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ） の 指 定 及 び 取 消 に つ い て の 審 議 に 関 す る こ と 。

（ 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 第 59 条 、 第 68 条 ）

③ 身 体 障 害 者 の 障 害 程 度 の 審 査 に 関 す る こ と 。

（ 身 体 障 害 者 福 祉 法 施 行 令 第 5 条 第 1 項 ）

3. 児 童 福 祉 専 門 分 科 会

① 児 童 の 施 設 入 所 等 の 措 置 の 決 定 及 び 解 除 に つ い て の 審 議 に 関 す る こ と 。

（ 児 童 福 祉 法 第 27 条 第 6 項 及 び 同 法 施 行 令 第 32 条 ）

② 児 童 虐 待 事 案 の 検 討 に 関 す る こ と 。

③ 映 画 、 演 劇 、 出 版 物 、 玩 具 等 に よ る 児 童 福 祉 の 増 進 又 は 児 童 に 及 ぼ す 悪 影 響 の 防 止 を 目 的 に 、 映 画 等 を 審 査 の う え 、 推 薦 又 は 勧 告 す る こ と 。

（ 児 童 福 祉 法 第 8 条 第 7 項 ）

④ 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 の 打 ち 切 り の 審 議 に 関 す る こ と 。

（ 母 子 及 び 父 子 並 び に 寡 婦 福 祉 法 施 行 令 第 13 条 ）

⑤ 里 親 の 認 定 に つ い て の 審 議 に 関 す る こ と 。

（ 児 童 福 祉 法 施 行 令 第 29 条 ）

⑥ 認 可 を 受 け ない 児 童 の た め の 施 設 に 係 る 事 業 の 停 止 又 は 施 設 の 閉 鎖 に つ い て の 審 議 に 関 す る こ と 。

（ 児 童 福 祉 法 第 59 条 第 5 項 ）

⑦ 児童福祉施設に係る事業停止についての審議に関すること。

(児童福祉法第46条第4項)

⑧ 家庭的保育事業等及び保育所の認可についての審議に関すること。

(児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項)

4. 精神保健福祉専門分科会

① 厚生労働大臣の定める基準に適合しなくなった、又はその運営方法がその目的遂行のために不適切であると認めた指定病院の取消についての審議に関すること。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の9第2項)

② 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定及び取消についての審議に関すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第68条)

③ 精神保健福祉の調査審議に関すること。

5. 市民福祉顕彰選考専門分科会

① 市民福祉顕彰の候補者の選考に関すること。

(神戸市民の福祉をまもる条例第56条)

6. 介護保険専門分科会

① 介護保険事業計画の進捗状況等の把握・点検に関すること。

② 介護保険事業計画の策定のための調査審議に関すること。

③ 高齢者保健福祉計画の策定のための調査審議に関すること。

7. 成年後見専門分科会

① 成年後見制度の利用促進に関すること。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

**「地域共生社会に向けた包括的支援と
多様な参加・協働の推進に関する検討会」
(地域共生社会推進検討会)**

中間とりまとめ(概要)

令和元年7月19日

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ(抄)

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、**一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、
・**専門職の伴走型支援**により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで**包摂を実現していく視点**
・**地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進める視点**
の両方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、**従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実**が求められる。

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- **福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。**
・ **断らない相談支援** ・ **参加支援（社会とのつながりや参加の支援）** ・ **地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援**
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、**属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。**
- **新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。**その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、**地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築**するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的内容
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	◎宮本 太郎	中央大学法学部 教授
		室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年7月5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年7月16日（火）	中間とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

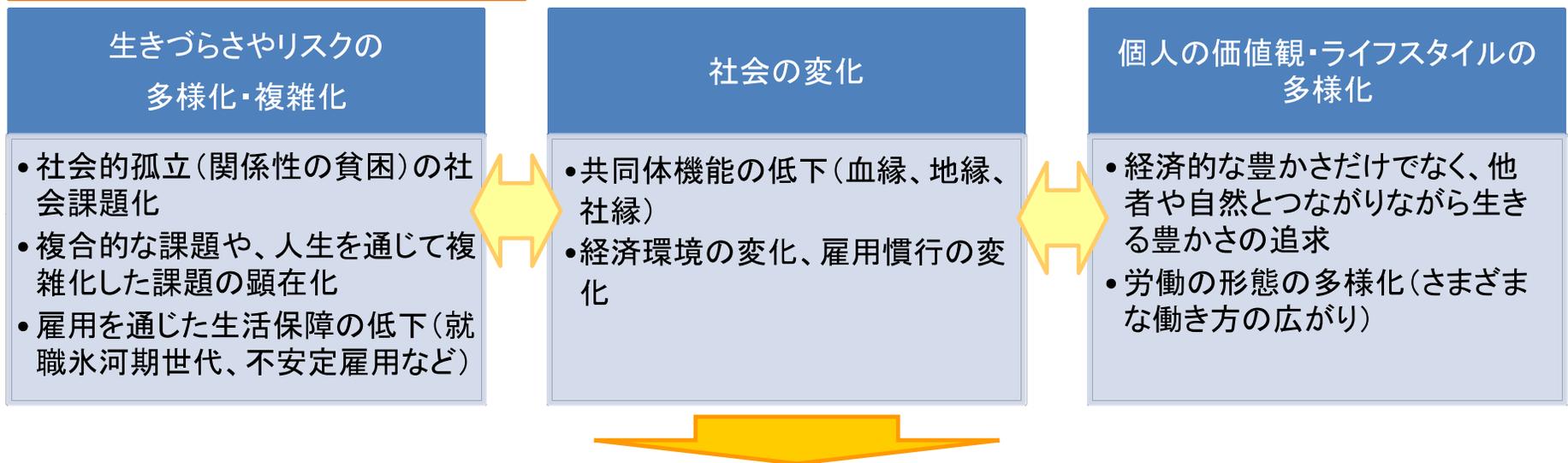
個人を取り巻く環境の変化と今後強化すべき機能 (新たな福祉政策のアプローチ①)

令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

これまでの社会福祉政策の枠組みと課題

- 日本の社会福祉政策は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、個々のリスク・課題の解決を目的として現金・現物給付を行うという、基本的なアプローチの下で、公的な福祉サービスの量的な拡大と質的な発展がみられ、経済的な意味での生活保障やセーフティネットの確保が進展した。
- 一方で、専門性は高まったものの、対象者別の仕組みとなり、8050問題のような複合的なニーズに柔軟に対応できない、人生を通じた一貫した支援が受けられないといった課題が指摘されている。

個人を取り巻く環境の変化



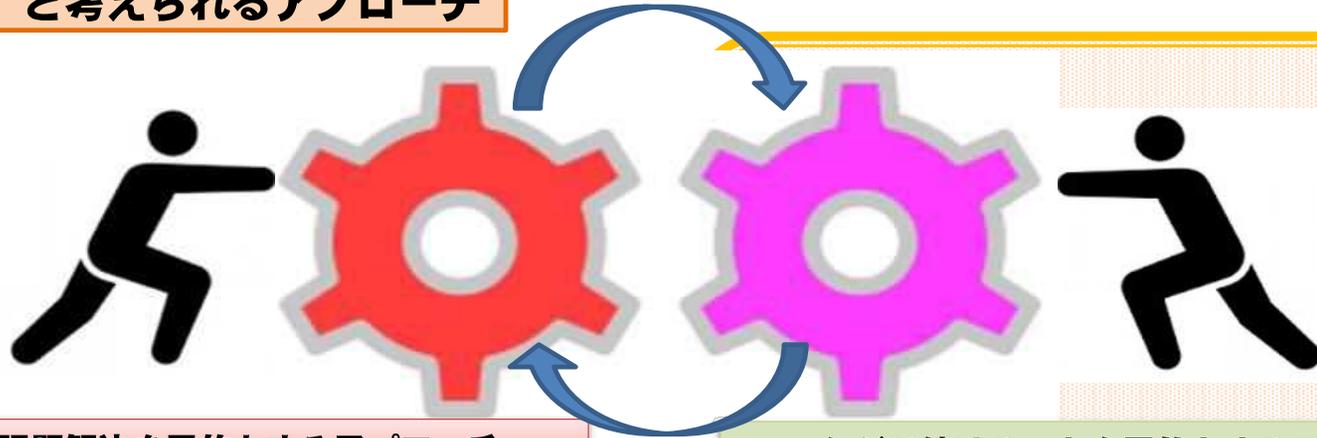
- 元来、個人の人生は多様かつ複雑であるが、近年、その多様化・複雑化が一層進んでいると言えるのではないか。
- 典型的なリスクに対応する従来の枠組みの延長・拡充のみでは対応に限界があるのではないか。
- 一人ひとりが、課題を抱えながらも、自律的(※)な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められるのではないか。

(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

対人支援において今後求められるアプローチ (新たな福祉政策のアプローチ②)

令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目的とするアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目的とする
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視した制度設計
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目的とするアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目的とする
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視した制度設計
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要なのではないか。

伴走支援と多様なケア・支え合う関係性の充実によるセーフティネットの構築 (新たな福祉政策のアプローチ③)

令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

伴走支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワメント)、自律的な生を支える支援
(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民同士のケア・支え合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、徐々に住民同士のケア・支え合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

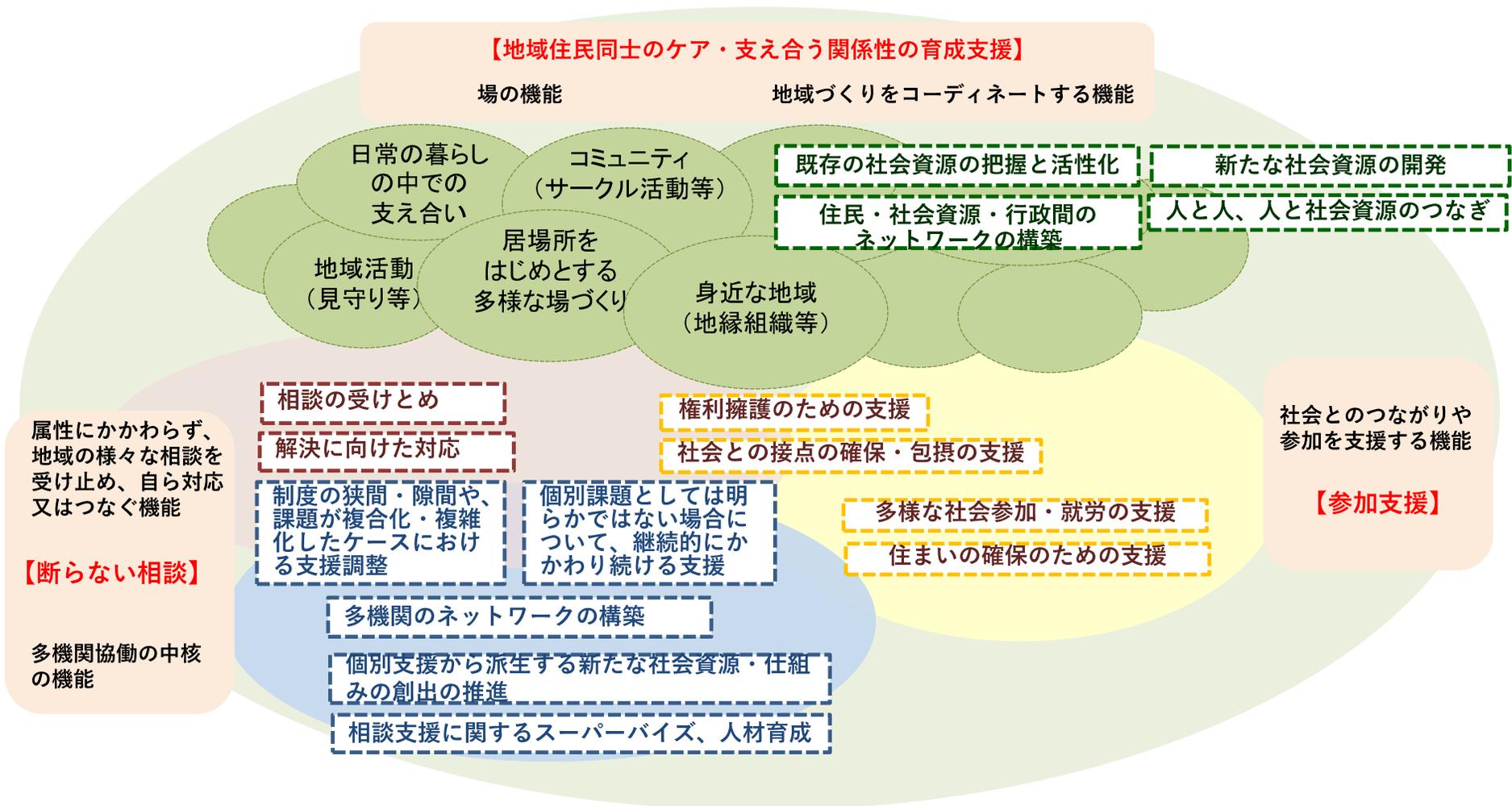
セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域住民のケア・支え合う関係性が生まれる
 - ー専門職による伴走支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらの関係性が重なり合い、そして関係性同士が繋がっていくことで、地域におけるセーフティネットが充実していくのではないか。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要ではないか。

新たな包括的な支援の機能等について

令和元年7月16日「第5回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料（一部改変）

- ◆これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、
 - －社会とのつながりや参加を基礎とした個々人の自律的な生
 - －地域やコミュニティにおける包摂を目指すことができる。



現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079カ所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意の実施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	650市町村	719カ所 (平成30年4月時点)
		義務的实施 (障害者相談支援事業)	(交付税)		×	1,741市町村	
子ども (利用者支援事業基本型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	415市町村	720カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的实施	義務的経費 (負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	902自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,324機関 (平成30年4月時点)

財政支援に関する考え方

- ◆相談支援など地域における支援体制の構築に対する財政支援の仕組みは、属性(制度)ごとに、事業の性格や、国による財政支援の性質などが異なる。
- ◆市町村による運用において一体的実施を進めるという現在の対応を超えて、市町村における柔軟な事業実施のための制度的な対応を図るためには、このような制度ごとの違いを整理した上で、新たな財政支援の仕組みを構築する必要がある。
- ◆その際、自治体における事業実施の柔軟性と、自治体による積極的な事業実施の支障とならないような財政保障を図りつつ、検討を行う必要があると考えられる。

地域共生に資する取組の促進

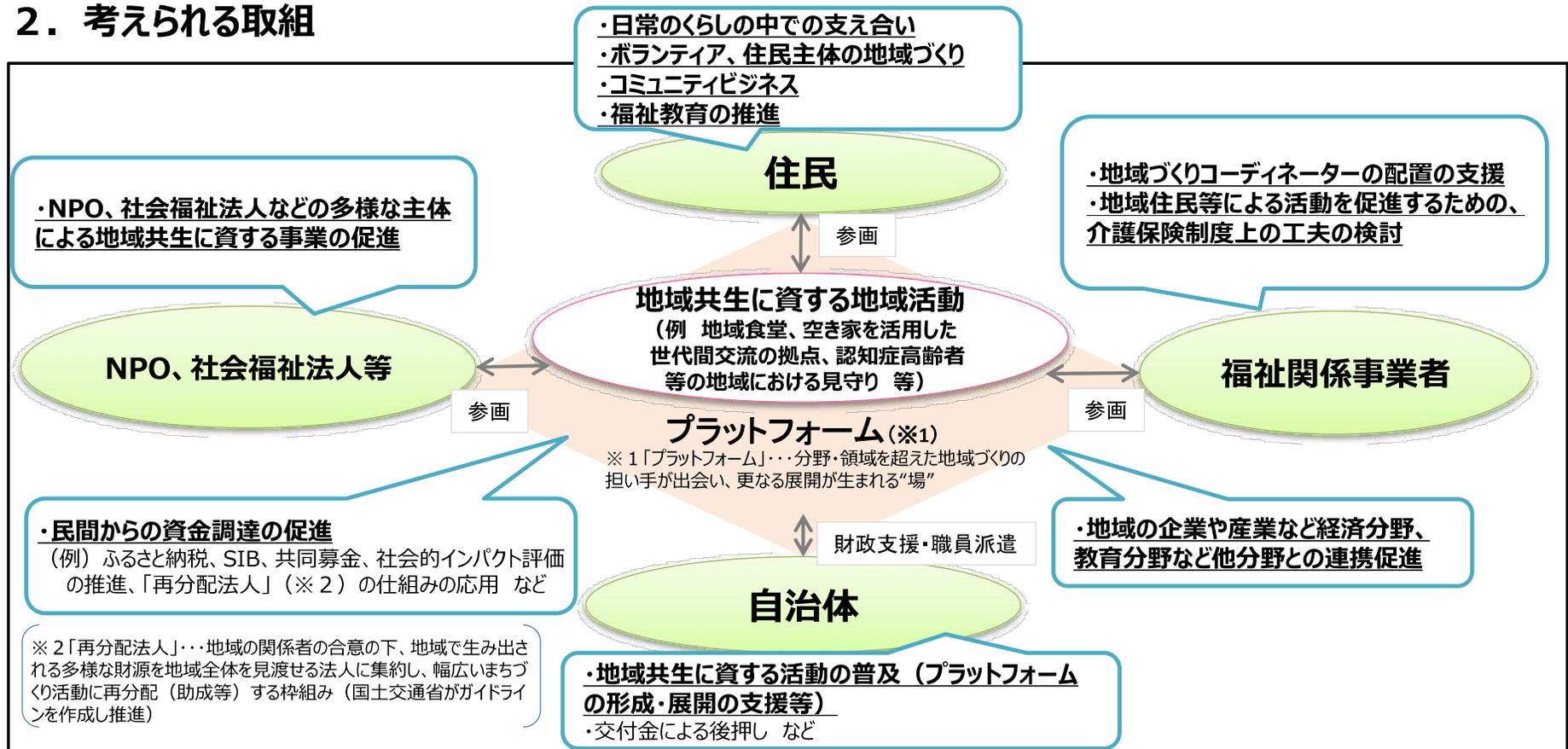
～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

令和元年5月29日
「第2回2040年を展望した社会
保障・働き方改革本部」配付資料
(一部改変)

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



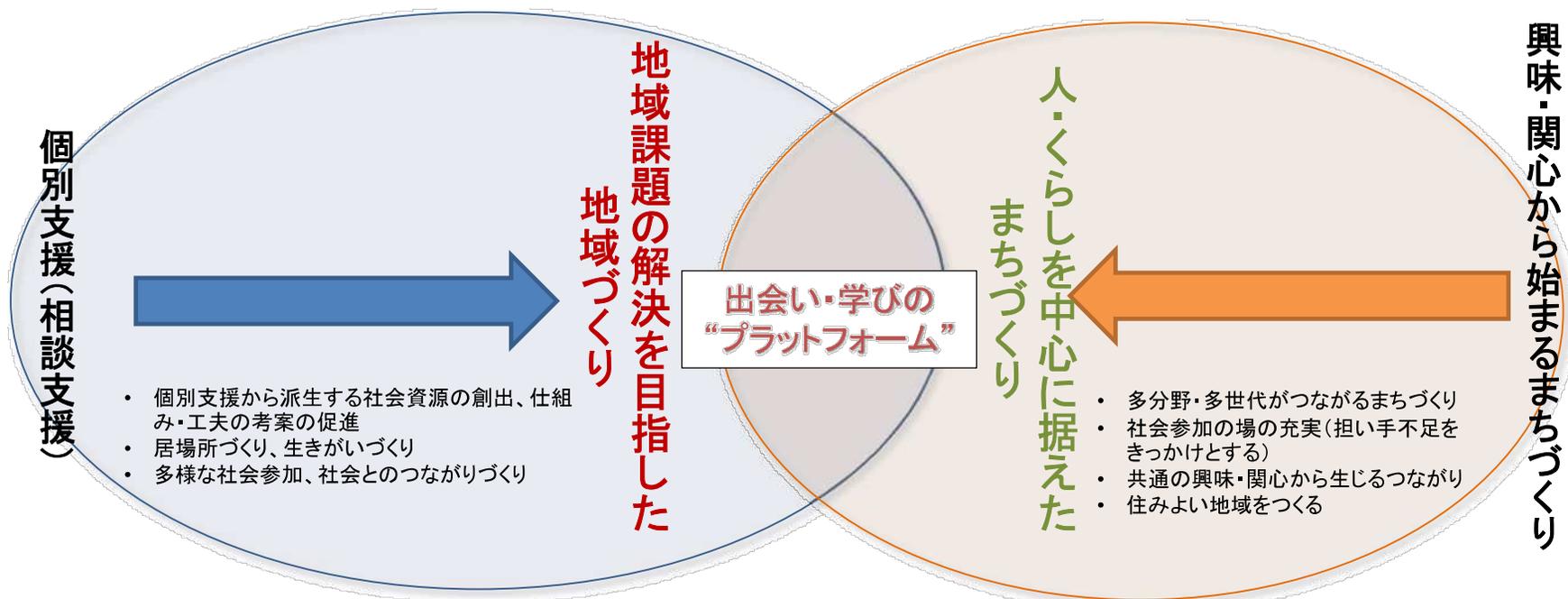
多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料（一部改変）

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



參考資料

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

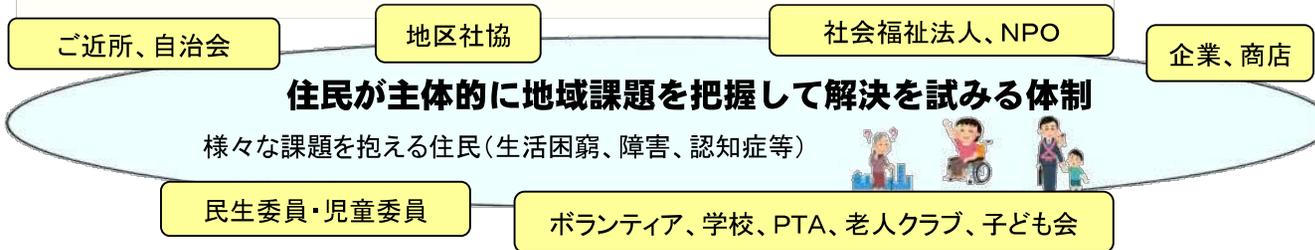
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円 (200自治体)
26億円 (150自治体)
20億円 (100自治体)

(1) 地域力強化推進事業 (補助率3/4)

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民に身近な圏域

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4)

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

市町村等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

令和元年5月29日「第2回2040年を展望した
社会保障・働き方改革本部」提出資料
(一部抜粋)

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）
- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進
- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」

（経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針））（令和元年6月21日 閣議決定）

⑤ 共助・共生社会づくり

（共生社会づくり）

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する。

(まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定))

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

(3) 地域共生社会の実現

<概要>

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、困難を抱える人を含め、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指す。そのため、包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援する。

【具体的取組】

◎地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則の規定に基づき、包括的な支援体制の全国的な整備を行うため、モデル事業における課題等の整理を十分に行う。この整理を踏まえ、本年5月に設置した検討会において、断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設を含め、取組強化に向けた検討を行う。
- ・「地域共生社会」の実現に当たり、2018年の改正後の生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進する。

地域共生社会推進検討会中間とりまとめ

令和元年7月19日

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な
参加・協働の推進に関する検討会
(地域共生社会推進検討会)

I 検討の経緯

- 厚生労働省においては、「地域共生社会の実現」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして掲げ、様々な取組を進めてきた。その一環として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。平成29年6月2日公布。以下「改正法」という。）において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定された。
- 改正法の附則では、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。
- これらを受けて、包括的な支援体制づくりを具体化するため、平成28年度より「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化を図る取組の推進のためのモデル事業（以下「モデル事業」という。）が実施されている。昨年度（平成30年度）時点で、151の自治体がモデル事業を活用しながら、体制の構築の検討と実践を進めている。
- また、昨年10月に厚生労働省に設置された「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」においても、論点の一つの柱として地域共生・地域の支え合いの実現に向けた取組の検討が据えられ、本年5月29日に検討の方向性が示されている。
- さらに、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太の方針）においては、「全ての人々が地域、暮らし、生きがい

を共に創り高め合う地域共生社会を実現する」として、「断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性が示された。

- このような政策の流れを踏まえて、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、社会の変化や個々人のニーズの変化、各地域で生まれつつある実践等を踏まえ、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について検討を行うことを目的として本検討会は設置され、これまで、計5回にわたり議論を重ねてきた。

Ⅱ 福祉政策の新たなアプローチ

1 個人を取り巻く環境の変化と今後強化すべき機能

(1) これまでの福祉政策の枠組みと課題

- 日本の福祉政策は、他の先進国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、個々のリスク・課題の解決を目的として現金給付や福祉サービスなどの現物給付を行うという、基本的なアプローチの下で、公的な福祉サービスの量的な拡大と質的な発展を実現してきた。これにより、経済的な意味での生活保障やセーフティネットの確保は大きく進展した。
- その一方で、高齢、障害といった対象者別の制度の専門性は高まったものの、個別制度の適用要件に該当しない者は支援の対象とならない、8050 問題のような複合的なニーズに柔軟に対応できない、人生を通じた一貫した支援が受けられないといった課題が指摘されている。そして、相談支援の実践においては、このような課題への対応に苦慮している様子が明らかとなってきている。

(2) 個人や世帯を取り巻く環境の変化

- 個人や世帯を取り巻く環境も大きく変化している。例えば、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しており、
 - ・ 社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化
 - ・ 生活困窮を始めとする複合的な課題や、人生を通じて複雑化した課題の顕在化
 - ・ 雇用を通じた生活保障の機能低下（例えば、就職氷河期世代の就職困難、不安定雇用）などの変化が見られている。
- また、世帯構造についても、
 - ・ 高齢化や生涯未婚率の上昇に伴う単身世帯の増加
 - ・ ひとり親世帯の増加など、生活保障の一部を担ってきた家族の機能にも変化が見られている。
- さらに、社会の変化として、
 - ・ 共同体機能の低下（血縁、地縁、社縁の脆弱化）

- ・ 少子高齢化や急速に進む人口減少などの人口動態の変化
 - ・ 経済のグローバル化や安定成長への移行など経済環境の変化などが見られている。
- このような個人や世帯を取り巻く環境の変化に呼応する形で、個人の価値観やライフスタイルの多様化が見られており、例えば、
- ・ 他者や自然とつながりながら生きるといった、経済的な豊かさに還元できない、豊かさの追求
 - ・ 家族観や結婚観の変化
 - ・ 働き方の多様化
- などが生じている。

(3) 今後強化が求められる機能

- 元来、個人の人生は複雑・多様であるが、近年その複雑化・多様化が一層進んでいるといえる。相談支援の実践においても、経済的困窮や、病気、住まいの不安定などの課題が複合化した事例が多く見られている。また、教育問題など福祉領域以外の課題が関係する場合、生きづらさの背景に、家族の問題や本人の不安、ひきこもりなど本人や家族の社会的孤立といった関係性の貧困が存在する場合、自己肯定感・自己有用感が低下している場合など、既存制度の枠組みのみでは対応が難しい事例、支援に時間を要する事例も多く見られている。
- このことから、今後の福祉政策を考えるに当たり、典型的なリスクを抽出し対応する従来の枠組みの延長・拡充のみでは限界があるといえる。
- 今求められているのは、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことができるように支援する機能の強化である。

2 対人支援において今後求められるアプローチ

- 福祉の専門職による対人支援は、
- ・ 具体的な課題解決を目的とするアプローチ
 - ・ つながり続けることを目的とするアプローチ
- に大別できる。

- このうち、具体的な課題解決を目的とするアプローチは、本人が有する特定の課題を解決に導くことを目的とするものである。このアプローチを具体化する制度は、それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視した設計となっている。このアプローチは、その性質上、本人や世帯の抱える課題や必要とされる対応が明らかな場合に有効である。
- これに対して、つながり続けることを目的とするアプローチ（以下「伴走型支援」という。）は、支援者と本人が継続的につながり関わりながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目的とするものである。それを具体化する制度は、本人の暮らし全体を捉え、その人生の時間軸も意識しながら、継続的な関わりを行うための相談支援（手続的給付）を重視した設計となる。また、伴走型支援は、生きづらさの背景が明らかでない場合、自己肯定感・自己有用感が低下している場合、8050 問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に特に有効であるが、同時にこれは、直面する困難や生きづらさの内容にかかわらず、長期にわたる場合も含め、本人の生きていく過程に寄り添う支援として、広く用いることができる。
- 対人支援においては、一人ひとりの生が尊重され、自律的な生を継続していくことができるよう、本人の意向や本人を取り巻く状況に合わせて、2つのアプローチを「支援の両輪」として組み合わせることが必要である。特に、冒頭に示した日本の福祉政策の課題と個人を取り巻く環境の変化に鑑みれば、伴走型支援の意義を再確認し、その機能を充実していくことが求められている。
- そして、いずれのアプローチにおいても、本人を中心として寄り添い伴走する意識をもって支援に当たることを、今後より重視していくことが求められている。

3 伴走型支援を具体化する際の視点

- 専門職が伴走型支援を用いることによって、対人支援において以下のような質的な変化が起こり、個人の自律的な生を支えることにつながることを期待される。
 - ・ 個人が複雑・多様な問題に直面しながらも、生きていこうとする力を高めることに力点を置いた支援を行うことができる

- ・ 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が人として出会い、そして支援の中で互いに成長することができる
 - ・ 具体的な課題解決を目的とするアプローチとともに機能することによって、支援者と本人との間に重層的な支援関係を築くことができる
 - ・ 孤立した本人の他者や社会に対する信頼が高まり、周囲の多様な社会関係にも目を向けていくきっかけとなり得る
- 一方で、元来、個人の人生は多様かつ複雑なものであることを踏まえると、個人の自律的な生を支える、社会へ関わるための経路についても多様であることが望ましく、専門職による支援のみを社会とつなげるきっかけとして想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職が関わる中で、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を設けることを通じて、徐々に住民同士のケア・支え合う関係性が新たなつながりを生んでいる事例が見られる。従来からの民生委員・児童委員の活動に加え、最近ではボランティア団体などによる「子ども食堂」、「認知症カフェ」など、地域において多様な社会的課題への取組が広がっている。
- 相互の学びから生じるつながりは、多様な参加の機会を生み、一人ひとりの生の尊重や自律的な生の継続へとつながる。そして、こうしたつながりは、制度を通じた包摂と相まって、地域におけるセーフティネットの基礎となるが、これと同時に、専門職による伴走型支援が普及し、福祉の実践が地域に開かれていくことで、本人と地域¹や社会とのつながりを回復させることができ、社会における包摂が実現されていく。
- このように、現行の現金・現物給付の制度に加えて、専門職による伴走型支援と住民同士のケア・支え合う関係性の双方を基盤として、地域における多様な関係性が生まれ、それらが重なり合うことで、地域における重層的なセーフティネットが構成されていく。
- したがって、福祉政策の新たなアプローチに基づく制度を検討するに当たっては、一方において専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが

¹ この中間とりまとめにおいて、「地域」という用語は、地理的概念としての地域そのものあるいは地縁に基づくコミュニティを指し、地縁以外の多様な自発的コミュニティも含む場合は、「地域とコミュニティ」というようにコミュニティという言葉を加えて表記する。

希薄な個人をつなぎ戻していくことで、包摂を実現していく視点と、他方において専門職との関係以外に社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進めるという視点という、双方の視点が重要である。

4 重層的なセーフティネットの構築に向けた公・共・私の役割分担の在り方

- 福祉政策の新たなアプローチの下では、公・共・私の役割分担についても、「自助・互助・共助・公助」を固定的に捉えるのではなく、
 - ・ (準)市場の機能を通じた保障(福祉サービス、就労機会など)
 - ・ 共同体・コミュニティ(人と人との関係性)の機能を通じた保障(地域におけるケア・支え合いなど)
 - ・ 行政により確保される機能を通じた保障(現金・現物給付、伴走型支援を含む手続的給付など)

のそれぞれが連携しながら、バランスの取れた形で役割を果たし、個人の自律を支えるセーフティネットを充実させていくという考え方に転換していく必要がある。

Ⅲ 包括的な支援体制の整備促進のための方策

1 対応の骨格

- 本検討会では、社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項に規定する市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進するための方策について、モデル事業の実施状況やモデル事業実施自治体におけるニーズ等を踏まえつつ検討を行ってきた。
- 後述するように、これまでの検討から、Ⅱで述べたような福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の 3 つの支援の機能を一体的に具えることが必要と考えられ、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。
 - ・ 断らない相談支援
 - ・ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ・ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- 現在、相談機関等の支援体制に対して個別制度がそれぞれ補助する形をとっていることで、このような断らない相談支援を中心とした包括的な支援体制を市町村において構築しづらくなっている。こうした課題を解消し、包括的な支援体制を、各自治体の状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた既存の制度の縦割りを再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- なお、その際、社会保険制度と社会福祉制度の性質の違いなど、既存の社会保障制度の機能の在り方についても留意する必要がある。

2 断らない相談支援について

(1) 断らない相談支援の機能

- モデル事業における包括的な支援体制の構築は、以下の 2 つの体制づくりから構成されている。
 - ・ 住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

- ・ 市町村圏域において、地域住民が把握した地域課題のうち複合化・複雑化した課題に対応できる、多機関の協働による総合的な相談支援体制づくり
- モデル事業実施自治体との協議から、これらの体制づくりには、以下の機能が必要であることが明らかとなった。
- (ア) 多機関協働の中核を担う機能
- ・ 制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースの支援調整
 - ・ 個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出の推進
 - ・ 多機関のネットワークの構築
 - ・ 相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成
- (イ) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能
- ・ 分野横断的・複合的な相談であっても受け止める機能
 - ・ 関係機関と連携しながら、課題解決に向けた対応を行い、必要に応じて適切な機関につなぐ機能
- 一方で、モデル事業を始めとする相談支援の実践においては、本人・世帯単位で複合化した課題に対応する柔軟な支援の必要性に加えて、
- ・ 本人や世帯に関わっていく中で主訴と異なる課題が明らかになるケース
 - ・ 中長期で捉えると、本人のライフステージが変化するに従って、抱える課題が変化したり、新たな課題が発生したりするケース
- などが見られ、個別課題の解決のための支援と合わせ、継続的な関わりそのものを目的とする支援の必要性が明らかとなっている。
- 本検討会における議論においても、
- ・ 断らず受け止めるという入口とともに、受け止めた後、継続的に関わる支援も併せて重要であり、
 - ・ 継続的な支援を展開する際にいずれの者が中心として関わっていくか、支援体制の構築に当たって困難を感じることもある
- との意見があった。
- これを踏まえると、断らない相談支援の機能としては、「(ア) 多機関協働の中核を担う機能」、「(イ) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能」に加え、「(ウ) 継続的な関わりを可能とする機能」を確保することが必要と考えられる。

(2) 断らない相談支援の具体化のための体制

- 上記(ア)から(イ)までの機能について、市町村において具体化することを念頭に、それを担う主体や圏域を想定して分解すると、以下のとおり整理できる。
 - ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又は他の支援関係者につなぐ機能
 - ② 制度の狭間・隙間の事例、課題が複合化した事例や、生きづらさの背景が十分明らかでない事例にも、本人・世帯に寄り添い対応する機能
 - ③ 上記を円滑に機能させるために、福祉、医療、住宅、司法、教育など、本人・世帯を取り巻く支援関係者間の調整を行い、多機関のネットワークの構築や、個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出、相談支援に関するスーパーバイズや人材育成などを行う機能

- 上記①から③までの機能を担う主体については、
 - ・ ①の機能については、断らない相談支援に関わる全ての相談支援機関で行う
 - ・ ②の機能については、多機関協働の中核を担う主体による調整の下、全ての支援関係機関が協働して行う体制を作る
 - ・ ③の機能については、多機関協働の中核の機能が行うとの整理の下で体制整備を行うべきである。

- また、それぞれの機能が確保される圏域については、基本的には
 - ・ ①の機能については、住民に身近な圏域を中心に確保し、
 - ・ ②及び③の機能については、市町村圏域等において確保するとの方向性で検討を行うべきである。

- 一方、本検討会では、体制整備の在り方については、各市町村の地理的条件や人口規模などの違いにより多様性があるのではないかと、という意見や、小規模自治体においては日常生活を考えると①及び②の機能を担う関係者が、地域住民に身近な「かかりつけ」として存在していることが重要ではないかとの意見もあり、地理的・社会経済的条件等市町村がそれぞれ異なる実情にあることを踏まえつつ検討を行っていく必要がある。

(3) 断らない相談支援の具体化に向けた検討事項

- 本検討会の議論では、断らない相談支援を担う従事者が行うべき支援に関する基本的な姿勢・理念として、以下の要素が浮かび上がってきており、市町村の体制においてこれらが具えられるよう、体制の評価や人材育成の仕組みの具体化を検討する必要がある。
 - ・ アウトリーチを含む早期的な支援
 - ・ 本人・世帯を包括的に受け止め支える支援
 - ・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点からの支援
 - ・ 信頼関係を基盤とした継続的な支援
 - ・ 地域とのつながりや関係性づくりを行う支援

- 加えて、断らない相談支援に関わる支援者の専門性について、
 - ・ 属性にかかわらず様々な相談を受け止めるためには、相当の専門性が必要となるのではないかという意見があった一方で、
 - ・ 専門性を確保するためにも、まずは、自治体の中の共通理念として「断らない」ことを掲げることが大事なのではないか、「断らない」と掲げれば、受け止め対応するための工夫や努力、知恵を出すことにつながるとの意見があった。

- さらに、断らない相談支援と地域との関係性について、
 - ・ 本人や世帯を地域から切り離すことがないよう、相談支援を行う際も常に地域とのつながりや関係性を考えることが必要
 - ・ 早期対応という観点からは、日常の営みとして特段意識されていない、既存の地域におけるつながりや支え合う関係性を含むインフォーマルな支援として、地域の力が重要であり、地域の中に見守りから気付きにつながる支援を生むことが必要といった意見が複数あった。

- したがって、断らない相談支援の機能の具体化に向けては、上記①から③までの機能をベースにしつつ、断らない相談支援に求められる専門性（人員配置や資格要件等）を明らかにするとともに、入口の相談支援のみならず社会とのつながりも視野に入れた制度設計とすべきである。

その際、支援員個人の力量に過度に依存せずにチームとして機能できるような仕組みとするとともに、長期的な視点に立って支援の効果を多元的にとらえる適切な評価の在り方を検討することが必要である。

3 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）について

- 社会的孤立など関係性の貧困が課題の複合化・複雑化の背景となっていることが多いことから、本人・世帯と地域との接点をどのように確保するかが重要であり、そのためには断らない相談支援と一体的かつ縦割りを克服した多様な参加支援（社会とのつながりや参加の支援）が求められている。

- 参加支援を考えるに当たっては、本人・世帯と地域とのつながりや関係性の構築を中心に考え、場合によっては地域や参加の機会を作る主体（例えば、就労支援であれば、地域の中小企業など）への支援も行っていく必要がある。

- 参加支援として求められる具体的な内容（支援メニュー）について、本検討会では以下のような意見があった。
 - 断らない相談支援で受け止めた課題を整理し、次なるアクションにつながるまでの期間、本人との関わりを続けながら生活支援（一時的な生活保障）を行うことが必要である
 - 多様な仕事づくり・就労支援が重要である（例えば、障害者だけではなく、働きたい高齢者や不安定雇用等の若者も利用できる弾力的な就労支援サービスや就労機会等）
 - 血縁の脆弱化を考えると、居住支援や就労支援に際して一定程度公的な身元保証の仕組みが求められている
 - 介護や子育て、障害者支援、就労支援、身元保証等の日常的な関わりが「かかりつけ」となれば、生活課題の深刻化を防ぐことにもなる
 - 孤立した状態から社会参加ができるようになるまでには多くの隔たりが存在しているため、まず社会とのつながりを築く第一歩として、本人の生きがい・やりがいになる活動ができる場の提供が必要である

- また、参加支援を構築していく際の留意点としては、
 - 各種制度のサービスにおいて、弾力的な運用（利用者の範囲、既存資源の活用等）を行えることが必要であり、効果的である
 - 現場においていかに柔軟に、本人・世帯のニーズに合わせた参加支援を行うことができるかが重要である
 - 地域全体でかつ公民協働で参加支援を作っていく意識の醸成（当事者意識）と仕組みの構築が求められているといった意見があった。

- 今後、参加支援を具体化していくに当たっては、上記意見も踏まえ、地域の実践や実際の制度に照らしながら支援メニューの具体化を図りつつ、現場において柔軟性をもって取り組むことができるような仕組みを検討すべきである。

4 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援など地域づくりについて

(1) 今後の地域づくりの在り方について

- 住民が抱える困難は、地域における暮らしの中で生まれており、地域やコミュニティにケア・支え合う関係性があることで、断らない相談支援や参加支援が有効に機能することにもつながる。
- 実際に、地域の実践では、地域住民の気付きの力と一体となった相談支援等の体制を作ることによって、地域における包摂が進んでいる例が見られる。また、参加する個々の住民の意欲や関心に基づく取組を進めることで、住民が地域づくりの主体となっていく動きも見られる。
- このため、地域における包括的な支援体制の構築に当たっては、断らない相談支援や参加支援とともに、地域やコミュニティにおける多様なつながりを育むための方策（地域づくり）を検討する必要がある。
- しかしながら、断らない相談支援や参加支援が、政策として具体化しやすいのに対して、多様なつながりを育むための政策は立案と実施のそれぞれの段階における丁寧な対応を欠くと、十分な成果をあげることが難しく、お仕着せのものになってしまう可能性もある。あるいは、日常の営みとして特段意識されていない、地域の祭りや自治会行事などをきっかけにつながりが築かれる場合も含め、既存の地域のつながりや支え合う関係性が存在する場合において、それを十分に把握しないままに、政策的に新たなつながりを生み出そうとすると、既にある住民の自発的な取組を損なうことになってしまう場合がある。
- これを踏まえ、地域住民の主体性を中心に置き、地域のつながりの中で提供

されているケア・支え合う関係性を尊重するという姿勢が不可欠である。その上で、住民同士が共に生き、暮らし続けられる地域としていくことを目指して、地域のつながりが弱くなっている場合には行政からつなぎ直しを行うための支援を行うこと、また都市部などで地域のつながりがとりわけ弱い場合には新たなつながりを生み出すための支援を行うといったように、地域ごとの状況に合わせて、地域の支え合いを支援するきめ細かな対応を行うべきである。

- 同時に、地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠である。地域の暮らしを構成しているのは福祉だけではなく、本人や世帯、地域が抱える課題も直接福祉に関係するものだけではない。また、福祉を含む地域の社会経済活動は、地域社会の持続を前提としている。

誰もが多様な経路で社会に参加することができる環境を確保する観点からは、地域の持続可能性への視点を持つとともに、まちづくり・地域産業など他の分野との連携・協働を強化することが必要と考えられる。

(2) 地域住民同士のケア・支え合う関係性（福祉分野の地域づくり）

- 福祉の観点をきっかけとする地域づくりの実践から、地域づくりを進めていく上では、世代や属性にかかわらず、以下の機能の確保が必要である。
 - ・ ケア・支え合う関係性を広げつなげていく、全世代対応のコーディネート機能
 - ・ 住民同士が会うことのできる場、気にかけて関係性をつくるための居場所の機能
- このうちコーディネート機能については主に以下の①から④までの役割があると考えられる。
 - ① 既存の社会資源の把握と活性化
 - ② 新たな社会資源の開発
 - ③ 住民・社会資源・行政間のネットワークの構築（連携体制の構築、情報の共有）
 - ④ 地域における顔の見える関係性の中での共感や気付きに基づく、人と人、人と社会資源のつなぎ
- 地域の実践については、コーディネート機能の①の役割の一部及び④の役割は、日常的な関わりに基づいて住民が担う一方、これを支援するために行政や専門職が①から③までの役割を担うことで、持続性の高い取組を展開して

いる例が見られる。

このように、コーディネート機能の確保に当たっては、機能のすべてを一つの主体が担う形態だけでなく、役割の性格に応じて異なる主体が連携して担う柔軟性を確保するとともに、特に住民が役割の一部を担うのであれば行政や専門職がそれを支えるという視点が必要である。

- さらに、福祉分野において講じられてきた地域づくりの実践では、一つの属性に着目して始まった取組が、属性を超える取組へと進化していく動きが見られる。また、地域づくりの取組は、子どもから高齢者まで多様な住民が参加し得るものであり、取組によって生まれ広がるケア・支え合いの関係性は、世代・属性を問わず住民の暮らしを支える基盤となる。また、多世代の関わりが生まれることにより、幼少期の頃から地域の文化や多様な暮らしぶりに触れ、地域への意識を育むことができるとともに、従来の地域のつながりの在り様が、新たな文化や価値観を受け入れるように変化していくことにもつながっている。

これを踏まえ、コーディネーターの配置や居場所を始めとする多様な場づくりなど、福祉の各分野における地域づくりの支援について、全世代・全属性対応へと再構成する必要性について検討すべきである。

- また、地域住民同士のケア・支え合う関係性を育むに当たっては、幼少期の頃から多様性を認め合う意識を持ち、学びと対話、福祉教育を通して多様な人たちとの関わりができるようになることにより、既存の地域におけるつながりの質を高め、福祉課題に対する地域の無関心、偏見や差別といった問題を軽減することができることを認識することも重要である。

(3) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- 近年、他の政策領域においても、地域の持続可能性の向上や地方創生の観点から、地域やコミュニティの多様な活動に対する支援の在り方や、新たな公・共・私の役割分担の在り方を模索する試みが見られている。
- 地域住民同士のケア・支え合う関係性を地域において広げていく際も、地域の企業や産業など経済分野、教育分野など他の分野と連携することで、一人ひとりの暮らしを地域全体の視点から捉えることが可能となり、社会とのつながりや参加に向けた一層多様な支援を展開することができる。

- また、福祉も地域の持続を前提として成り立っていることを踏まえると、福祉の関係者が地域を構成する他の主体との連携（例えば、人手不足を抱える地元企業や農業との連携）にも視野を広げ、地域の持続に向けた主体的な担い手として参画することが必要となると考えられる。そのような福祉の関係者の変化が、地域の持続を支えることにつながる。
- 地域やコミュニティの支援政策を重ね合わせることによる相乗効果を念頭に置くと、分野ごとの支援につながる政策を今後も一層強化していくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの領域の関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築することが必要である。
- また、特に若い世代にとっては、地域やコミュニティに関わる入口が多様にあることが望ましいことから、「プラットフォーム」についても、地域において単一のものであることを前提とするのではなく、多様な「プラットフォーム」が複数存在することのできるモデルとすることが求められる。
- さらに、この「プラットフォーム」における気付きを契機として、複数分野の関係者が協働しながら地域づくりに向けた活動を展開するための支援方策についても検討すべきである。

5 包括的な支援体制の整備促進の在り方

- モデル事業においては、柔軟性や余白のある事業設計とすることで、
 - 支援関係者の問題意識、自治体の規模やこれまでの取組、地域資源の状況等に合わせ、それぞれの創意工夫の下、相談機能・窓口や多機関協働の連携における中核機能の配置を行う
 - 一度整備した体制についても、振り返りや関係者間の議論を行うことで、試行錯誤しながら改善したり軌道修正するなど、自治体の実情に合った包括的な支援体制を整備することが可能となっている。
- 包括的な支援体制の構築においては、このように自治体内で分野横断的な議論を行い、試行錯誤を重ねることができプロセスの柔軟性が重要である。新たな制度の創設を検討する場合にも、それが可能な制度設計を目指し、自治

体の裁量の幅を確保できるようにすべきである。

- また、支援対象者が市町村域を超えて居住地を転々とするなど、市町村域を超えた調整等が必要な場合や、専門的な機能について小規模市町村では個々に確保することが難しい場合もある。このため、例えば、
 - ・ 基礎自治体である市町村を中心とした包括的な支援体制の構築を進める一方、都道府県が市町村における体制づくりを支援すること
 - ・ 市町村の体制から漏れてしまう相談を受け止めて、もう一度市町村につながり戻していくこと
 - ・ 市町村域を超える広域での調整や必要に応じた助言・人材育成等に当たること

など、都道府県の役割の具体化を図っていくべきである。

加えて、支援につながる力の極端に弱い人たちや平日日中に相談窓口に来られない人たち等の存在も考慮し、都道府県域を超えるより広域での支援体制の検討や、SNS など様々なツールを活用した支援への多様なアクセス手段の確保についても、引き続き取り組む必要がある。

- このような重層的な支援体制を構築していくに当たり、本人や世帯に対する包括的な支援を実効性のあるものとするために、福祉以外の医療、住宅、司法、教育などの支援関係者においても本人や世帯に寄り添い伴走する意識を持って支援が行われることが必要である。
- さらに、国による財政支援についても、包括的な支援体制の構築を後押しする観点から、
 - ・ 地域の多様なニーズに合わせて、分野・属性横断的に一体的・柔軟に活用することができる
 - ・ 煩雑な事務処理を行うことなく支援を提供できるなど、一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。
- その際、自治体における事業の実施の支障とならないよう留意しつつ、経費の性格の維持など国による財政保障の在り方にも十分配慮して今後検討を進めることが必要である。

IV 今後の検討に向けて

- 本中間とりまとめで明らかとしたように、福祉政策の新たなアプローチとして求められているのは、複雑・多様な問題を抱えながらも一人ひとりの生が尊重され、多様な社会との関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化である。
- このため、政策を検討する際には、
 - 個人や世帯が地域やコミュニティとのつながりを回復するために、専門職等が伴走しながらつなぎ戻し、参加を支援していく包摂の観点と、
 - 地域やコミュニティにおける多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点の双方を重視することが必要である。
- 社会への包摂を目指す対人支援については、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチに加えて、つながり続けることを目的としたアプローチにより重点を置くべきであり、その中核の機能として、断らない相談支援を確立していくことが課題である。
- また、本人の自律的な生の継続を支える、地域やコミュニティにおける多様なつながりが生まれやすくなる環境整備については、共同体の機能の低下などの背景を踏まえると、福祉の観点からの地域づくりを推進する取組を強化していくことはもちろんのこと、地方創生やまちづくりなど他分野の政策との連携なども確実に政策の射程として捉え、具体化していく必要がある。
- さらに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、断らない相談支援を中核とする包括的な支援体制の構築を進めるためには、属性ごとの縦割りを超えて、地域ごとの多様な体制整備を支援するための柔軟な財政支援が不可欠である。
- このように、計5回にわたる検討会での議論により、
 - 福祉政策の新たなアプローチの在り方
 - 包括的支援に求められる機能
 - 包括的支援を具体化する際の体制整備と財政支援の在り方については、大きな方向性において意見の一致を見た。

- 今後、本検討会においては、更なる議論を重ねながら、政策の具体化を検討していくことになるが、特に、包括的支援を行う枠組みについては、
 - ・ 参加支援の具体的内容
 - ・ 包括的な支援体制を構築する圏域の考え方
 - ・ 包括的支援を進める際の協議体の考え方（既存の協議体との整理）
 - ・ 事業の実施に係る計画など包括的支援の適正性を担保するための仕組みの在り方（地域福祉計画を始めとする既存の各種計画との関係性の整理）
 - ・ 包括的支援に求められる人員配置要件や資格要件の在り方
 - ・ 広域自治体としての都道府県の役割
 - ・ 保健医療福祉の担い手の参画の促進方策等の論点について検討を深める必要がある。

- このほか、
 - ・ ソーシャルワーカーの本来の役割である対人支援に時間を充てられるよう、ICTなどのテクノロジーの活用等により事務量の軽減を図るべきである
 - ・ 断らない相談支援を始めとする包括的支援に関わる人材の育成の在り方や人材の確保に向けた環境整備を図るべきである
 - ・ 地域福祉行政の拠点としての福祉事務所の今後の在り方について、企画機能の位置づけやそれに附帯した人材育成の必要性も含め検討すべきである
 - ・ 地域においてケア・支え合う関係性を広げ、地域ごとの多様性に対応するためには、人づくりや人材確保に重きを置くべきであり、当事者と人として出会い、その経験や苦勞から学ぶ機会を与えるような福祉教育や専門職教育が必要である
 - ・ 人材養成に際しては、同一の研修に参加するなど専門職と地域住民が相互に学び合う場を設ける必要がある
 - ・ 社会福祉法人が、地域における公益的活動の一環として、より積極的に、民間の公共的セクターとしての役割を担えるように後押しする必要がある
 - ・ 地域づくりは地域の多様な領域の関係者の参画を要するものであり、かつ地理的条件や地縁の強弱など背景が異なることから、地域・コミュニティ支援の施策には長期的な視点が必要であり、その評価についても長期的な指標を用いるべきであるとの意見もあった。

- 最後に、本検討会に求められているのは、今回の議論を通じて、今一度、一人ひとりが生まれながらにして持つ権利と存在そのものへの承認を中心に据えた福祉政策の在り方について、道筋を立てることである。今後の検討にあた

っても、常にこの点に立ち戻りながら議論を進めていきたい。